

# 最終指定親会社及び子法人等の 業務及び財産の状況に関する説明書類 【平成 25 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 57 条の 16 の規定に基づき、  
野村証券株式会社（特別金融商品取引業者）の全ての営業所又は  
事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

野村ホールディングス株式会社

# 目 次

頁

I. 最終指定親会社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 最終指定親会社の指定を受けた日	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株式に係る議決権保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式に係る保有数及び総株主の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	4
5. 資本金の額	4
6. 役員の氏名又は名称	4
7. 事業の内容	5
8. 本店又は主たる事務所の名称及び所在地	5
9. 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日	5
II. 最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する事項	6
1. 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成	6
2. 最終指定親会社の子法人等に関する事項	7
III. 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する事項	9
1. 直近の事業年度における業務の概要	9
2. 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標	12
IV. 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項	13
1. 連結財務諸表	13
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	123
3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益	125
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益	125
5. 最終指定親会社及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産の額として算出したもの	125
6. 連結財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	125
7. 連結自己資本規制比率及び経営の健全性の状況	126
V. 報酬等に関する事項	166
1. 報酬の決定に関する主要な機関等	166
2. 報酬の体系	167
3. リスク管理との整合性及び業績との連動性	168
4. 当期の報酬の種類及び支払総額	169
5. その他	169

I. 最終指定親会社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

野村ホールディングス株式会社

2. 最終指定親会社の指定を受けた日

平成23年4月22日

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、当社設立。
15年1月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和2年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	当社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年4月	東京証券取引所正会員となる。
26年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年4月	野村証券投資信託委託株式会社(平成9年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴い、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	当社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年4月	当社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年1月	当社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.を証券業現地法人として設立。
56年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc.を米州持株会社として設立。
2年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.をアジア持株会社として設立。
5年8月	野村信託銀行株式会社設立。
9年4月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を当社に移管し、金融研究所設立。
10年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。

年 月	沿 革
12年 7月	野村バブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年 2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴い、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に変更）。
13年12月	当社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年 6月	当社および国内子会社14社が委員会設置会社へ移行。
16年 8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
18年 3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
18年 4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社設立。
19年 2月	インスティネット社を連結子会社とする。
19年10月	株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ設立。
20年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
21年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
23年 5月	野村土地建物を連結子会社とする。これに伴い、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となる。
25年 3月	野村不動産ホールディングス株式会社を持分法適用会社とする。

(2) 経営の組織

平成 25 年 7 月 1 日現在の組織図は以下のとおりであります。



4. 株式に係る議決権保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式に係る保有数及び総株主の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成25年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	議決権割合
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	181,119	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	143,237	3.86
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	92,515	2.49
CACEIS BANK FRANCE, ORDINARY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	62,518	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	38,989	1.05
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	38,865	1.05
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	37,288	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	37,006	1.00
野村グループ従業員持株会	36,574	0.98
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	36,449	0.98

5. 資本金の額

594,493 百万円

6. 役員の名又は名称

取締役

(平成25年7月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別
取締役会長	古賀 信行	常勤
取締役	永井 浩二	常勤
〃	吉川 淳	常勤
〃	鈴木 裕之	常勤
〃	デイビッド・ベンソン	常勤
〃	坂根 正弘	非常勤
〃	兼元 俊徳	非常勤
〃	藤沼 亜起	非常勤
〃	草刈 隆郎	非常勤
〃	クララ・ファース	非常勤
〃	マイケル・リム	非常勤

注(1) 取締役のうち、坂根正弘、兼元俊徳、藤沼亜起、草刈隆郎、クララ・ファースおよびマイケル・リムは会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	古賀 信行
	委員	坂根 正弘
	委員	草刈 隆郎
監査委員会	委員長	藤沼 亜起
	委員	兼元 俊徳
	委員	鈴木 裕之
報酬委員会	委員長	古賀 信行
	委員	坂根 正弘
	委員	草刈 隆郎

## 執行役

役 職 名	氏 名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表執行役 グループ CEO	永井 浩二	有	常勤
代表執行役 グループ COO兼 ホールセール部門CEO	吉川 淳	有	常勤
執行役 営業部門CEO	森田 敏夫	無	常勤
執行役 アセット・マネジメント部門 CEO	岩崎 俊博	無	常勤
執行役 コーポレート 統括	永松 昌一	無	常勤
執行役 財務統括 責任者(CFO)	柏木 茂介	無	常勤

## 7. 事業の内容

当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成25年3月末現在738社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は平成25年3月末現在18社であります。

## 8. 本店又は主たる事務所の名称及び所在地

### (1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村証券株式会社 本支店（計177店：東京都42店、関東地方（東京都を除く）43店、北海道地方5店、東北地方10店、北陸地方4店、中部地方16店、近畿地方31店、中国地方9店、四国地方5店、九州・沖縄地方12店）

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京、大阪）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）

### (2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティテットInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

## 9. 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

### (1) 商号

野村証券株式会社

(2) 登録年月日及び登録番号

平成19年9月30日 関東財務局長（金商）第142号

(3) 届出日

平成23年5月13日

II. 最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する事項

1. 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成

野村ホールディングス株式会社（最終指定親会社）	営業部門	<主要な関係会社> (国内) 野村証券(株)(対象特別金融商品取引業者)	他
	マネージメント・アセット部門	<主要な関係会社> (国内) 野村アセットマネジメント(株)	他
	ホールセール部門	<主要な関係会社> (国内) 野村証券(株)(対象特別金融商品取引業者) 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)  (海外) ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンス LLC インスティネット Inc. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ノムラ・インターナショナル PLC ノムラ・バンク・インターナショナル PLC ノムラ・キャピタル・マーケット PLC ノムラ・アジア・ホールディング N.V. ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED ノムラ・シンガポール LIMITED	他
	その他	<主要な関係会社> (国内) 野村信託銀行(株) 野村ファシリティーズ(株) 野村土地建物(株)  (株)野村総合研究所 ※ (株)ジャフコ ※ 野村不動産ホールディングス(株) ※	他

※持分法適用関連会社

2. 最終指定親会社の子法人等に関する事項

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	※1	※2	関係内容
野村證券株式会社 (対象特別金融商品取引業者)	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100	100	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業務 投資顧問業務	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ファシリティーズ株式会社	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸および管理業	100	100	店舗等の賃貸借および管理 設備の貸借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
野村土地建物株式会社	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸および管理業	100	100	設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東京都千代田区	百万円 20,275	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,939	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 3,650	証券業	—	100	設備の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,581	持株会社	—	100	役員の兼任…無
インスティテット Incorporated	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,307	持株会社	—	100	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 7,053	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 増資の引受 役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 7,780	証券業	—	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 555	金融業	—	100	債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・キャピタル・マーケット PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,123	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	オランダ、 アムステルダム市	百万円 122,122	持株会社	100	100	役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル (ホンコン)LIMITED	香港	百万円 132,711	証券業	—	100	設備の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポールドル 239	証券業 金融業	—	100	債務保証 役員の兼任…有
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都千代田区	百万円 7,500	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 役員の兼任…無
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、 投資助言・代理業	100	100	設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	投資運用業、 投資助言・代理業	100	100	設備の貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100	100	設備の貸借等の取引 役員の兼任…無
チャイェックス・ジャパン株式会社	東京都港区	百万円 1,239	証券業	—	100	役員の兼任…無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	※1	※2	関係内容
株式会社だいこう証券ビジネス	東京都中央区	百万円 8,904	証券関連業務	19.8	20.1	役員の兼任…無
高木証券株式会社	大阪府大阪市	百万円 11,070	証券業	—	30.7	役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100	100	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナ ンス N.V.	オランダ、 アムステルダム 市	百万ユーロ 51	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
NH I アクイジション・ホール ディング Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	6.5	38.8	情報システムに関する業務委託 役員の兼任…無
株式会社ジャフコ	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資 事業組合等管理 運營業	18.9	24.4	役員の兼任…無
野村不動産ホールディングス 株式会社	東京都新宿区	百万円 115,728	持株会社	—	34.2	役員の兼任…無

※1：最終指定親会社の議決権保有割合(%)

※2：最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合(%)

### Ⅲ. 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する事項

#### 1. 直近の事業年度における業務の概要

##### (1) 業績総括

当期の世界経済を顧みますと、昨年半ばにかけて、欧州債務問題の先行きに対する不透明感等により、先進国に加え、新興国でも景気に減速感が見られました。その後、主要国の金融緩和や欧州中央銀行によるユーロ維持に向けた体制整備への取組み等により、年末にかけて世界経済は緩やかな回復基調となりました。このような中、世界的に株式等のリスク資産へ資金をシフトさせる動きが加速しました。

一方、日本経済は、昨年末までは輸出の低迷等により景気は弱い動きとなりましたが、政権交代後は、デフレ脱却に向けた財政・金融政策への期待から、円高が修正され、株価が上昇するとともに、景況感も改善しました。

東証株価指数（TOPIX）については、期初の 856 ポイントから 6 月には昭和 58 年 12 月以来の安値となる 695 ポイントまで下落するなど、当期前半は軟調に推移しましたが、11 月以降反転し、当期末には 1,034 ポイントまで回復しました。また、円ドル相場については、期初の 1 ドル 77 円台から円高の修正が進み、94 円台で当期末を迎えております。

金融規制に関しては、バーゼルⅢ（金融機関に対する新たな自己資本等に関する規制）をはじめとして、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革が段階的に実施されており、今後も引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このような環境下、当社は「すべてはお客様のために」という基本観のもと、刻々と変化するニーズに応えるため、商品とサービスを拡充させるとともに、より付加価値が高いご提案を行うことに努めました。営業部門ではコンサルティング営業を推進し、アセット・マネジメント部門では国内外における運用資産の拡大と運用パフォーマンスの向上に努めました。

また、ホールセール部門では、お客様に付加価値が提供できるビジネス分野への「選択と集中」を推進したほか、地域間、ビジネス間での連携強化を図ることで、多様化するお客様のニーズにお応えしてまいりました。

さらに、当社は、市場環境に左右されず継続的に安定した利益を計上できるよう、前期に実施したコスト削減に引き続き、当期も追加で総額 10 億ドルのコスト削減を着実に実行しております。また、経営資源の最適配分を目指して、本年 3 月には当社子会社の保有する野村不動産ホールディングス株式の売出しを実施いたしました。これにより、野村不動産ホールディングス株式会社は、連結子会社から持分法適用会社となっております。また一方で、業務の効率化に向けたシステム投資をはじめ、事業基盤の整備に向けた投資も着実に実施いたしました。

以上の取組みの結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比 18.1%増の 1 兆 8,136 億円、金融費用以外の費用は同 8.6%増の 1 兆 5,759 億円、税引前当期純利益は 2,377 億円、当社株主に帰属する当期純利益は 1,072 億円となり、当期の EPS（注）は 28.37 円、株主資本利益率（ROE）は 4.9%となっております。

（注）希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する当期純利益

#### 連結経営成績

	（単位：億円）		（％）
	第108期 平23.4.1～平24.3.31	第109期 平24.4.1～平25.3.31	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	15,359	18,136	18.1
金融費用以外の費用	14,509	15,759	8.6
税引前当期純利益（損失）	850	2,377	179.8
法人所得税等	589	1,320	124.2
当期純利益（損失）	261	1,057	305.7
差引：非支配持分に帰属する当期純利益（損失）	145	△15	-
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	116	1,072	825.8
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率（ROE）	0.6%	4.9%	-

##### (2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

## セグメント情報(セグメント合計)

	(単位：億円)		(%)
	第108期	第109期	対前期
	平23.4.1～平24.3.31	平24.4.1～平25.3.31	比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	15,321	17,759	15.9
金融費用以外の費用	14,509	15,759	8.6
税引前当期純利益(損失)	812	2,000	146.5

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報(セグメント合計)における当期の収益合計(金融費用控除後)は前期比15.9%増の1兆7,759億円、金融費用以外の費用は同8.6%増の1兆5,759億円、税引前当期純利益は、同146.5%増の2,000億円となりました。

## 営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第108期	第109期	対前期
	平23.4.1～平24.3.31	平24.4.1～平25.3.31	比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	3,503	3,979	13.6
金融費用以外の費用	2,871	2,973	3.5
税引前当期純利益(損失)	631	1,006	59.4

収益合計(金融費用控除後)は、主として、投信募集手数料や株式委託手数料の増加により、前期比13.6%増の3,979億円となりました。金融費用以外の費用は同3.5%増の2,973億円、税引前当期純利益は同59.4%増の1,006億円と増収増益となりました。

お客様一人ひとりの運用ニーズに的確にお応えするため、お客様へのコンサルティングとそれに基づく運用提案を中心とする営業活動を継続してまいりました。そうした取組みの結果、月間の総募集買付額は1兆円を超える水準となりました。また、お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の72.0兆円から83.8兆円に増加し、お客様の口座数も前期末比で4.0万口座増の502.5万口座となるなど、営業基盤は着実に拡大しております。

## アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第108期	第109期	対前期
	平23.4.1～平24.3.31	平24.4.1～平25.3.31	比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	658	689	4.8
金融費用以外の費用	453	478	5.5
税引前当期純利益(損失)	205	212	3.2

収益合計(金融費用控除後)は、運用資産残高が増加したことなどにより、前期比4.8%増の689億円となりました。また、金融費用以外の費用は同5.5%増の478億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同3.2%増の212億円で、増収増益となりました。

投資信託ビジネスでは、リスクを中・低度に抑えることを目指したファンドや投資環境に即したファンド等、お客様のご要望に応じた商品を通じて、日本株や海外債券をはじめとした幅広い投資資産のファンドに資金が流入しました。投資顧問ビジネスでは、欧州の金融機関やアジアの政府系機関を中心とした海外顧客からの運用の受託が増加しました。この結果、平成25年3月末の運用資産残高は前期末比3.3兆円増の27.9兆円となりました。

## ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第108期	第109期	対前期
	平23.4.1～平24.3.31	平24.4.1～平25.3.31	比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	5,550	6,449	16.2
金融費用以外の費用	5,927	5,732	△3.3
税引前当期純利益(損失)	△377	717	-

(注) 平成24年4月の組織改正に伴い、ホールセール部門およびその他の損益を過去に遡り組み替えております。

収益合計(金融費用控除後)は、委託手数料、トレーディング損益および投資銀行業務手数料の増加等により、前期比16.2%増の6,449億円となりました。

上期は、欧州における経済・金融市場に対する懸念の再燃等、厳しい環境が続き、収益は低調に推移しました。下期に入り、第3四半期にはプライベート・エクイティ関連の収益を計上したほか、日本では政権交代による景気回復の期待から市況が好転し、続く第4四半期で日本が収益を牽引したことで、通期では前期比増収増益を達成しました。

また、昨年9月に公表した10億ドルの追加コスト削減は順調に進捗し、金融費用以外の費用は同3.3%減の5,732億円となりました。その結果、税引前当期純利益は717億円となりました。

なお、昨年12月にマーケット関連ビジネスの組織再編を行いました。具体的には、フィクスト・インカムとエクイティをグローバル・マーケットとして統合し、連携することを通じて、昨今の市場環境の変化に柔軟に対応し、お客様のニーズに根ざしたサービスや商品の提供を機動的に行えるような体制に変更いたしております。

### グローバル・マーケット

フィクスト・インカム関連業務では、上期は不安定なマクロ環境でありましたが、適切にリスク管理の下、安定的な顧客フローと高いリサーチ力が収益を牽引しました。また、市場環境が安定してきた下期においても、さらに収益を拡大することができました。この結果、利益水準は、国内での堅調な収益に加え、海外フランチャイズの拡充により、平成22年3月期以来の高水準を達成しました。

エクイティ関連業務では、上期は市場の売買高が低迷したことなどから、顧客フロー関連の収入が低調となりました。下期は昨年末以降、日本における政権交代と日本銀行による金融政策の効果等から株式市場は活況となり、日本株関連ビジネスでの収入が大幅に増加しました。

### インベストメント・バンキング

インベストメント・バンキングでは、上期は資金調達やM&Aがグローバルに低調であったことから収益が伸び悩みましたが、下期においては、国内の株式市場の回復に伴い、株式による資金調達案件や保有株式の売却案件等に関与したことで収益が拡大しました。また、グローバルに経営資源の配分を見直し、大幅な費用削減をはじめとして、収益性の改善にも取り組んでおります。

さらに、国内外の各地域のお客様のニーズがグローバル化する中、地域間や部門間の連携を促進させながら、クロスボーダーM&Aやグローバル市場での資金調達に加え、それらの取引に付随する為替・金利取引等の非伝統的なソリューション・ビジネスで、重要な役割を担いました。

## その他

	(単位：億円)		(%)
	第108期	第109期	対前期
	平23.4.1～平24.3.31	平24.4.1～平25.3.31	比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	5,609	6,642	18.4
金融費用以外の費用	5,258	6,576	25.1
税引前当期純利益(損失)	352	66	△81.3

(注) 平成24年4月の組織改正に伴い、ホールセール部門およびその他の損益を過去に遡り組み替えております。

収益合計（金融費用控除後）は6,642億円、税引前当期純利益は66億円となりました。

2. 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

	第107期 (平成22. 4～平成23. 3)	第108期 (平成23. 4～平成24. 3)	第109期 (平成24. 4～平成25. 3)
収 益 合 計	1,385,492	1,851,760	2,079,943
税 引 前 当 期 純 利 益	93,255	84,957	237,730
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	28,661	11,583	107,234
当 社 株 主 に 帰 属 す る 包 括 利 益	8,097	△ 3,870	194,988
純 資 産 額	2,091,636	2,389,137	2,318,983
総 資 産 額	36,692,990	35,697,312	37,942,439

IV. 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項

1. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

		平成24年3月31日	平成25年3月31日
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		1,070,520	805,087
定期預金		653,462	577,921
取引所預託金およびその他の顧客分別金		229,695	269,744
計		1,953,677	1,652,752
貸付金および受取債権：	※9		
貸付金	※2	1,293,372	1,575,494
(平成24年3月31日現在 458,352百万円、平成25年3月31日現在 524,049百万円の公正価値オプションの適用により公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		58,310	63,792
顧客以外に対する受取債権		864,629	992,847
貸倒引当金		△ 4,888	△ 2,258
計		2,211,423	2,629,875
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※2	7,662,748	8,295,372
(平成24年3月31日現在 752,407百万円、平成25年3月31日現在 997,788百万円の公正価値オプションの適用により公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		6,079,898	5,819,885
計		13,742,646	14,115,257
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※2,3	13,921,639	17,037,191
(平成24年3月31日現在 4,732,118百万円、平成25年3月31日現在 7,707,813百万円の担保差入有価証券を含む。平成24年3月31日現在 16,548百万円、平成25年3月31日現在 19,970百万円の公正価値オプションの適用により公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※2,4	201,955	87,158
(平成24年3月31日現在 53,635百万円、平成25年3月31日現在 44,134百万円の公正価値オプションの適用により公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		14,123,594	17,124,349
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		1,045,950	428,241
(平成24年3月31日現在 355,804百万円、平成25年3月31日現在 355,831百万円の減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2,7	862,758	920,611
投資持分証券	※2	88,187	123,490
関連会社に対する投資および貸付金	※9,21	193,954	345,705
その他	※2,7,12	1,475,123	602,159
(平成24年3月31日現在 1,627百万円、平成25年3月31日現在 1,632百万円の公正価値オプションの適用により公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		3,665,972	2,420,206
資産合計		35,697,312	37,942,439

		平成24年3月31日	平成25年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成24年3月31日現在 153,497百万円、 平成25年3月31日現在 77,036百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	1,185,613	738,445
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		764,857	476,705
顧客以外に対する支払債務		767,860	864,962
受入銀行預金		904,653	1,072,134
計		2,437,370	2,413,801
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (平成24年3月31日現在 307,083百万円、 平成25年3月31日現在 264,767百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2	9,928,293	12,444,317
貸付有価証券担保金		1,700,029	2,158,559
その他の担保付借入		890,952	806,507
計		12,519,274	15,409,383
トレーディング負債	※2, 3	7,495,177	8,491,296
その他の負債 (平成24年3月31日現在 4,246百万円、 平成25年3月31日現在 2,360百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 12	1,165,901	978,163
長期借入 (平成24年3月31日現在 1,925,421百万円、 平成25年3月31日現在 1,664,536百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	8,504,840	7,592,368
負債合計		33,308,175	35,623,456
コミットメントおよび偶発事象	※22		
資本：	※19		
資本金		594,493	594,493
無額面：			
授權株式数－			
平成24年3月31日現在 6,000,000,000株			
平成25年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数－			
平成24年3月31日現在 3,822,562,601株			
平成25年3月31日現在 3,822,562,601株			
発行済株式数(自己株式控除後)－			
平成24年3月31日現在 3,663,483,895株			
平成25年3月31日現在 3,710,960,252株			
資本剰余金		698,771	691,264
利益剰余金		1,058,945	1,136,523
累積的其他の包括利益		△ 145,149	△ 57,395
計		2,207,060	2,364,885
自己株式(取得価額)		△ 99,819	△ 70,514
自己株式数－			
平成24年3月31日現在 159,078,706株			
平成25年3月31日現在 111,602,349株			
当社株主資本合計		2,107,241	2,294,371
非支配持分		281,896	24,612
資本合計		2,389,137	2,318,983
負債および資本合計		35,697,312	37,942,439

次の表は連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「[連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(単位：十億円)

	平成24年 3月31日	平成25年 3月31日
現金・預金	52	13
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	999	695
その他資産	555	93
資産合計	1,606	801
トレーディング負債	42	21
その他の負債	35	11
借入	992	458
負債合計	1,069	490

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

## (2) 連結損益計算書

区分	注記 番号	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年3月期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		347,135	359,069
投資銀行業務手数料		59,638	62,353
アセットマネジメント業務手数料		144,251	141,029
トレーディング損益	※2,3	272,557	367,979
プライベート・エクイティ投資関連損益		25,098	8,053
金融収益		435,890	394,007
投資持分証券関連損益		4,005	38,686
その他	※11	563,186	708,767
収益合計		1,851,760	2,079,943
金融費用		315,901	266,312
収益合計(金融費用控除後)		1,535,859	1,813,631
金融費用以外の費用：			
人件費		534,648	547,591
支払手数料		93,500	91,388
情報・通信関連費用		177,148	179,904
不動産関係費		100,891	91,545
事業促進費用		48,488	49,010
その他	※11	496,227	616,463
金融費用以外の費用計		1,450,902	1,575,901
税引前当期純利益		84,957	237,730
法人所得税等	※18	58,903	132,039
当期純利益		26,054	105,691
差引：非支配持分に帰属する当期純利益(△損失)		14,471	△ 1,543
当社株主に帰属する当期純利益		11,583	107,234

区分	注記 番号	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年3月期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
		金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※14		
基本－			
当社株主に帰属する当期純利益		3.18	29.04
希薄化後－			
当社株主に帰属する当期純利益		3.14	28.37

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

## (3) 連結包括利益計算書

区分	平成24年3月期	平成25年3月期
	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	26,054	105,691
その他の包括利益：		
為替換算調整額(税引後)：	△ 13,801	74,301
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	△ 4,203	8,702
繰延税額	1,548	△ 3,007
計	△ 2,655	5,695
トレーディング目的以外の有価証券：		
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	1,339	17,283
繰延税額	△ 498	△ 4,650
計	841	12,633
その他の包括利益合計	△ 15,615	92,629
包括利益	10,439	198,320
差引：非支配持分に帰属する包括利益	14,309	3,332
当社株主に帰属する包括利益	△ 3,870	194,988

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

## (4) 連結資本勘定変動表

区分	平成24年3月期	平成25年3月期
	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	646,315	698,771
新株の発行	30,356	—
自己株式売却損益	719	△ 1,798
新株予約権の付与および行使	19,466	△ 5,700
子会社株式の購入・売却等	1,915	△ 9
期末残高	698,771	691,264
利益剰余金		
期首残高	1,069,334	1,058,945
当社株主に帰属する当期純利益	11,583	107,234
現金配当金	△ 21,972	△ 29,656
期末残高	1,058,945	1,136,523
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 97,426	△ 110,652
当期純変動額	△ 13,226	71,777
期末残高	△ 110,652	△ 38,875
確定給付年金制度		
期首残高	△ 32,270	△ 35,132
年金債務調整額	△ 2,862	6,614
期末残高	△ 35,132	△ 28,518
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	—	635
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	635	9,363
期末残高	635	9,998
期末残高	△ 145,149	△ 57,395
自己株式		
期首残高	△ 97,692	△ 99,819
取得	△ 8,944	△ 7
売却	1	1
従業員に対する発行株式	6,693	29,507
その他の増減(純額)	123	△ 196
期末残高	△ 99,819	△ 70,514
当社株主資本合計		
期末残高	2,107,241	2,294,371
非支配持分		
期首残高	8,882	281,896
現金配当金	△ 2,760	△ 3,422
非支配持分に帰属する当期純利益(△損失)	14,471	△ 1,543
非支配持分に帰属する累積的其他の包括利益		
為替換算調整額	△ 575	2,524
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	206	3,270
年金債務調整額	207	△ 919
子会社株式の購入・売却等(純額)	271,515	△ 247,782
その他の増減(純額)	△ 10,050	△ 9,412
期末残高	281,896	24,612
資本合計		
期末残高	2,389,137	2,318,983

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書

区分	平成24年3月期	平成25年3月期
	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	26,054	105,691
当期純利益の営業活動から得た現金(純額) への調整		
減価償却費および償却費	100,572	91,493
ストック・オプション費用	26,869	21,955
投資持分証券関連損益	△ 4,005	△ 38,686
持分法投資損益(受取配当金控除後)	△ 969	△ 13,003
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	5,351	17,641
繰延税額	37,772	53,957
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	△ 318,104	137,526
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△ 39,225	△ 9,461
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	971,327	△ 1,448,489
トレーディング負債	△ 1,058,445	248,019
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)	980,156	1,375,929
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)	△ 508,844	863,511
その他の担保付借入	△ 271,498	△ 84,444
貸付金および受取債権(貸倒引当金控除後)	28,933	△ 238,318
支払債務	218,915	△ 305,672
賞与引当金	△ 13,356	31,415
未払法人所得税(純額)	5,055	50,019
その他(純額)	104,305	△ 309,582
営業活動から得た現金(純額)	290,863	549,501

	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年3月期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△ 182,568	△ 271,975
建物、土地、器具備品および設備の売却	120,435	147,653
投資持分証券の購入	△ 138	△ 319
投資持分証券の売却	5,485	3,741
銀行業務貸付金の減少(純額)	30,591	22,189
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)	△ 968	△ 54,237
事業の取得および売却(純額)	35,597	△ 5,919
関連会社に対する投資の減少(△増加)(純額)	2,146	△ 1,391
その他投資およびその他資産の増加(純額)	△ 638	△ 228
投資活動から得た(△投資活動に 使用された)現金(純額)	9,942	△ 160,486
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	2,015,446	1,930,357
長期借入の減少	△ 2,883,078	△ 2,330,509
短期借入の減少(純額)	△ 56,383	△ 416,174
受入銀行預金の増加(純額)	117,047	129,384
自己株式の売却に伴う収入	10	56
自己株式の取得に伴う支払	△ 8,287	△ 7
配当金の支払	△ 29,066	△ 14,730
財務活動に使用された現金(純額)	△ 844,311	△ 701,623
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	△ 6,314	47,175
現金および現金同等物の減少額	△ 549,820	△ 265,433
現金および現金同等物の期首残高	1,620,340	1,070,520
現金および現金同等物の期末残高	1,070,520	805,087

	平成24年3月期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成25年3月期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額－		
利息の支払額	338,802	296,643
法人所得税等支払額（純額）	16,076	28,063
現金支出を伴わない取引－		
事業の取得 平成24年3月期、事業の取得により増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き2,132,740百万円、増加した負債の合計金額は1,784,621百万円であります。		
事業の売却 平成25年3月期、事業の売却により減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き1,488,853百万円、減少した負債の合計金額は1,166,556百万円であります。		

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

## [連結財務諸表注記]

### 1 会計処理の原則および会計方針の要旨：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（合わせて以下「野村」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、平成25年3月期において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が上回る場合には当該影響額の後に「(利益)」と記載し、下回る場合には「(損失)」と記載しております。

#### ・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

#### ・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成24年3月期および平成25年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、3,807百万円（利益）および37,685百万円（利益）であります。

#### ・営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の平成24年3月期および平成25年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、2,838百万円（損失）および5,765百万円（利益）であります。営業目的以外の投資持分証券は連結貸借対照表上、その他の資産—その他に含まれております。

#### ・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成 24 年 3 月期および平成 25 年 3 月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、8,169 百万円（利益）および 8,573 百万円（利益）であります。

#### ・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の 10% と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状態が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

#### ・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは 20 年以内の一定期間において均等償却されます。平成 24 年 3 月期および平成 25 年 3 月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ 6,551 百万円（利益）および 1,815 百万円（損失）であります。

#### ・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

#### ・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、この様な公正価値オプションは容認されておられません。平成 24 年 3 月期および平成 25 年 3 月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ 7,197 百万円（損失）および 16,175 百万円（利益）であります。なお、連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

#### ・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、この様な相殺処理は容認されておられません。

#### ・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後 3 年以内の一定期間において均等償却を行うこととされております。

#### ・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

### 事業の概況

当社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主

要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

野村の事業は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上区分された部門に基づいて行われております。野村の業務運営ならびに経営成績の報告は営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。ホールセール部門は、さまざまな投資家向けに債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングのグローバルな展開、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務などの多様な投資銀行サービスの提供、投資先企業の価値向上を目指すプライベート・エクイティ投資を行っております。

#### 連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。当社はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、米国財務会計審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」（以下「編纂書810」）の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合には業務を遂行することができる十分なリスク資本を確保していない事業体であります。野村は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。編纂書946「金融サービス—投資会社」（以下「編纂書946」）において投資会社と判定される一定の変動持分事業体、あるいは業界の慣行として編纂書946と同様の判定基準のガイダンスが適用される変動持分事業体については、野村が期待損失の過半を負担、あるいは期待残存利益の過半を享受、またはそのいずれにも該当する場合には、野村が主たる受益者となります。

野村は、変動持分事業体に該当しない事業体については野村が議決権の過半を所有する場合には通常野村が財務上の支配を保持しているものと判定しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の資産—その他の勘定に計上しております。野村のマーチャント・バンキングビジネスに関する投資はプライベート・エクイティ投資およびその他の資産—その他の勘定に計上されております。それ以外の投資はトレーディング資産に計上されております。野村が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書または連結包括利益計算書で認識されます。

野村の投資先には編纂書946に基づく投資会社はいくつかあります。野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（以下「NPF」）などの子会社を含む投資会社における全ての投資については連結や持分法の適用を行わず公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

当社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル PLCなどがあります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替えを行っております。

#### 連結財務諸表作成上の見積もり

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟および税務調査の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに連結財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っております。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。従いまして、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

#### 金融商品の公正価値

野村の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書もしくは連結包括利益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に公正価値オプションを選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など当初認識以降の限定的な状況で使用されます。

いずれの場合にも、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。野村が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

#### プライベート・エクイティ事業

すべてのプライベート・エクイティ投資は公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。詳細については「注記4 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

#### 金融資産の譲渡

野村は金融資産の譲渡について、次の条件を満たすことにより野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフバランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。野村が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。

#### 外貨換算

当社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、当社株主資本に累積的その他の包括利益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されております。

#### 手数料収入

収益—委託・投信募集手数料には証券仲介手数料が含まれ、約定日に認識し、当期の損益に計上しております。収益—投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は関連するサービスが履行された時に認識されます。収益—アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき、または特定の業務執行の要件が満たされたときに計上されております。

#### トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産および負債は主に負債および持分証券、デリバティブ、ならびに貸付金です。これらは、おおむね連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

#### 担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ取引」）は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した

金額で連結貸借対照表に計上しておりますが、公正価値オプションを適用し公正価値で計上しているものもあります。担保請求が厳密に行われているため、レポ取引については、通常貸倒引当金の計上はしておりません。

野村は、レポ取引の中でも差し入れた担保債券の満期がレポ取引の満期と一致し、かつ編纂書860「譲渡とサービシング」(以下「編纂書860」)の金融資産の消滅の要件を満たすものについては担保付資金調達取引ではなく「満期レポ取引」として売却処理を行っております。野村の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成24年3月31日において39,797百万円、平成25年3月31日において残高はありませんでした。

野村は日本の金融市場において一般的な、日本版のレポ取引(以下「現先レポ取引」)を行っております。現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。

現先レポ取引を含むレポ取引は、編纂書210-20「貸借対照表―相殺」(以下「編纂書210-20」)の相殺規定に適合する場合に、取引相手ごとに相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。有価証券貸借取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。担保請求が厳密に行われているため、有価証券貸借取引については、通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

野村は、平成24年1月1日に開始した第4四半期連結会計期間より会計基準の更新(以下「ASU」)第2011-03号「買戻契約に関する実質的な支配の再検討」(以下「ASU2011-03」)を適用しており、適用日以降に締結された日本の有価証券貸借取引の一部については、編纂書860の金融資産の譲渡による消滅の要件を満たさなくなるため、売却ではなく担保付調達処理しております。当該取引を規律する契約条項には、価格変動に伴うマージン要求が含まれますが、野村が当該カウンターパーティーから借り受ける現金の金額は、通常、野村が貸出を行う有価証券の公正価値よりも少額となります。こうした「ヘアカット」の額は、両当事者間で合意された割合により決められます。ASU2011-03の適用後、野村が当該取引において受け取る現金担保、ヘアカット部分および継続してやりとりされるマージン部分の水準は、当該取引が売却として会計処理されるのか担保付調達として処理されるのかを決定する際には無関係となりました。

しかしながら、当該改正は将来にわたって適用されることを意図していることから、適用日時点において既に存在していた取引については、当該取引が終了するまでの間、売却として報告され続けます。

連結貸借対照表から売却処理された金額は、平成24年3月31日において1,930百万円、平成25年3月31日において残高はありませんでした。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっており、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記8 証券化および変動持分事業体」および「注記13 借入」をご参照ください。

野村が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合(現先レポ取引分を含む)、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

#### デリバティブ取引

野村はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引はそれぞれ、その公正価値が正の価値か負の価値かにより、連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。一部の組込債券などの複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、社債や譲渡性預金といった主契約から区分され公正価値で評価されています。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書に計上されます。

デリバティブ資産および負債の評価額は、編纂書210-20に適合する場合には取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。また、現金担保の請求権（債権）および返済義務（債務）の公正価値もまた、純額処理された関連するデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

#### トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上しております。

#### トレーディング目的以外のデリバティブ取引

野村は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じるリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。一部のトレーディング目的以外のデリバティブ取引については編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）における公正価値ヘッジや純投資ヘッジとしてヘッジ指定しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性は、スポット・レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分で判定されます。有効と判定された部分は当社株主資本に累積的その他の包括利益として計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。詳細については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

#### 貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値あるいは償却原価により計上されております。貸付金の利息収入は原則として連結損益計算書上、収益—金融収益に計上されております。

#### 公正価値により計上されている貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値での測定が選択されております。野村は、貸付金および当該貸付金のリスク軽減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

#### 償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、貸付金については繰延収益および費用、購入した貸付金に関しては未償却プレミアムもしくはディスカウントで原価を調整し、貸倒引当金等を控除した価額であります。

ローン貸出手数料収入は貸出に関連する費用を控除後償却され利息の調整としてローン期間に渡り収益—金融収益に計上されております。繰延貸出手数料の純額は平成24年3月31日においては552百万円、平成25年3月31日においては406百万円であります。詳細については「注記9 金融債権」をご参照ください。

#### その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、決済日までに有価証券の引渡が完了していない（フェイル）受取債権、信用預託金、手数料、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。純額表示される約定見返勘定資産残高は平成24年3月31日においては残高はありませんでした。平成25年3月31日においては258,604百万円が顧客以外に対する受取債権に含まれております。

これらの受取債権については、個別に減損が認識されている受取債権については、経営者の最善の見積もりに基づく損失発生額を反映したクレジット損失の引当てを差し引いた金額で計上されております。クレジット損失の引当ては連結貸借対照表上、貸倒引当金に計上されております。

## 貸出コミットメント

未実行貸出コミットメントは簿外債務として認識されるか、トレーディング商品または公正価値オプションの選択により公正価値で計上されております。

貸出コミットメントは通常貸出しが実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産あるいは公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として収益認識されております。

貸付金が予見できる将来に渡って保有される場合の貸出コミットメントについて、野村はクレジット損失の引当てを連結貸借対照表上その他の負債—その他に計上しており、引当ては経営者の最善の見積もりにより減損していると認められた貸出コミットメントから発生すると見込まれる損失を反映しております。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、利息の調整として貸出日から契約期間に渡り認識されます。貸出コミットメントから貸出がおこる可能性がほとんどないと考えられる場合には、貸出コミットメント・フィーはコミットメント期間に渡って認識されます。

## 支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、決済日までに有価証券の引渡が完了していないブローカー・ディーラーに対する支払債務（フェイル）、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。純額表示される約定見返勘定残高は、平成24年3月31日現在においては396,116百万円が顧客以外に対する支払債務に含まれております。平成25年3月31日現在においては残高はありませんでした。

受入銀行預金は、銀行子会社において保有する銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

## 建物、土地、器具備品および設備

野村が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

平成24年3月31日および平成25年3月31日の建物、土地、器具備品および設備の内訳は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
土地	594,146	93,800
建物	235,995	104,320
器具備品および設備	60,840	52,644
ソフトウェア	141,069	161,469
建設仮勘定	13,900	16,008
合計	1,045,950	428,241

これらの資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年から50年
器具備品および設備	2年から20年
ソフトウェア	5年以内

有形資産の減価償却費および無形資産の償却費は、金融費用以外の費用—情報・通信関連費用に平成24年3月期は54,083百万円、平成25年3月期は55,992百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用—不動産関係費に平

成24年3月期は46,489百万円、平成25年3月期は35,501百万円がそれぞれ含まれております。

不動産に係わるリース契約については編纂書840「リース」（以下「編纂書840」）によりオペレーティング・リースあるいはキャピタル・リースに分類されます。オペレーティング・リースの賃料はリース期間にわたり定額法で認識されます。キャピタル・リースの場合には、野村はリース物件を認識するとともにリース負債を認識します。リース物件は公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い額をもって認識され、その後定額法により見積耐用年数に渡り減価償却されます。リース対象物件の建設に野村が一定の関与をする場合には、野村が建設工事の所有者であるとみなされ、建設が完了するまでの間、連結貸借対照表上リース物件を認識します。建設完了時にリース物件は、編纂書840により野村の当該物件への関与の度合いにより売却処理あるいは野村の連結貸借対照表で引き続き認識されます。

のれんおよびその他の非償却無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が公正価値を上回っている金額の損失を認識しております。

野村はソフトウェア、建物、土地、器具備品および設備の評価減による非資金性の減損費用を、平成24年3月期は3,135百万円、平成25年3月期は5,455百万円計上しております。当期の減損は主に特定の土地、建物の収益性が低下したために生じたものです。それらは連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上され、セグメント上はその他にて計上されております。これらの資産の評価減後の帳簿価額は見積公正価値によっております。

#### 投資持分証券

野村は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同時に、これらの企業が野村のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

野村はこれらの投資を事業上の目的で保有しており、連結貸借対照表上、公正価値で評価し、その他の資産—投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益—投資持分証券関連損益で認識しております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券によって構成され、平成24年3月期には、連結貸借対照表上それぞれ69,552百万円および18,635百万円、平成25年3月期には、それぞれ84,739百万円および38,751百万円が含まれております。

#### その他のトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券

一部のトレーディング活動を行っていない子会社および平成24年3月期において取得した保険子会社はトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券を保有しております。トレーディング活動を行っていない子会社によって保有されるトレーディング目的以外の証券は連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券は同様に連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、未実現の公正価値変動は連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に計上されております。トレーディング目的以外の証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益—その他で計上されております。

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券の公正価値が償却原価を下回った場合、それらについて公正価値の下落が一時的であるか否かの判定を行っております。公正価値の下落が一時的か否かの判断は投資持分証券については公正価値が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来見通し、予測される公正価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。投資持分証券について一時的ではない公正価値の下落があると判定された場合、帳簿価額は公正価値まで減じられ、当該差額は連結損益計算書上収益—その他で計上されます。一方、負債証券の公正価値の下落については売却する意思、または償却原価まで回復する前に売却が必要とされる可能性、公正価値の下落が回復する可能性等を勘案して一時的な下落か否かを判断しております。一時的な下落でないと判断された負債証券は保険子会社に売却の意思がある、あるいは売却を余儀なくされる可能性が高い場合は損益に計上され、売却の意思がない、あるいは売却を余儀なくされる可能性が低い場合には、減損額は信用リスク低下に起因する部分は損益に、その他の要因に起因する部分はその他の包括利益に計上されます。詳細については「注記7 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。

#### 短期および長期借入

短期借入は要求払、借入日に契約満期が1年以下あるいは契約満期は1年超であるが借入日より1年以内に野村のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求できる場合と定義されております。短期および長期借入は、主に商業・ペーパー、銀行借入、野村および野村により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）に

より構成されております。これら金融負債のうち、一部の仕組債および譲渡取消による担保付借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期ならびに長期借入はおおむね償却原価で計上されております。

#### 仕組債

仕組債とは、投資家に対し、単純な固定または変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付け、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴（多くの場合、会計上はデリバティブの定義に該当します。）が組み込まれた負債証券です。

平成20年4月1日以降に野村が発行したすべての仕組債には、公正価値オプションが適用され経常的に公正価値で評価されております。このように仕組債に包括的な公正価値オプションの適用を選択した趣旨は、仕組債とリスク管理に使用するデリバティブの測定基準が異なることにより発生する連結損益計算書の変動を軽減し、かつ、これらの金融商品に適用する会計処理を全般的に簡素化するためです。

平成20年3月31日時点での発行済仕組債の中には、既に公正価値オプションが選択され公正価値で計上されている債券もありましたが、それ以外については、組込デリバティブを仕組債から区分処理して計上しております。区分処理されたデリバティブは公正価値評価され、仕組債に組み込まれている債券は償却原価で計上されております。

公正価値オプションが選択された仕組債および区分処理された組込デリバティブの公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益一トラディング損益で計上されております。

#### 法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価引当金を設定しております。

野村は、野村の税務上の見解が税務調査において是認される確率を、関連する事実関係および状況ならびに期末日時点において利用可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。野村は、追加情報が入りできた場合もしくは変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式報酬制度

野村により役員もしくは従業員に付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されます。

ストック・オプションのように当社株式の交付により決済される予定のある株式報酬は資本型と区分されます。この報酬費用については通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払う義務を負う金額ならびに見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

業績連動繰延報酬で業績の条件が付されているものについても、将来ストック・オプションが付与されることが見込まれるため、資本型と区分されます。

ファントム・ストックやカラー付ファントム・ストックプランのように現金で決済される株式報酬は負債型と区分されます。株式報酬以外の報酬制度としてファントム・インデックスプランがあります。これは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動し、現金で決済されるため負債型の報酬に区分されます。負債型の報酬は貸借対照表日ごとに権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は決済額に一致します。

資本型および負債型の報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデル、当社株式の市場価値もしくは第三者機関の株価指数に基づいて適切に測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（受給権の確定までの期間と通常一致する）にわたって連結損益計算書に認識されております。業績連動繰延報酬で業績の条件が付されているものについても、業績の条件が充足される可能性が非常に高い場合には、必要とされる勤務期間に渡って報酬費用が認識されます。報酬が段階的に確定する場合には、各段階ごとに費用計算が行われます。詳細については「注記16 繰延報酬制度」をご参照ください。

## 1株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づいた、全ての希薄化効果のある転換証券等の転換および転換仮定方式に基づき転換負債が転換されるものとして計算しております。

## 現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

## のれんおよび無形資産

企業結合の完了時に買収価額と純資産の公正価値との差額がのれんとして認識されます。当初認識以降、のれんは償却されず、減損の判定がレポート・ユニットのレベルで毎年第4四半期、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で行われます。野村のレポート・ユニットはビジネスセグメントのひとつ下のレベルになります。

野村は、それぞれのレポート・ユニットにつき、まず定性的に事象を検証し、レポート・ユニットの公正価値が簿価を下回っている可能性が高い(50%超)かどうかを判断します。もし公正価値が簿価を下回っていないという判断の場合には、それ以上の分析は必要とされません。もし公正価値が簿価を下回る可能性が高い場合には定量的な2段階のテストを行います。

まず第1段階ではのれんを含めたレポート・ユニットの簿価を現時点での見積公正価値と比較します。ここでもし公正価値が簿価を下回る場合には、第2段階に進みます。第2段階では、レポート・ユニットののれんの暗示的な現時点での公正価値を、あたかもレポート・ユニットを企業結合により買収したかのように、レポート・ユニットの純資産の公正価値とレポート・ユニットの公正価値を比較して決定します。のれんの簿価が暗示的な現時点での公正価値を上回る場合、減損損失が認識されます。

償却されない無形資産についても毎年第4四半期、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で減損の判定が行われます。無形資産の簿価は現時点での公正価値と比較されます。簿価が現時点の公正価値を上回る場合には減損費用を認識します。耐用年数に限りがある無形資産は、見積もり耐用年数をもって償却します。のれんおよび無形資産の詳細については「注記12 その他の資産—その他およびその他の負債」をご参照ください。

野村の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損であるかが判定されます。持分法適用投資先ののれん等の資産について個別減損判定はされません。

## リストラクチャリング費用

事業の撤収活動に関する費用は負債が発生した期に公正価値で認識されます。そのような費用には従業員に提供される一時的な退職手当、一定の契約を終了させるための費用および従業員の移転費用などが含まれます。従業員に対して継続給付制度の一部として提供される退職給付は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定した日、あるいは影響する従業員に対して退職勧告がされた日のどちらか早い日から負債が発生すると見込まれる期間にわたり負債として認識されます。従業員との雇用契約に記載されている契約上の退職給付のうち特定の事象の発生により給付されるものについては、負債が発生すると見込まれる期間に金額を合理的に見積もることが可能な場合には負債として認識されます。特定の事象に関する退職一時金は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定し、かつ退職勧告の条件が影響する従業員に対して提示された場合に認識されます。

## 会計方針の変更および新しい会計基準の公表

以下の野村に関連する新しい会計基準を、平成25年3月期から適用しております。

## のれんの減損テスト

平成23年9月、米国財務会計基準審議会が編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」(以下「編纂書350」)を改訂するASU第2011-08号「のれんの減損テスト」(以下「ASU2011-08」)を公表しました。この改訂は企業が編纂書350により要求されている現行の定量的な2段階のテストを行う必要があるかどうかの判定について、まず定性的に行う事を許容することによりのれんの減損テストを簡略化するものです。もし企業がレポート・ユニットの公正価値が簿価を下回る可能性が高い(50%超)とはいえないと判定する場合には定量的なテストは要求されません。

ASU2011-08は平成23年12月16日以降に開始する事業年度に行われるのれんの減損テストについて将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2011-08を平成24年4月1日より適用しましたが、この改訂は定量的なテストの方法を変更するものではなく、定量的なテストがいつ要求されるかを明確化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさず、また将来も及ぼさない見込みです。

#### 包括利益の表示

平成23年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書220「包括利益」（以下「編纂書220」）を改訂する、ASU第2011-05号「包括利益の表示」（以下「ASU2011-05」）を公表しました。この改訂は企業の財務諸表での包括利益の表示を変更するものです。この改訂は編纂書220から、その他の包括利益の表示方法の一定の選択肢を削除し、企業に対して、包括利益の構成要素について一連の1つの計算書として表示するか、あるいは、連続した2つの計算書として表示することを要請するものです。

ASU2011-05は平成23年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、早期適用が許容されています。

平成23年12月、米国財務会計基準審議会はASU2011-05の一部の適用を繰延べるASU第2011-12号「ASU第2011-05号のその他の包括利益から再分類される項目の表記方法の改訂の適用日繰り延べ」（以下「ASU2011-12」）を公表しました。ASU2011-12はASU2011-05の一定の箇所について適用を延期するものです。

野村は、ASU2011-12により繰り延べられる箇所を除き、ASU2011-05を平成24年4月1日より開始する第1四半期連結会計期間より適用しましたが、この改訂は、野村が包括利益を連結財務諸表の中でどのように表示するかを変更するのみであり、その他の包括利益に含まれるべき項目、あるいは、その他の包括利益の項目をいつ損益に再分類するかを変更するものではないため、野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさず、また将来も及ぼさない見込みです。

#### 新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、野村に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

#### 非償却性無形資産の減損テスト

平成24年7月、米国財務会計基準審議会が編纂書350を改訂するASU第2012-02号「非償却性無形資産の減損テスト」（以下「ASU2012-02」）を公表しました。この改訂は企業が編纂書350により要求されている現行の定量的なテストを行う必要があるかどうかの判定について、まず定性的に行う事を許容することにより非償却性無形資産の減損テストを簡略化するものです。もし企業が非償却性無形資産が減損している可能性が高い（50%超）とはいえないと判定する場合には定量的なテストは要求されません。

ASU2012-02は平成24年9月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に行われる減損テストから適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2012-02を平成25年4月1日より適用する予定ですが、この改訂は定量的なテストの方法を変更するものではなく、定量的なテストがいつ要求されるかを明確化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

#### 資産と負債の相殺についての開示

平成23年12月、米国財務会計基準審議会が編纂書210-20「貸借対照表—相殺」（以下「編纂書210-20」）を改訂するASU第2011-11号「資産と負債の相殺についての開示」（以下「ASU2011-11」）を公表し、また平成25年1月に関連する修正をASU第2013-01号「資産と負債の相殺についての開示範囲の明確化」（以下「ASU2013-01」）にて公表しました。この改訂は企業に相殺する権利およびその権利に関する取り決めについて、それらが財政状態に与える影響あるいは潜在的な影響を財務諸表の利用者が理解できるようにするための開示を要求するものです。

ASU2011-11およびASU2013-01は平成25年1月1日以降に開始する事業年度ならびにその四半期に適用され、提示される比較開示期間すべてに遡及して開示が必要となります。

野村は、ASU2011-11およびASU2013-01を平成25年4月1日より適用する予定ですが、この改訂はいつ資産と負債が相殺できるかを変更するものではなく、開示を強化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

#### 累積的その他の包括利益から再分類される金額の報告

平成25年2月、米国財務会計基準審議会が編纂書220-10「包括利益—全般」を改訂するASU第2013-02号「累積的その他

の包括利益から再分類される金額の報告」(以下「ASU2013-02」)を公表しました。この改訂は企業に累積的その他の包括利益から再分類された金額に関して、累積的その他の包括利益の内訳残高や累積的その他の包括利益から再分類された重要な項目を含む、追加的な情報を開示することを要求するものです。ASU2013-02は累積的その他の包括利益からの再分類に関するASU2011-05およびASU2011-12の開示規定を無効にするものです。

ASU2013-02は平成24年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-02を平成25年4月1日より適用する予定ですが、この改訂は累積的その他の包括利益から再分類する金額の認識のガイダンスを変更するものではなく、累積的その他の包括利益から再分類された金額に関する開示を強化するのみであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない見込みです。

#### 為替換算調整額のリリース

平成25年3月、米国財務会計基準審議会は編纂書810-10「連結—全般」と編纂書830-30「外貨関連事項—財務諸表の換算」を改訂するASU第2013-05号「連結外国企業内の特定の子会社もしくは資産グループ、または外国企業に対する投資の認識の中止時の為替換算調整額に関する親会社の会計処理」(以下「ASU2013-05」)を公表しました。この改訂は親会社が海外の子会社への投資の全てあるいは一部を売却する、あるいは子会社の支配的財務持分を失う際に、為替換算調整額を収益にリリースするかどうかの決定に、編纂書810あるいは編纂書830のどちらを適用すべきかについて実務が統一されていなかったのを解決するものです。

ASU2013-05は平成25年12月16日以降に開始する事業年度ならびにその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-05を平成26年4月1日より適用する予定ですが、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

#### 投資会社会計に関する会計処理の決定

平成25年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書946を改訂するASU第2013-08号「投資会社の範囲、測定、開示に関する規定の修正」(以下「ASU2013-08」)を公表しました。これらの改訂は、非投資会社への支配持分を含めすべての投資を公正価値評価することが求められる投資会社の範囲を変更するものです。ASU2013-08は他の投資会社への非支配持分を持分法ではなく、公正価値で評価すること、また、投資会社が投資先に提供した財務上の支援または提供することが契約上要求される財務上の支援に関する情報を含む、一定の追加開示を要請しています。

ASU2013-08は平成25年12月16日以降に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる最初の四半期より適用され、早期適用は許容されていません。

野村は、ASU2013-08を平成26年4月1日より適用する予定で、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

## 2 公正価値測定：

### 金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

全ての公正価値は、編纂書 820 の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

### 毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方

に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーション・グループ(以下「MVG」)が、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

#### 公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品(公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む)はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

##### レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

##### レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

##### レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために、当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などでありです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の平成24年3月31日および平成25年3月31日現在のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

平成24年3月31日							
レベル	1	レベル	2	レベル	3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成24年 3月31日 残高
資産：							
トレーディング資産							
およびプライベート・エクイティ投資 (2)							
エクイティ (3)	745	1,194	125	—	—	—	2,064
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	202	—	—	—	202
日本国債	2,143	—	—	—	—	—	2,143
日本地方債・政府系機関債	—	151	10	—	—	—	161
外国国債・地方債・政府系機関債	3,072	1,185	37	—	—	—	4,294
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,276	62	—	—	—	1,338
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	135	8	—	—	—	143
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,010	5	—	—	—	2,015
不動産担保証券	—	1	91	—	—	—	92
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	103	20	—	—	—	123
受益証券等	95	85	9	—	—	—	189
合計	6,055	6,140	569	—	—	—	12,764
デリバティブ資産 (5)							
エクイティ・デリバティブ	584	937	82	—	—	—	1,603
金利デリバティブ	14	18,850	57	—	—	—	18,921
信用デリバティブ	0	1,650	214	—	—	—	1,864
為替取引	0	1,229	131	—	—	—	1,360
商品デリバティブ	1	3	0	—	—	—	4
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△	22,392	△	22,392
デリバティブ資産合計	599	22,669	484	△	22,392	△	1,360
小計	6,654	28,809	1,053	△	22,392	△	14,124
貸付金および受取債権 (6)	—	447	11	—	—	—	458
担保付契約 (7)	—	752	—	—	—	—	752
その他の資産							
トレーディング目的以外の負債証券	680	177	6	—	—	—	863
その他 (3)	216	6	72	—	—	—	294
合計	7,550	30,191	1,142	△	22,392	△	16,491
負債：							
トレーディング負債							
エクイティ	579	413	0	—	—	—	992
日本国債	2,624	—	—	—	—	—	2,624
外国国債・地方債・政府系機関債	1,800	490	—	—	—	—	2,290
銀行および事業会社の負債証券	—	233	1	—	—	—	234
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	—	—	0
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	0	—	—	—	—	0
受益証券等	43	3	—	—	—	—	46
合計	5,046	1,140	1	—	—	—	6,187
デリバティブ負債 (5)							
エクイティ・デリバティブ	617	1,016	68	—	—	—	1,701
金利デリバティブ	12	18,708	96	—	—	—	18,816
信用デリバティブ	0	1,727	225	—	—	—	1,952
為替取引	0	1,297	113	—	—	—	1,410
商品デリバティブ	1	4	0	—	—	—	5
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△	22,576	△	22,576
デリバティブ負債合計	630	22,752	502	△	22,576	△	1,308
小計	5,676	23,892	503	△	22,576	△	7,495
短期借入 (8)	—	153	0	—	—	—	153
支払債務および受入預金 (9)	—	0	△	0	—	—	△
担保付調達 (7)	—	307	—	—	—	—	307
長期借入 (8) (10) (11)	154	1,549	△	13	—	—	1,690
その他の負債 (12)	93	4	—	—	—	—	97
合計	5,923	25,905	490	△	22,576	△	9,742

(単位：十億円)

平成25年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成25年 3月31日 残高	
<b>資産：</b>					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,008	720	129	—	1,857
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	87	—	87
日本国債	3,331	—	—	—	3,331
日本地方債・政府系機関債	—	72	0	—	72
外国国債・地方債・政府系機関債	3,574	1,466	91	—	5,131
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,375	69	—	1,444
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	161	6	—	167
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,720	4	—	2,724
不動産担保証券	—	—	68	—	68
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	138	12	—	150
受益証券等	144	45	13	—	202
合計	8,057	6,697	479	—	15,233
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	723	1,058	76	—	1,857
金利デリバティブ	4	21,621	148	—	21,773
信用デリバティブ	0	1,706	133	—	1,839
為替取引	—	2,094	11	—	2,105
商品デリバティブ	1	0	0	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,684	△ 25,684
デリバティブ資産合計	728	26,479	368	△ 25,684	1,891
小計	8,785	33,176	847	△ 25,684	17,124
貸付金および受取債権 (6)	—	521	3	—	524
担保付契約 (7)	—	998	—	—	998
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	409	508	4	—	921
その他 (3)	172	15	60	—	247
合計	9,366	35,218	914	△ 25,684	19,814
<b>負債：</b>					
トレーディング負債					
エクイティ	922	87	0	—	1,009
日本国債	2,151	—	—	—	2,151
日本地方債・政府系機関債	—	0	—	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	2,627	477	—	—	3,104
銀行および事業会社の負債証券	—	288	0	—	288
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1	—	—	1
受益証券等	40	12	—	—	52
合計	5,740	866	0	—	6,606
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	827	1,118	71	—	2,016
金利デリバティブ	2	21,312	202	—	21,516
信用デリバティブ	0	1,871	108	—	1,979
為替取引	0	1,994	14	—	2,008
商品デリバティブ	1	1	0	—	2
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,636	△ 25,636
デリバティブ負債合計	830	26,296	395	△ 25,636	1,885
小計	6,570	27,162	395	△ 25,636	8,491
短期借入 (8)	—	73	4	—	77
支払債務および受入預金 (9)	—	0	1	—	1
担保付調達 (7)	—	265	—	—	265
長期借入 (8) (10) (11)	114	1,263	222	—	1,599
その他の負債 (12)	39	11	0	—	50
合計	6,723	28,774	622	△ 25,636	10,483

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) ローン担保証券(CLO)、資産担保証券(ABS)(クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。
- (5) デリバティブ資産および負債の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップの他、債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (8) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (9) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (10) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (11) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (12) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

#### 主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定に当たり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に取引所価格にて評価され、通常レベル2に分類されます。非常に稀ながら実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券は後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、利回りや流動性ディスカウントのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については、実務上の簡便法として、1株当たり純資産価額が取得可能な場合は通常それを用いて評価されます。日々公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている上場投資信託はレベル1に分類されています。野村が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2に分類されています。野村が相当の期間内で解約することができない場合、あるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。不動産ファンドへのエクイティ投資の評価手法には財務成績を計るために純営業収益を使用する直接還元法(Direct Capitalization Method(以下「DCM」))を用いており、参照する不動産の属性に応じた還元利回りを適用いたします。DCMを評価に用いるエクイティ投資は、評価する不動産ファンドが保有する不動産ないしは類似した不動産に対する観察可能な還元利回りが通常入手できないため、一般的にレベル3に分類されます。なお、野村は平成25年3月期にその他の資産に含まれる一部の非上場の投資持分証券に対し、公正価値の評価をより精緻化いたしました。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティへの投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いいため、こうした投資の評価には当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法(Discounted Cash Flow(以下「DCF」))またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital(以下「WACC」))により割り引く内部評価モデルになります。マルチプル法とはEV/EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象とな

る他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法になります。また、投資先特有の属性を反映させるため DCF 法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件(例えば転換条項や残余財産分配優先権)と比較されます。プライベート・エクイティ投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル 3 に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含む G7 の政府が発行する国債は取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル 1 に分類されております。G7 以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債については G7 国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル 2 に分類されております。一部の G7 以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル 1 に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル 2 に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル 3 に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含む DCF 法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主として DCF 法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF 法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどです。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル 2 に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル 2 に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしは DCF 法に使用される発行体のクレジット・スプレッドが観察不能であることから、レベル 3 に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)および住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBS および RMBS の公正価値は、主として DCF 法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF 法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などです。CMBS および RMBS は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル 2 に分類されます。しかし、一部の CMBS および RMBS については取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル 2 に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしは DCF 法に使用される一つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル 3 に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値評価はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータが全て観察可能である場合、当該証券はレベル 2 に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券は、DCF 法や DCM を用いて評価されており、評価には利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、還元利回りなどの有意な観察不能データが含まれるため、レベル 3 に分類されます。

債務担保証券(CDO)等：CDO 等は、主として DCF 法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラーの気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF 法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、期中償還率、デフォルト確率および損失率などです。CDO 等はこうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル 2 に分類されます。しかし、一部の CDO 等については DCF 法に使用される一つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル 3 に分類されることがあります。

受益証券等：受益証券は通常 1 株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている 1 株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル 1 として分類されています。非上場投資信託について、野村が投信運用会社に対

し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当の期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。野村が相当の期間内に解約できないあるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。受益証券等に計上される特定の投資の公正価値はDCF法を用いて決定されております。こうした投資は、発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データで評価されているため、レベル3に分類されます。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは通常取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合は、レベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて先物為替、金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブについて先物為替、ボラティリティなどの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（商品デリバティブ）：野村はコモディティ・スワップ、商品先物、コモディティ・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには商品価格、金利、ボラティリティ、相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。

店頭デリバティブは通常こうした評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。

野村は、平成24年3月期より担保を受け渡す特定のデリバティブについて、公正価値を見積もるためのカーブをLIBORに基づくカーブからオーバーナイト・インデックス・スワップに基づくカーブへと移行しました。また野村は、平成25年3月期より担保の特徴を追加的に組込むために評価手法を変更いたしました。野村ではこうした変更は、市場の主要な参加者がデリバティブの公正価値を決めるために使用するであろう方法に、より合致していると考えております。この変更が平成25年3月期にデリバティブの公正価値測定に与えた影響は11十億円（損失）でした。市場参加者による継続的な評価手法の見直しの一環として、野村は将来デリバティブの評価手法の更なる変更を行う可能性があります。

貸付金：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により評価されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金については取引が散発的であり、当該貸付金と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、ないしはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドが有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、主にDCF法で評価されています。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法で公正価値評価され、公正価値階層に分類されます。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組込デリバティブにより組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがいない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれており、平成24年3月期末の残高は37十億円、平成25年3月期末の残高は8十億円です。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられるボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入(担保付金融取引)：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

#### 評価プロセス

野村では、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、連結財務諸表上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有するガバナンス・フレームワークを運営しております。評価方針および手続の定義、実行、管理に対して直接責任を有する野村内の部署は、以下のとおりです。

- ・財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ(以下「PCVG」)が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有しております。特に当該グループが、米国会計原則に基づき、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当しております。トレーディング業務の中でマーケットメーカーやディーラー等のトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負います。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積りに判断が必要な場合には、連結財務諸表に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価されます。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に財務統括責任者(以下「CFO」)に報告を行います。
- ・財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループ(以下「APG」)は、公正価値の決定に関連した編纂書 820 およびその他の関連する意見書を含めた米国会計原則に基づいて、野村の会計方針および手続を定めております。APGはアカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的にCFOに報告を行います。
- ・リスク・マネジメント部門内のMVGは、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認しております。MVGはマーケット・アンド・クオンティティ・リスクのグローバルヘッドに報告を行います。

特にレベル3を中心とした金融商品に対する野村の評価プロセスにおいては、独立した価格評価の検証、プライシング・モデルの認証および収益の検証における手続が基本的なガバナンス・フレームワークの構成要素となります。

#### 独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス(Independent Price Verification Processes(以下「IPVプロセス」))における主要な目的は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することです。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性、整合性の確保を行っております。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものです。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含みます。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査いたします。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行います。そのような取引や価格の情報が無い場合、当該金融商品は通常レベル3に分類されます。

観察可能な市場情報が公正価値測定のためのデータの中に欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価します。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われます。

#### 評価モデルのレビューおよび認証

公正価値測定を検証するためには、より複合的な金融商品のプライシング・モデルが使用されます。MVGは多様なパラメータの組合せを考慮した推計モデルのレビューを含め、モデル承認プロセスを独立した立場で行っております。当該プロセスにおいて考慮される事項は次のとおりです。

- ・評価モデルの領域(異なる金融商品にも一貫した評価方法が適用されます)
- ・数学的かつ金融的な仮定
- ・バウンダリーとスタビリティ・テスト、ニューメリカル・コンバージェンスおよびカリブレーション・クオリティとスタビリティに従った全部もしくは一部の独立したベンチマークの開発
- ・野村のトレーディングおよびリスクシステム内の評価モデルの統合
- ・リスク数値の計算およびリスクレポーティング
- ・評価モデルの適用、ヘッジ戦略

新しい評価モデルはMVGによってレビューおよび承認されます。その後のレビューの頻度は一般的に、市場環境を踏まえ、モデル・リスク・レーティングおよびモデルの使用の重要性により決定されます。

## 収益の検証

プロダクト・コントロール機能は、純収益の日次および定期的な分析・レビューを通じて、野村の評価方針の堅持を行っております。このプロセスには金利、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、為替レートなど参照商品を踏まえた要因分析を通じて、収益金額の検証を行うことを含んでおります。IPV プロセスとあわせて行われる日次、週次、月次および四半期毎に実行される収益検証のためのレビューは、記帳、価値評価もしくはリスク計測の潜在的な問題の特定と解決に結びついております。

## レベル3 金融商品

前述のとおり、レベル3 金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新でない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3 金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3 金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3 金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3 金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続に沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

## 有意な観察不能なデータおよび仮定に関する定量的情報

次の表は、平成24年3月31日および平成25年3月31日現在のレベル3 金融商品に使用される有意な観察不能なデータおよび仮定に関する情報を示しております。レベル3 金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3 金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

平成24年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)
資産： トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資				
エクイティ	125	DCF	クレジット・スプレッド 流動性ディスカウント	6.5 - 7.5 % 20.0 - 30.0 %
		マルチプル	株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	12.2 倍 1.7 倍 20.0 %
		DCM	還元利回り	5.2 - 6.5 %
プライベート・エクイティ 投資	202	DCF	WACC 成長率 営業利益率 流動性ディスカウント	6.8 - 12.0 % 0.0 - 2.0 % 23.0 % 0.0 - 30.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA 株価収益率 株価純資産倍率 株価潜在価値比率 流動性ディスカウント	4.3 - 12.6 倍 12.9 倍 0.5 - 0.7 倍 0.5 倍 0.0 - 50.0 %
日本地方債・政府系機関債	10	DCF	クレジット・スプレッド	0.1 %
外国国債・地方債・政府系 機関債	37	DCF	クレジット・スプレッド	0.6 - 17.0 %
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	62	DCF	クレジット・スプレッド	0.4 - 25.6 %
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	8	DCF	利回り 期中償還率 デフォルト確率 損失率	3.0 - 24.5 % 0.0 - 25.0 % 0.0 - 60.0 % 0.0 - 50.0 %
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	5	DCF	利回り 期中償還率 デフォルト確率 損失率	1.6 - 30.0 % 1.0 - 5.0 % 2.0 - 4.0 % 20.0 - 40.0 %
不動産担保証券	91	DCF	利回り デフォルト確率 損失率	4.0 - 15.0 % 24.0 - 65.0 % 80.0 - 100.0 %
		DCM	還元利回り	6.7 - 11.4 %
債務担保証券(CDO)等	20	DCF	利回り 期中償還率 デフォルト確率 損失率	12.0 - 30.0 % 0.0 - 15.0 % 1.5 - 3.0 % 30.0 - 60.0 %
受益証券等	9	DCF	クレジット・スプレッド 相関係数	0.0 - 13.6 % 0.50 - 0.70

平成24年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)
デリバティブ(純額) :				
エクイティ・デリバティブ	14	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.1 - 13.5 % 12.1 - 65.1 % △ 0.95 - 0.94
金利デリバティブ	△ 39	DCF	先物為替 金利 ボラティリティ 相関係数	53.2 - 105.4 0.8 - 4.7 % 5.5 - 121.0 % △ 0.55 - 1.00
信用デリバティブ	△ 11	DCF	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	1.3 - 1,912.4 bps 5.0 - 52.0 % 10.0 - 75.0 % 0.11 - 1.00
為替取引	18	オプション・モデル DCF	ボラティリティ 先物為替	10.0 - 18.5 % 2.5 - 11,052.0
貸付金および受取債権	11	DCF	クレジット・スプレッド	3.0 - 15.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の 負債証券	6	DCF	クレジット・スプレッド	0.6 - 2.0 %
その他 (3)	72	DCF	WACC 成長率 マルチプル 株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	6.8 - 9.3 % 0.0 %  12.9 倍 0.5 倍 25.0 %
負債 :				
長期借入	△ 13	DCF	利回り 期中償還率 デフォルト確率 損失率 ボラティリティ 相関係数	22.0 - 67.0 % 15.0 % 2.0 - 6.0 % 30.0 - 60.0 % 5.5 - 118.5 % △ 0.76 - 1.00

平成25年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
資産： トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資					
エクイティ	129	DCF	利回り	7.6 %	7.6 %
			流動性ディスカウント	25.0 - 38.0 %	35.4 %
		DCM	還元利回り	5.2 - 6.7 %	6.3 %
プライベート・エクイティ 投資	87	DCF	WACC	6.8 %	6.8 %
			成長率	0.0 %	0.0 %
			流動性ディスカウント	25.0 %	25.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA	3.7 - 11.3 倍	11.0 倍
		株価収益率	7.7 倍	7.7 倍	
		株価純資産倍率	0.4 倍	0.4 倍	
		株価潜在価値比率	0.4 倍	0.4 倍	
			流動性ディスカウント	0.0 - 33.0 %	25.8 %
外国国債・地方債・ 政府系機関債	91	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.7 %
銀行および事業会社の負債 証券・売買目的の貸付金	69	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 24.2 %	2.6 %
			回収率	0.1 - 36.4 %	28.1 %
商業用不動産ローン担保証 券 (CMBS)	6	DCF	利回り	0.0 - 25.0 %	8.0 %
			デフォルト確率	100.0 %	100.0 %
			損失率	0.0 - 80.0 %	0.3 %
住宅用不動産ローン担保証 券 (RMBS)	4	DCF	利回り	0.0 - 40.0 %	3.3 %
			期中償還率	0.0 - 8.2 %	4.5 %
			デフォルト確率	0.3 - 17.0 %	14.7 %
			損失率	22.0 - 90.0 %	64.2 %
不動産担保証券	68	DCF	利回り	1.8 - 15.0 %	1.9 %
			デフォルト確率	24.0 - 65.0 %	42.6 %
			損失率	80.0 - 100.0 %	88.0 %
		DCM	還元利回り	6.8 %	6.8 %
債務担保証券(CDO)等	12	DCF	利回り	0.0 - 58.6 %	17.1 %
			期中償還率	0.0 - 15.0 %	13.8 %
			デフォルト確率	2.0 - 5.0 %	2.1 %
			損失率	30.0 - 75.0 %	45.6 %
受益証券等	13	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.6 %
			相関係数	0.50 - 0.70	0.60

平成25年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
デリバティブ(純額) :					
エクイティ・デリバティブ	5	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.0 - 11.0 % 5.7 - 92.4 % △ 0.77 - 0.99	— — —
金利デリバティブ	△ 54	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	先物為替 金利 ボラティリティ 相関係数	62.9 - 121.7 0.6 - 4.2 % 13.5 - 118.1 % △ 0.70 - 0.99	— — — —
信用デリバティブ	25	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	0.0 - 7.5 % 15.0 - 40.0 % 10.0 - 70.0 % 0.33 - 0.90	— — — —
為替取引	△ 3	オプション・モデル DCF	ボラティリティ 先物為替	1.4 - 20.7 % 2.7 - 12,484.0	— —
貸付金および受取債権	3	DCF	クレジット・スプレッド	3.0 %	3.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の 負債証券	4	DCF	クレジット・スプレッド	0.2 - 2.5 %	1.7 %
その他 (3)	60	DCF	WACC 成長率 金利 流動性ディスカウント マルチプル EV/EBITDA 株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	6.8 - 6.8 % 0.0 - 1.0 % 7.6 % 0.0 - 30.0 % 6.9 - 12.5 倍 7.7 - 44.4 倍 0.0 - 5.6 倍 25.0 - 30.0 %	6.8 % 0.9 % 7.6 % 8.0 % 9.9 倍 25.8 倍 1.7 倍 29.8 %
負債 :					
長期借入	222	DCF	ボラティリティ 相関係数	13.5 - 118.1 % △ 0.77 - 0.99	— —

(1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範である事は必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。

(2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。

(3) その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短いエクイティ・デリバティブの方がボラティリティが高いために、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは先物為替、金利、ボラティリティおよび相関係数です。先物為替は、主に対円貨の長期の為替レートが通貨によって異なるため、データの範囲が広範となります。金利は、国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドは、デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限に、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になりますが、相対的にデータの範囲は限られております。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。動きと相関係数は密接に関係しており、強い正の相関係数は、関係が弱くなる場合下落します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは、ボラティリティおよび先物為替です。ボラティリティは、米ドルに対し狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり、相対的に低くなります。先物為替は、主に米ドルに対する他通貨の長期の為替レートが要因となり、データの範囲が広範となります。全ての有意な観察不能のデータは、当該範囲の中に偏りなく分布しています。

長期借入：ボラティリティは、一般的に満期までの期日が短い金融商品のボラティリティの方が期日が長い金融商品のボラティリティより高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

観察不能なデータの変動に対する公正価値の感応度

野村が使用する有意な観察不能のデータおよび仮定の変動は、上記の表で記載されているそれぞれの分類の金融商品に対する公正価値測定の決定に影響を与えます。観察不能なデータの変動や連動するデータの変動に対するレベル3金融商品の公正価値測定の感応度は次のとおりです。

- ・エクイティ、プライベート・エクイティ投資、その他の資産に含まれる投資持分証券：公正価値の決定にDCF法を用いている場合、利回り、クレジット・スプレッドあるいは流動性ディスカウントの著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。逆に、営業利益率あるいは成長率の著しい上昇（もしくは低下）は、結果として対応する公正価値評価を著しく増加（あるいは減少）させます。この測定の間相互関係はほとんどありません。公正価値の決定にマルチプル法を使用している場合、株価収益率、EV/EBITDA、株価純資産倍率、株価潜在価値比率等の関連する指標の著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。逆に、流動性ディスカウントの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。収益水準が一定とした場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

- ・日本地方債・政府系機関債、外国国債・地方債・政府系機関債、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金、貸付金および受取債権、トレーディング目的以外の負債証券：DCF法を使用している場合、クレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一方で、回収率の著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。
- ・商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）、不動産担保証券、債務担保証券（CDO）等：利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。
- ・受益証券等：DCF法に使用されているクレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。また、相関係数の著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。
- ・デリバティブ：デリバティブの参照リスクがロング・ポジションの場合、金利、クレジット・スプレッドもしくは先物為替などのデリバティブの参照する資産の著しい増加（もしくは減少）、もしくは配当利回りの著しい低下（もしくは上昇）は、公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。デリバティブの参照リスクがショート・ポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。また、オプションリスク、回収率や相関係数がロングとなるポジションの場合、ボラティリティ、回収率や相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。一方、オプションリスク、回収率や相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。
- ・長期借入：利回り、期中償還率、デフォルト確率、および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率と同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動いたします。オプションリスクや相関係数がロングとなるポジションに対するボラティリティや相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（減少）させます。オプションリスクや相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

### レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の平成24年3月期および平成25年3月期の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

平成25年3月期において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

(単位：十億円)

平成24年3月期										
平成24年 3月期 期首 残高	当期 純利益に 含まれる 額 (1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3 への 移動 (3)	レベル 3 からの 移動 (3)	平成24年 3月期 期末 残高	
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資										
エクイティ プライベート・エクイティ投 資	121	△ 11	—	57	△ 27	—	△ 1	8	△ 22	125
日本地方債・政府系機関債	289	23	—	4	△ 112	—	△ 2	—	—	202
外国国債・地方債・ 政府系機関債	—	0	—	27	△ 18	—	—	1	△ 0	10
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	23	11	—	415	△ 403	—	—	4	△ 13	37
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	51	△ 0	—	159	△ 154	—	△ 0	44	△ 38	62
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	28	0	—	8	△ 33	—	0	6	△ 1	8
不動産担保証券	3	0	—	3	△ 13	—	0	13	△ 1	5
債務担保証券(CDO)等	128	1	—	7	△ 45	—	△ 0	—	—	91
受益証券等	34	△ 1	—	21	△ 24	—	0	8	△ 18	20
受益証券等	10	△ 1	—	2	△ 2	—	△ 0	0	—	9
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 合計										
	687	22	—	703	△ 831	—	△ 3	84	△ 93	569
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	28	△ 13	—	—	—	6	△ 2	△ 4	△ 1	14
金利デリバティブ	11	△ 3	—	—	—	△ 24	△ 4	12	△ 31	△ 39
信用デリバティブ	△ 55	△ 30	—	—	—	52	3	25	△ 6	△ 11
為替取引	2	22	—	—	—	△ 6	0	0	△ 0	18
商品デリバティブ	△ 2	0	—	—	—	△ 0	△ 0	2	0	△ 0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 16	△ 24	—	—	—	28	△ 3	35	△ 38	△ 18
小計	671	△ 2	—	703	△ 831	28	△ 6	119	△ 131	551
貸付金および受取債権	11	△ 4	—	10	△ 5	—	△ 0	—	△ 1	11
その他の資産										
トレーディング目的以外の 負債証券	0	0	△ 0	8	△ 2	—	△ 0	—	—	6
その他	25	△ 1	△ 1	66	△ 17	—	0	0	△ 0	72
合計	707	△ 7	△ 1	787	△ 855	28	△ 6	119	△ 132	640
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ 銀行および事業会社の 負債証券	—	—	—	△ 0	0	—	—	0	—	0
トレーディング負債合計	—	△ 0	—	2	△ 1	—	—	—	—	1
短期借入	1	0	—	16	△ 15	—	0	0	△ 2	0
支払債務および受入預金	1	△ 0	—	△ 0	△ 1	—	—	—	—	△ 0
長期借入	144	△ 50	—	77	△ 183	—	△ 10	2	△ 93	△ 13
合計	146	△ 50	—	95	△ 200	—	△ 10	2	△ 95	△ 12

(単位：十億円)

平成25年3月期										
平成25年 3月期 期首 残高	当期 純利益に 含まれる 額 (1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3 への 移動 (3)	レベル 3 からの 移動 (3)	平成25年 3月期 期末 残高	
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資										
エクイティ プライベート・エクイティ投資	125	2	—	38	△ 22	—	5	6	△ 25	129
日本地方債・政府系機関債	202	9	—	4	△ 137	—	9	—	—	87
外国国債・地方債・ 政府系機関債	10	0	—	1	△ 11	—	—	0	△ 0	0
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	37	39	—	728	△ 731	—	0	62	△ 44	91
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	62	7	—	245	△ 286	—	7	69	△ 35	69
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	8	3	—	11	△ 15	—	1	4	△ 6	6
不動産担保証券	5	1	—	19	△ 20	—	0	2	△ 3	4
債務担保証券(CDO)等	91	2	—	1	△ 26	—	0	—	—	68
受益証券等	20	△ 1	—	11	△ 17	—	1	3	△ 5	12
	9	2	—	2	△ 0	—	0	0	△ 0	13
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 合計										
	569	64	—	1,060	△ 1,265	—	23	146	△ 118	479
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	14	△ 9	—	—	—	△ 11	4	△ 1	8	5
金利デリバティブ	△ 39	△ 15	—	—	—	△ 1	△ 1	△ 0	2	△ 54
信用デリバティブ	△ 11	△ 16	—	—	—	12	6	15	19	25
為替取引	18	△ 1	—	—	—	1	△ 1	△ 6	△ 14	△ 3
商品デリバティブ	△ 0	0	—	—	—	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 18	△ 41	—	—	—	1	8	8	15	△ 27
小計	551	23	—	1,060	△ 1,265	1	31	154	△ 103	452
貸付金および受取債権	11	△ 0	—	0	△ 3	—	1	—	△ 6	3
その他の資産										
トレーディング目的以外の 負債証券	6	0	0	0	△ 2	—	0	—	—	4
その他 (5)	72	21	0	1	△ 32	—	0	0	△ 2	60
合計	640	44	0	1,061	△ 1,302	1	32	154	△ 111	519
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ 銀行および事業会社の 負債証券	0	△ 0	—	0	△ 0	—	0	0	—	0
トレーディング負債合計	1	△ 0	—	0	△ 1	—	0	—	△ 0	0
短期借入	0	△ 0	—	6	△ 1	—	—	1	△ 2	4
支払債務および受入預金	△ 0	△ 1	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—	1
長期借入	△ 13	△ 155	—	108	△ 82	—	3	110	△ 59	222
その他の負債	—	0	—	0	△ 0	—	0	—	△ 0	0
合計	△ 12	△ 156	—	114	△ 84	—	3	111	△ 61	227

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) 「購入/発行」にはトレーディング負債の増加、「売却/償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 「レベル3への移動」および「レベル3からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されています。従って金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (5) 一部の非上場の投資持分証券の公正価値評価の精緻化の影響を含みます。

レベル3 金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層のなかでレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する平成24年3月期および平成25年3月期の未実現損益を示しております。

	(単位：十億円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
	未実現損益 (1)	
<b>資産：</b>		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
エクイティ	△ 2	1
プライベート・エクイティ投資	△ 12	△ 10
日本地方債・政府系機関債	△ 0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	2	2
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△ 3	△ 0
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	3	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	△ 0	0
不動産担保証券	1	△ 0
債務担保証券 (CDO) 等	△ 1	△ 0
受益証券等	△ 0	2
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資合計	△ 12	△ 4
デリバティブ取引(純額) (2)		
エクイティ・デリバティブ	△ 6	7
金利デリバティブ	△ 9	24
信用デリバティブ	△ 45	12
為替取引	16	△ 4
商品デリバティブ	0	0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 44	39
小計	△ 56	35
貸付金および受取債権	△ 3	△ 0
その他の資産		
トレーディング目的以外の負債証券	0	0
その他 (3)	△ 2	24
合計	△ 61	59
<b>負債：</b>		
トレーディング負債		
エクイティ	—	0
トレーディング負債合計	—	0
短期借入	0	△ 1
支払債務および受入預金	△ 0	△ 1
長期借入	△ 63	△ 162
その他の負債	—	△ 0
合計	△ 63	△ 164

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) 一部の非上場の投資持分証券の公正価値評価の精緻化の影響を含みます。

#### 階層間の移動について

野村では金融商品があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。したがって、下記で述べている金額は、移動が生じた四半期の期首の金融商品の公正価値となります。

#### レベル1とレベル2間の移動

平成24年3月期第3四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2間では重要な金額の移動はありませんでした。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計115十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち113十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。同期間において、合計180十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち171十億円は、トレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

平成25年3月期において、合計631十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち361十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。また、249十億円はその他の資産のうちトレーディング目的以外の負債証券によるもの、15十億円は受益証券等のうち上場投資信託によるもの、6十億円はその他の資産のうちその他に含まれる投資持分証券によるものであり、これらは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。同期間において、合計80十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち72十億円はトレーディング負債のうち、主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。また、8十億円は受益証券等のうち、主に上場投資信託のショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計12十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち7十億円は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。同期間において、合計7十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち7十億円はトレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

平成25年3月期において、合計455十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち441十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。また、5十億円は受益証券等のうち上場投資信託によるもの、7十億円はその他の資産のうちその他に含まれる投資持分証券によるものであり、これらは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。同期間において、合計391十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち388十億円はトレーディング負債のうち、主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

#### レベル3からの移動

平成24年3月期第3四半期連結累計期間において、レベル3からの重要な金額の移動はありませんでした。

平成24年3月期第4四半期連結会計期間において、合計25十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち16十億円は、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。同期間において、合

計 48 十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち 48 十億円は長期借入のうち主に仕組債によるものであり、関連する利回りが観察可能になったためであります。

合計 21 十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち 19 十億円は金利デリバティブ資産（純額）によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能となったためであります。

平成 25 年 3 月期において、合計 126 十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち 25 十億円はエクイティによるものであり、関連する利回りおよび流動性ディスカウントが観察可能になったため、44 十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったため、35 十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち、主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドと回収率が観察可能になったためであります。また、6 十億円は商業用不動産ローン担保証券(CMBS)によるものであり、関連する利回り、デフォルト確率および損失率が観察可能になったため、5 十億円は債務担保証券(CDO)等によるものであり、関連する利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率が観察可能になったため、6 十億円は貸付金および受取債権のうち、主に貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。同期間において、合計 61 十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち 59 十億円は長期借入金のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

平成 25 年 3 月期において、合計 15 十億円のデリバティブ負債（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち 8 十億円はエクイティ・デリバティブ負債（純額）が関連する配当利回り、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったため、19 十億円は信用デリバティブ負債（純額）が関連するクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったため、14 十億円は為替取引資産（純額）が関連するボラティリティおよび為替先物の評価データが観察可能になったためであります。

#### レベル3への移動

平成 24 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において、レベル3への重要な金額の移動はありませんでした。

平成 24 年 3 月期第 4 四半期連結会計期間において、合計 15 十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち 9 十億円は、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。同期間において、合計 1 十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。金融負債について、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

合計 34 十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3へ移動いたしました。このうち 14 十億円は金利デリバティブ資産（純額）が関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能となったため、また 21 十億円は信用デリバティブ資産（純額）が関連するクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったためであります。金利デリバティブと信用デリバティブでは、移動が生じた四半期においてそれぞれ 5 十億円と 2 十億円の損失を認識しております。

平成 25 年 3 月期において、合計 146 十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち 6 十億円はエクイティによるものであり、関連する利回りおよび流動性ディスカウントが観察不能になったため、69 十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち、主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドおよび回収率の評価データが観察不能になったため、62 十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において認識した損益は、エクイティ、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金については重要な金額ではありませんでした。また、移動が生じた四半期において、外国国債・地方債・政府系機関債については 9 十億円の利益を認識しております。同期間において、合計 111 十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち 110 十億円は長期借入金のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において、長期借入金については 7 十億円の損失を認識しております。

平成 25 年 3 月期において、合計 8 十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3へ移動いたしました。このうち 15 十億円は信用デリバティブ資産（純額）によるものであり、関連するクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティお

よび相関係数の評価データが観察不能になったため、6十億円は為替取引負債（純額）によるものであり、関連するボラティリティおよび為替先物の評価データが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において認識した損益は、信用デリバティブおよび為替取引については重要な金額ではありませんでした。

#### 1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、平成24年3月31日および平成25年3月31日現在の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)

平成24年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	109	0	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	61	12	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	11	15	—	—
合計	185	28		

(単位：十億円)

平成25年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	68	16	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	63	7	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	3	—	—	—
合計	138	24		

(1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。

(2) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。

(3) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。

(4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

#### ヘッジファンド:

これらのファンドには、様々な資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。野村は、ヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスを行っており、こうしたケースではリスクの多くがパス・スルーされています。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて評価されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

#### ベンチャー・キャピタル・ファンド:

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドは、第三者への譲渡に制限が設けられております。

#### プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものがあります。

#### リアル・エステート・ファンド:

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

#### 金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書 815 および編纂書 825 で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・短期借入および長期借入に計上されている、平成 20 年 4 月 1 日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成 20 年 4 月 1 日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。
- ・長期借入に計上されている、編纂書 860 の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、平成24年3月期および平成25年3月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
	損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)		
トレーディング資産	0	2
プライベート・エクイティ投資	△ 12	△ 10
貸付金および受取債権	△ 6	19
担保付契約 (3)	10	△ 0
その他の資産 (2)	△ 0	1
合計	△ 8	12
負債：		
短期借入 (4)	△ 14	△ 4
担保付調達 (3)	△ 1	△ 1
長期借入 (4) (5)	△ 11	△ 51
その他の負債 (6)	0	0
合計	△ 26	△ 56

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されております。
- (2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
- (4) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。
- (6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は普通株式への出資比率が47.0%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資、その他の資産—その他に含めております。

日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成24年3月期業績は、収益合計101十億円、費用合計84十億円、税引後当期純利益17十億円となりました。平成24年3月末の総資産および総負債は、それぞれ5,354十億円と5,097十億円となっております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成25年3月期業績は、収益合計99十億円、費用合計80十億円、税引後当期純利益15十億円となりました。平成25年3月末の総資産および総負債は、それぞれ5,434十億円と5,155十億円となっております。

野村は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いたDCF法により計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する平成24年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により17十億円の収益、平成25年3月期は、主にクレジット・スプレッドの縮小により31十億円の損失となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

平成24年3月期において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して1十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を13十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものはありませんでした。

平成 25 年 3 月期において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して 1 十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を 20 十億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90 日以上延滞が生じたものはありませんでした。

#### 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、平成 24 年 3 月期に 18%、平成 25 年 3 月期に 22%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)					
平成24年 3 月 31 日					
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,304	1,319	2,527	448	6,598

(単位：十億円)					
平成25年 3 月 31 日					
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	3,403	1,313	3,262	556	8,534

(1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が平成 24 年 3 月期末に 640 十億円、平成 25 年 3 月期末に 715 十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

#### 公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。こうした金融商品は、公正価値の階層において一般的にレベル 1 もしくはレベル 2 のどちらかに分類されます。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。公正価値オプションを選択しない貸付金の公正価値は、毎期経常的に公正価値評価される貸付金と同様の手法で推計されております。取引所価格が取得可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。公正価値オプションを選択しない長期借入の公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または DCF 法により、毎期経常的に公正価値評価される長期借入と同様の手法で推計しております。金融資産と金融負債は、公正価値オプションを選択した場合に適用されるものと同様の手法に基づいて、公正価値階層において一般的にレベル 2 またはレベル 3 に分類されております。

次の表は、平成24年3月31日および平成25年3月31日現在における、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	1,071	1,071	1,071	—	—
定期預金	653	653	—	653	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	230	230	—	230	—
貸付金 (2)	1,290	1,286	—	1,031	255
売戻条件付買入有価証券	7,663	7,663	—	7,663	—
借入有価証券担保金	6,080	6,080	—	6,080	—
合計	16,987	16,983	1,071	15,657	255
負債：					
短期借入	1,186	1,186	—	1,186	0
受入銀行預金	905	905	—	905	—
買戻条件付売却有価証券	9,928	9,928	—	9,928	—
貸付有価証券担保金	1,700	1,700	—	1,700	—
長期借入	8,505	8,242	154	8,084	4
合計	22,224	21,961	154	21,803	4

(単位：十億円)

	平成25年3月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	805	805	805	—	—
定期預金	578	578	—	578	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	270	270	—	270	—
貸付金 (2)	1,575	1,576	—	1,352	224
売戻条件付買入有価証券	8,295	8,295	—	8,295	—
借入有価証券担保金	5,820	5,820	—	5,820	—
合計	17,343	17,344	805	16,315	224
負債：					
短期借入	738	738	—	734	4
受入銀行預金	1,072	1,072	—	1,071	1
買戻条件付売却有価証券	12,444	12,444	—	12,440	4
貸付有価証券担保金	2,159	2,159	—	2,159	—
長期借入	7,592	7,430	114	7,093	223
合計	24,005	23,843	114	23,497	232

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

平成 24 年 3 月期には、特定の土地および建物が非経常的に公正価値で評価されております。これら資産の帳簿価額は連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上されており、公正価値評価後の簿価は減損の結果、17 十億円となっております。公正価値は内部の鑑定評価に基づいて評価されており、結果としてレベル 3 に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。

平成 25 年 3 月期には、特定のレポーティング・ユニットにおけるのれんが非経常的に公正価値で評価されております。当該のれんは連結貸借対照表上のその他の資産—その他に計上されておりましたが、すべて減損いたしました。公正価値は DCF 法に基づいて評価されており、結果としてレベル 3 に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。

### 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

#### トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの 2 つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るといった信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において

相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続によって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに野村は、店頭デリバティブについて、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットィング契約」）を交わしております。マスター・ネットィング契約により、倒産時の相殺権が付与され、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、野村が店頭デリバティブを取引する際に生じる未実現損益の額を編纂書 210-20 に従い取引相手ごとに純額表示すること、および現金担保と相殺表示することが可能となります。

平成 24 年 3 月期において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を 1,051 十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を 867 十億円相殺いたしました。また、平成 24 年 3 月期において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保金額は、それぞれ 191 十億円および 335 十億円です。平成 25 年 3 月期において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を 985 十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を 1,033 十億円相殺いたしました。また、平成 25 年 3 月期において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保金額は、それぞれ 220 十億円および 497 十億円です。

#### トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債に係る金利の性質を変換し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬に係る株価変動リスクを削減することであり、こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分が判定されます。有効と判定された損益は当社株主資本の累積的その他の包括利益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における信用リスクに関する金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

平成24年3月31日				
デリバティブ資産の公正価値の総額	マスター・ネットイング契約に基づく取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額に対する担保の相殺額	信用リスクに対するエクスポージャー純額	
金融機関	18,881	△ 17,553	△ 797	531

(単位：十億円)

平成25年3月31日				
デリバティブ資産の公正価値の総額	マスター・ネットイング契約に基づく取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額に対する担保の相殺額	信用リスクに対するエクスポージャー純額	
金融機関	20,169	△ 18,415	△ 981	773

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値により、野村のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	16,079	1,603	14,497	1,687
金利デリバティブ	636,833	18,843	592,413	18,597
信用デリバティブ	37,067	1,864	41,785	1,952
為替取引	59,296	1,356	62,999	1,407
商品デリバティブ	50	4	45	5
合計	749,325	23,670	711,739	23,648
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,855	78	—	—
為替取引	190	4	97	1
合計	2,045	82	97	1
デリバティブ取引合計	751,370	23,752	711,836	23,649

(単位：十億円)

	平成25年 3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	14,130	1,857	14,550	2,017
金利デリバティブ	727,129	21,685	711,914	21,452
信用デリバティブ	44,582	1,839	42,889	1,979
為替取引	81,002	2,104	80,280	2,007
商品デリバティブ	29	1	39	2
合計	866,872	27,486	849,672	27,457
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,748	88	162	0
為替取引	92	1	24	1
合計	1,840	89	186	1
デリバティブ取引合計	868,712	27,575	849,858	27,458

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

(3) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。平成24年3月31日および平成25年3月31日現在において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

#### トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益—トレーディング損益に計上されます。

次の表は、連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

(単位：十億円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
トレーディング目的およびトレーディング目的以外の デリバティブ取引 (1) (2)		
エクイティ・デリバティブ	△ 137	△ 69
金利デリバティブ	42	65
信用デリバティブ	△ 73	△ 18
為替取引	△ 67	△ 329
商品デリバティブ	△ 4	△ 0
合計	△ 239	△ 351

- (1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。平成24年3月期および平成25年3月期のこれらの損益は重要な金額ではありませんでした。

#### 公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。野村は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しており、これにヘッジ会計を適用しております。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の公正価値の変動は、ヘッジ対象の負債の損益と共に連結損益計算書の金融費用に計上されています。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

(単位：十億円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	76	33
合計	76	33
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 76	△ 33
合計	△ 76	△ 33

#### 純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引ならびに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括利益—為替換算調整額（税引後）に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

ヘッジ手段	(単位：十億円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
為替取引	△ 1	△ 14
長期借入	4	△ 15
合計	3	△ 29

(1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。平成24年3月期および平成25年3月期の損益は重要な金額ではありませんでした。

#### 信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

平成24年3月31日現在の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は912十億円となり、732十億円の担保を差し入れております。平成24年3月31日時点における長期格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は77十億円です。平成25年3月31日現在の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は960十億円となり、754十億円の担保を差し入れております。平成25年3月31日時点における長期格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は102十億円です。

#### クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数が、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約になっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有していませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット

ト・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならない場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならない可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産の全てについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

野村は、野村が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて野村が支払う金額の回収に充てられるのではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた野村への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンターパーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

平成24年3月31日および平成25年3月31日現在の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産) / 負債	平成24年3月31日						想定元本額 クレジット・プロテ クション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年			
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	562	20,159	2,902	6,750	8,510	1,997	18,692
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	124	10,738	1,667	2,089	5,807	1,175	9,334
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	223	3,298	1,084	1,201	441	572	2,138
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	△ 1	781	0	—	439	342	651
合計	908	34,976	5,653	10,040	15,197	4,086	30,815

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (△資産) / 負債	平成25年3月31日						想定元本額 クレジット・プロテ クション買付額
	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				5年超	
		満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年			
クレジット・デフォルト・スワップ (個別)	210	24,659	4,575	7,961	9,877	2,246	22,431
クレジット・デフォルト・スワップ (指数)	△ 16	12,722	1,482	3,555	6,815	870	11,592
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	230	2,586	666	1,112	215	593	1,710
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	0	51	—	—	27	24	42
合計	424	40,018	6,723	12,628	16,934	3,733	35,775

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor's による格付、同社による格付がない場合は Moody's Investors Service による格付、両社による格付がない場合には Fitch Ratings Ltd. または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,196	1,749	5,878	5,550	2,974	1,812	20,159
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	140	711	5,358	2,905	1,619	5	10,738
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	20	18	3	111	212	2,934	3,298
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	0	0	137	532	112	—	781
合計	2,356	2,478	11,376	9,098	4,917	4,751	34,976

(単位：十億円)

	平成25年3月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,400	1,594	5,945	8,208	4,073	2,439	24,659
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	14	589	6,360	3,516	1,910	333	12,722
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	77	17	9	127	243	2,113	2,586
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	—	—	18	—	33	—	51
合計	2,491	2,200	12,332	11,851	6,259	4,885	40,018

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

#### 4 プライベート・エクイティ事業：

野村のプライベート・エクイティ投資は、主に日本国内および欧州で行われております。

野村が議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している特定の事業体で、編纂書946の規定に適合する投資会社（以下「投資子会社」）が行うプライベート・エクイティ投資は、公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。それぞれの投資子会社によって適用される投資会社会計は連結財務諸表に引き継がれております。

これらの事業体は、野村の戦略的な事業上の利益のためではなく、投資先企業価値の増加、金利配当収入あるいはその両方のためにプライベート・エクイティ投資を行っております。野村の投資方針に従って、グループ内の非投資会社はその投資が連結または持分法適用となる場合に、非中核事業を行っている事業体に投資を行うことはできません。そのような投資は通常投資子会社のみ認められています。非中核事業は、野村の事業セグメントで行う活動以外の事業と定義されます。

野村の連結子会社の中には、非投資会社であるが、野村の中核事業を行っている事業体に投資を行っているものがあります。これらの投資は、投資先企業価値の増加や金利配当収入あるいはその両方を目的として行われており、公正価値オプションの適用またはその他の米国会計原則の要請により、公正価値で評価されています。

##### 日本国内のプライベート・エクイティ事業

野村は、日本国内において、主に100%子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社(以下「NPF」)を通じて、確立したプライベート・エクイティ事業を行っております。NPFは編纂書946の規定に適合する投資子会社であり、すべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

平成12年の設立以来、NPFは21の投資先企業に投資していましたが、平成24年3月期にその大部分を売却、平成24年3月31日現在の投資ポートフォリオの公正価値は、789百万円でした。平成25年3月期において、野村は残りの投資先を売却し、その結果平成25年3月31日現在の公正価値は0円となりました。

野村は、100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社(以下「NFP」)においてもプライベート・エクイティ事業を行っております。NFPは野村の中核事業を行う事業体に投資しているため、編纂書946の適用を受ける投資子会社ではありません。野村は足利ホールディングスの普通株式に対して47.0%投資しており、これらの投資について公正価値オプションを適用しております。

##### 欧州のプライベート・エクイティ事業

欧州において、野村のプライベート・エクイティ投資は主に、以前プリンシパル・ファイナンス・グループ(以下「PFG」)により行われ、現在はテラ・ファーマにより管理されている投資(以下「テラ・ファーマ投資」)、テラ・ファーマにより管理されている他のファンドへの投資(以下「その他のテラ・ファーマ・ファンド」)およびその他の投資子会社を通じた投資(以下「その他の投資」)により構成されております。

##### テラ・ファーマ投資

野村は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適な体制を決定するための見直しを行い、PFGを再編成した結果、平成14年3月27日に、特定の投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I(以下「TFCP I」)に、有限投資事業組合持分と引換えに抛出いたしました。TFCP Iの無限責任組合員であり、野村から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ(GP)リミテッドは、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplc(以下「アニントン」)とともに獲得しました。

平成14年3月27日以降、野村はテラ・ファーマ投資を財務諸表上連結することを停止し、編纂書946に従い、これらの投資を公正価値により評価、その変動を連結損益計算書に認識しております。

テラ・ファーマ投資は投資子会社によって保有されており、したがって野村はこれらの投資を公正価値で評価し、その変動を連結損益計算書に認識しております。

平成24年12月、野村は投資先であるアニントンをテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが運用するファンドに譲渡いたしました。これに伴い、平成24年3月31日現在102,649百万円であったテラ・ファーマ投資の公正価値

値は、平成25年3月31日現在、0円になりました。

#### その他のテラ・ファーマ・ファンド

テラ・ファーマ投資に加え野村は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCPⅡ」）に234十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCPⅢ」）に623十億円の2%の拠出をすることになっております。

野村のTFCPⅡに対する投資コミットメントは当初23,362百万円であり、再投資による調整を行った結果、4,001百万円に減額されております。このうち平成25年3月期末における実行済残高は、3,957百万円となっております。

また野村のTFCPⅢに対する11,793百万円の投資コミットメントに対して、平成25年3月期末における実行済残高は、11,094百万円となっております。

TFCPⅡおよびTFCPⅢへの投資は公正価値で評価され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されております。

#### その他の投資

野村はまた、欧州において100%子会社および第三者持分のある他の連結事業体を通じてプライベート・エクイティ投資を行っております。これらの事業体のいくつかは投資子会社であり、それらのすべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

## 5 投資会社会計：

NPFを含む特定の事業体は、投資子会社であり、それらのすべての投資を公正価値で評価し、その変動を損益に認識しております。

連結財務諸表上投資会社会計が適用されている野村のすべての投資子会社が保有している投資の公正価値および取得価額の合計は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
期末取得価額 (1)	31,691	24,393
未実現利益 (総額)	110,600	11,711
未実現損失 (総額)	△ 9,971	△ 7,277
期末公正価値	132,320	28,827

(1) 取得価額は各投資の取得原価（買付価額）に追加投資による調整を反映したものです。

以下の表は投資子会社により保有されている投資の前期および当期の実績を要約したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
期首公正価値	208,754	132,320
投資先の買付 (売却△) (1)	△ 109,724	△ 127,396
実現損益 (2)	35,931	19,181
未実現損益変動額 (3)	△ 2,641	4,722
期末公正価値	132,320	28,827

(1) 当期の新たな投資先の取得価額および追加出資または投資先の売却価額です。

(2) 実現損益は投資の売却価額と帳簿価額の差額として計算されております。

(3) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

## 6 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において野村は、国債・地方債および政府系機関債、銀行および事業会社の負債証券、不動産ローン担保証券、ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合野村は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は日々借り入れまたは貸し付けている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	32,075	35,281
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	23,895	28,488

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	47,966	86,108
政府および政府系機関債	1,333,482	1,314,277
銀行および事業会社の負債証券	139,863	161,233
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	40,183	33,723
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	1,527,946	1,674,898
債務担保証券 (CDO) 等 (1)	82,298	84,065
受益証券等	—	16,335
取引所預託金およびその他の顧客分別金	—	4,110
合計	3,171,738	3,374,749
トレーディング目的以外の負債証券	54,969	49,811
関連会社に対する投資および貸付金	33,921	37,636

(1) ローン担保証券 (CLO)、資産担保証券 (ABS) (クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みません。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸付金および受取債権	55,236	706
トレーディング資産	1,515,079	1,208,753
建物、土地、器具備品および設備	116,530	955
トレーディング目的以外の負債証券	337,681	315,781
その他	260,683	83
合 計	2,285,209	1,526,278

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記13 借入」の記述をご参照ください。

## 7 トレーディング目的以外の有価証券：

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の有価証券は連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、未実現の公正価値変動は連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に認識されております。トレーディング目的以外の有価証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。

平成24年3月31日および平成25年3月31日現在における、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の有価証券の原価または償却原価、公正価値、未実現利益および未実現損失は以下のとおりです。

	(単位：百万円)			
	平成24年3月31日			
	原価または 償却原価	未実現損益		公正価値
		未実現利益	未実現損失	
政府債・地方債および政府系機関債	150,203	445	164	150,484
その他負債証券	37,356	115	182	37,289
投資持分証券	53,358	3,194	2,069	54,483
合計	240,917	3,754	2,415	242,256

	(単位：百万円)			
	平成25年3月31日			
	原価または 償却原価	未実現損益		公正価値
		未実現利益	未実現損失	
政府債・地方債および政府系機関債	177,374	5,294	126	182,542
その他負債証券	54,032	726	86	54,672
投資持分証券	39,997	12,923	109	52,811
合計	271,403	18,943	321	290,025

平成24年3月期においてトレーディング目的以外の有価証券を317,806百万円売却しており、実現利益は6,331百万円、実現損失は1,282百万円であり、売却に係る収入額は322,855百万円であります。平成25年3月期においてトレーディング目的以外の有価証券を525,965百万円売却しており、実現利益は12,050百万円、実現損失は1,134百万円であり、売却に係る収入額は536,881百万円であります。なお、実現損益は移動平均法を用いて計算されております。

下記の表は、平成 25 年 3 月 31 日現在におけるトレーディング目的以外の負債証券の公正価値を満期年限別に表しております。実際の満期は、一部の負債証券が早期償還条項を有するため、契約上の満期と異なることがあります。

(単位：百万円)

平成25年 3月31日					
	合計	満期年限			
		1年以内	1～5年	5～10年	10年超
トレーディング目的以外の負債証券	237,214	36,906	84,878	98,199	17,231

下記の表は、平成 24 年 3 月 31 日および平成 25 年 3 月 31 日現在で未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券について、その未実現損失の状況が継続している期間別に公正価値および未実現損失の金額を表しております。

(単位：百万円)

平成24年 3月31日						
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系 機関債	14,954	164	—	—	14,954	164
その他負債証券	5,920	182	—	—	5,920	182
投資持分証券	21,049	2,069	—	—	21,049	2,069
合計	41,923	2,415	—	—	41,923	2,415

(単位：百万円)

平成25年 3月31日						
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系 機関債	56,400	80	2,903	46	59,303	126
その他負債証券	10,404	86	—	—	10,404	86
投資持分証券	1,517	109	—	—	1,517	109
合計	68,321	275	2,903	46	71,224	321

平成 24 年 3 月 31 日現在において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおよそ 70 銘柄であります。平成 25 年 3 月 31 日現在において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおよそ 80 銘柄であります。

平成 24 年 3 月期において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の有価証券に対して認識した減損は 1,078 百万円であります。平成 25 年 3 月期において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は 4,900 百万円であります。平成 25 年 3 月期において、信用リスクの低下による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は重要な金額ではありません。平成 25 年 3 月期において、信用リスクの低下には起因しないものの一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損およびその後の公正価値の変動額は 7 百万円であります。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

## 8 証券化および変動持分事業体：

### 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積りに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が平成24年3月期および平成25年3月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは349十億円、407十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに平成24年3月期および平成25年3月期において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は1,336十億円、1,783十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは723十億円、951十億円となっております。平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ3,782十億円、4,109十億円となっております。また、平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ165十億円、300十億円の持分を当初から継続的に保有しております。平成24年3月期および平成25年3月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ14十億円、26十億円となっております。

野村は平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ27十億円、18十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	—	163	—	163	161	2
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	—	2	2	2	—
合計	—	163	2	165	163	2

(単位：十億円)

	平成25年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	—	296	—	296	296	—
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	2	2	4	2	2
合計	—	298	2	300	298	2

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

	重要な継続して保有している持分 (1)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
継続して保有している持分の公正価値 (1)	157	288
加重平均残存期間 (年数)	7.0	6.0
期限前償還率	8.1%	10.1%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 1.3	△ 2.6
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 2.4	△ 5.0
割引率	3.3%	3.6%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 3.7	△ 4.2
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 7.1	△ 8.2

(1) 平成24年3月31日現在において、継続して保有している持分165十億円のうち、重要な継続して保有している持分157十億円のみ感応度分析を行っております。平成25年3月31日現在において、継続して保有している持分300十億円のうち、重要な継続して保有している持分288十億円のみ感応度分析を行っております。

野村は譲渡資産の性質上、上記の継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、野村のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

	(単位:十億円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	116	72
債券関連商品	84	86
モーゲージ関連商品	27	24
長期貸付金	21	8
合計	248	190
負債		
長期借入	223	177

#### 変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。野村は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体、および航空機のリース事業に投資するものや、その他のビジネスに関連する変動持分事業体なども連結しております。野村はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドなど、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	(単位：十億円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	52	13
トレーディング資産		
株式関連商品	730	353
債券関連商品	180	200
モーゲージ関連商品	84	138
受益証券等	0	—
デリバティブ取引	4	3
プライベート・エクイティ投資	1	1
売戻条件付買入有価証券	7	12
建物、土地、器具備品および設備	140 (2)	17
その他 (1)	408 (2)	64
合計	1,606	801
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	4	6
デリバティブ取引	38	15
買戻条件付売却有価証券	0	4
借入		
長期借入	992	458
その他	35	7
合計	1,069	490

(1) 航空機予約金を平成24年3月31日現在17十億円、平成25年3月31日現在16十億円それぞれ含んでおります。また、当該予約金に関連した航空機購入コミットメント契約の詳細は「注記22 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

(2) 連結子会社に関連する特別目的事業体の不動産および販売用不動産等を含みます。該当連結子会社は平成25年3月に連結除外となりました。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したのもでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したのもでもありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、およびデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、野村は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

	平成24年3月31日			平成25年3月31日		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	58	—	58	65	—	65
債券関連商品	133	—	133	173	—	173
モーゲージ関連商品	2,137	—	2,137	2,843	—	2,843
受益証券等	96	—	96	161	—	161
デリバティブ取引	0	9	27	0	—	18
プライベート・エクイティ投資	25	—	25	28	—	28
貸付金						
短期貸付金	2	—	2	7	—	7
長期貸付金	29	—	29	82	—	82
その他	5	—	5	4	—	4
貸出コミットメント、その他債務 保証	—	—	19	—	—	33
合計	2,485	9	2,531	3,363	—	3,414

## 9 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に売戻条件付買入有価証券取引や有価証券貸借取引等の担保付契約、および貸付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表上、資産として認識されており、要求払いもしくは将来の確定日または特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

### 担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券として開示される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金として開示される有価証券貸借取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または借入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求ないしは返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。担保請求が厳密に行われていることから、これらの取引については通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

### 貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、野村信託銀行やノムラ・バンク・インターナショナルPLCといった野村の銀行子会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村の証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差し入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差し入れを徴求することができるため、野村が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日決済および日計り）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、野村が負うリスクは軽微と考えております。

企業向貸付金は、野村の銀行子会社以外によって実行される、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うこととなります。

上記の貸付金に加え、野村は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、野村は相手先による債務不履行のリスクを負うこととなります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)			
平成24年3月31日			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	235,407	50,109	285,516
有担保短期顧客貸付金	165,246	—	165,246
インターバンク短期金融市場貸付金	95,461	—	95,461
企業向貸付金	338,906	408,243	747,149
貸付金合計	835,020	458,352	1,293,372
関連会社に対する貸付金	10,649	—	10,649
合計	845,669	458,352	1,304,021

(単位：百万円)			
平成25年3月31日			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	263,608	153	263,761
有担保短期顧客貸付金	288,574	—	288,574
インターバンク短期金融市場貸付金	76,968	—	76,968
企業向貸付金	422,295	523,896	946,191
貸付金合計	1,051,445	524,049	1,575,494
関連会社に対する貸付金	12,376	—	12,376
合計	1,063,821	524,049	1,587,870

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

平成24年3月期および平成25年3月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

## 貸倒引当金

当社は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生のある損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できないと見込まれた場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての当社の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておりません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの総額を実効利子率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の貸倒実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

次の表は、平成24年3月期および平成25年3月期における、貸倒引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

	平成24年3月期							貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	貸付金に対する引当金								
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計			
期首残高	339	37	—	3,422	11	3,809	1,051	4,860	
繰入	213	△ 11	—	△ 592	40	△ 350	20	△ 330	
貸倒償却	—	△ 2	—	—	—	△ 2	△ 1	△ 3	
その他(1)	—	△ 0	—	△ 72	—	△ 72	433	361	
期末残高	552	24	—	2,758	51	3,385	1,503	4,888	

(単位：百万円)

	平成25年3月期							貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
	貸付金に対する引当金								
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計			
期首残高	552	24	—	2,758	51	3,385	1,503	4,888	
繰入	238	13	—	△ 2,630	△ 22	△ 2,401	△ 13	△ 2,414	
貸倒償却	△ 1	△ 11	—	△ 26	—	△ 38	—	△ 38	
その他(1)	—	0	—	△ 7	—	△ 7	△ 171	△ 178	
期末残高	789	26	—	95	29	939	1,319	2,258	

(1) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、平成24年3月31日および平成25年3月31日現在における引当方法別の貸倒引当金残高および貸付金残高を、貸付金の種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日					合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	
貸倒引当金残高：						
個別引当	14	10	—	2,680	—	2,704
一般引当	538	14	—	78	51	681
合計	552	24	—	2,758	51	3,385
貸付金残高：						
個別引当	212	58,636	95,461	329,312	394	484,015
一般引当	235,195	106,610	—	9,594	10,255	361,654
合計	235,407	165,246	95,461	338,906	10,649	845,669

(単位：百万円)

平成25年3月31日						
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社に 対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：						
個別引当	6	—	—	7	—	13
一般引当	783	26	—	88	29	926
合計	789	26	—	95	29	939
貸付金残高：						
個別引当	76	83,399	76,968	412,675	5,595	578,713
一般引当	263,532	205,175	—	9,620	6,781	485,108
合計	263,608	288,574	76,968	422,295	12,376	1,063,821

#### 利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、野村所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息の計上を中止した場合、既に計上されている未収利息については、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則延滞されている元本金が全額返済された時点など、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合になされます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元本および利息を合理的な期間内に全額回収できると判断できる相当の理由がある場合、もしくは債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

平成24年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金は40,565百万円であり、主に無担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。平成25年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金は5,855百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

貸付金の減損が認識され利息の計上中止された時点から、その後の利息収益の認識は現金主義によっております。

#### 貸付金の減損および不良債権のリストラクチャリング

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を減損することがあり、また、これらについて債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。不良債権のリストラクチャリング (Troubled Debt Restructuring (以下「TDR」)) とは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

TDRに該当する貸付金は、通常すでに減損が認識され、貸倒引当金が計上されております。他の貸付金と合算して減損判定を行う場合などで減損が認識されていない貸付金が、TDRに該当する貸付金となった場合は、速やかに減損貸付金として認識されます。資産による貸付金の全額もしくは一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に対する減損金額は、他の減損貸付金と同様の方法で測定されます。TDRに際し、貸付金の全額もしくは一部として弁済された資産は公正価値で認識されます。

平成24年3月31日現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金はそれぞれ35,721百万円、38,103百万円および2,693百万円であり、主に無担保企業向貸付金であります。平成25年3月31日現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金は重要な金額ではありません。

平成24年3月期および平成25年3月期において発生したTDRは重要な金額ではありません。

## 信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下あるいは破綻等によって貸付債権の価値が下落もしくは履行されないといった信用リスクに晒されておりませんが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。なお、有担保取引のうち、野村が受け入れた担保価値の管理を厳密に行うことで損失の発生を防止する措置を講じているものについては、内部格付の対象とはしておりません。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付もしくはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

平成24年 3月31日					
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	92,207	29,169	—	33,511	154,887
無担保銀行業務貸付金	80,507	—	13	—	80,520
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	165,246	165,246
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	1,461	—	—	—	1,461
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	94,000	—	—	—	94,000
有担保企業向貸付金	131,767	93,331	4,232	70,657	299,987
無担保企業向貸付金	1,339	37,580	—	—	38,919
関連会社に対する貸付金	10,255	—	—	394	10,649
合計	411,536	160,080	4,245	269,808	845,669

(単位：百万円)

平成25年 3月31日					
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	105,199	30,826	—	33,208	169,233
無担保銀行業務貸付金	93,266	1,103	6	—	94,375
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	288,574	288,574
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	1,968	—	—	—	1,968
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	75,000	—	—	—	75,000
有担保企業向貸付金	220,189	164,205	7,969	3,570	395,933
無担保企業向貸付金	—	26,362	—	—	26,362
関連会社に対する貸付金	6,781	527	—	5,068	12,376
合計	502,403	223,023	7,975	330,420	1,063,821

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回社内格付の見直しを行っております。また、リスクが高いもしくは問題がある債務者についてはより頻繁に社内格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに社内格付の見直しを行うこととしております。

## 10 リース：

### 貸主側

野村は、オペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸に係る資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

これらの賃借料の一部は、関連会社である株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）から支払われております。なお、「注記21 関連会社およびその他の持分法投資先」に記載されている事項をご参照ください。

NRIに対する期末受入保証金残高および受取リース料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
受入保証金	11,738	—
受取リース料	3,848	4,272

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

	(単位：百万円)		
	平成25年3月31日		
	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)
不動産(1)	3,426	△ 1,215	2,211
航空機	17,872	△ 1,332	16,540
合計	21,298	△ 2,547	18,751

(1) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

野村は、オペレーティング・リースに係る資産の受取リース料として平成24年3月期および平成25年3月期にそれぞれ66,180百万円、78,667百万円を計上しており、これらは、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。

平成25年3月31日現在における解約不能オペレーティング・リースに係る将来受け取る最低受取リース料の金額は7,187百万円となっております。受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	合計	受取年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低受取リース料	7,187	1,350	1,239	1,166	581	490	2,361

借主側

野村は、国内外でオフィスおよび特定の従業員用住宅、施設等を解約可能オペレーティング・リースにより賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また野村は、国内外で特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リースにより賃借しております。これらに係る支払リース料は、転貸収入を控除し、平成24年3月期が43,536百万円、平成25年3月期が46,975百万円となっております。

支払リース料には平成23年5月に野村の連結子会社となりました野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）に対して支払ったものも含まれております。野村土地建物に対する期末差入保証金残高および支払リース料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
差入保証金	—	—
支払リース料(1)	622	—

(1)平成24年3月期の支払いリース料は、野村土地建物との間において企業結合が行われるまでの期間のものを記載しております。

次の表は、平成25年3月31日現在における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成25年3月31日
最低支払リース料	154,254
控除：転貸収入	△ 9,338
最低支払リース料純額	144,916

平成25年3月31日現在の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	154,254	17,801	16,503	14,393	11,200	10,585	83,772

また、野村は国内外で特定の器具備品および施設をキャピタル・リースにより賃借しております。キャピタル・リースの場合には、リース物件の公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い価額をもってリース資産を認識します。野村はキャピタル・リース資産につき、平成24年3月31日および平成25年3月31日現在にそれぞれ27,902百万円、24,170百万円を認識し、それぞれ連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、平成25年3月31日現在におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)	
平成25年3月31日	
最低支払リース料	54,036
控除：利息相当額	△ 28,483
最低支払リース料純額の現在価値	25,553

平成25年3月31日現在の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	54,036	497	405	2,992	3,511	3,454	43,177

なお、特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

## 1.1 企業結合：

平成25年3月期において、該当事項はありません。

なお、当社は、野村の経営体制を整備し、組織再編にかかる意思決定の機動性を一層高めることを目的として、平成23年5月13日に、野村の関連会社であった野村土地建物と平成23年7月1日を効力発生日として株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結致しました。本株式交換契約の効力発生日に先立ち、当社は平成23年5月24日に野村土地建物の発行済普通株式の39.0%を追加取得（以下「本株式取得」）しており、その結果、野村土地建物は前第1四半期連結累計期間において野村の連結子会社となっております。野村が本株式取得のために支出した金額は、37,620百万円であります。野村は、野村土地建物の純資産の公正価値と取得原価の差額44,963百万円を負ののれんの一括償却として利益計上しております。当該利益は連結損益計算書上、収益—その他に含まれております。

野村は本株式取得以前から野村土地建物に対して38.5%の持分を保有していたため、本株式取得は野村の連結財務諸表において、段階的に達成された企業結合として認識されております。そのため、野村は野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社に対する従前の持分について公正価値への再評価を行い、16,555百万円の損失を、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。公正価値への再評価は、第三者評価機関の算定結果を参考に野村土地建物の財務および資産の状況等を総合的に勘案した結果算定された本株式取得の当社取得価額等を基礎に行われ、本株式取得日現在、従前の持分は38,379百万円と評価されております。また、野村の関連会社につきましても、従前の野村土地建物持分等について公正価値への再評価を行っております。野村の関連会社における野村土地建物持分等の再評価に伴う野村への影響額は4,109百万円の損失であり、連結損益計算書上、収益—その他に含まれております。

野村土地建物の取得に関連して付随的に発生した費用には、重要なものではありません。

野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる損益は、平成23年5月より連結損益計算書に含まれております。平成24年3月期の連結損益計算書における野村土地建物および本株式取得の結果連結子会社となった会社の事業にかかる収益は488,536百万円、利益は5,107百万円であります。なお収益は主に収益—その他に含まれております。

取得日現在に認識している取得資産および負債は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産:	
現金・預金	78,634
貸付金(1)	54,023
顧客以外に対する受取債権	12,865
建物、土地、器具備品および設備	715,683
無形資産(2)	60,048
上記以外の資産(3)	1,290,121
資産合計	<u>2,211,374</u>
負債:	
短期借入	82,800
長期借入	952,932
上記以外の負債	748,889
負債合計	<u>1,784,621</u>
当社株主に帰属する資本合計	<u>120,962</u>
野村土地建物の非支配持分(4)	<u>22,397</u>
野村土地建物株主以外に帰属する非支配持分合計(5)	<u>283,394</u>
取得価額および従前の持分の公正価値	<u>75,999</u>
のれん計上額	<u><u>△ 44,963</u></u>

- (1) 契約上の債権総額は54,131百万円であり、回収不能見積額として108百万円を認識し、差額を公正価値としております。
- (2) 顧客との契約に関わる無形資産および賃貸借契約に関わる無形資産を含む償却無形資産が含まれており、加重平均残存期間9年、残存価額ゼロとして償却されております。
- (3) 販売用不動産等が含まれております。
- (4) 本株式取得の当社取得価額を基に算定されています。
- (5) 市場株価または取得時の純資産の時価により算定されています。

野村は、本株式交換契約に基づき、平成23年7月1日に野村土地建物の普通株式1株に対して、当社の普通株式118株を割当交付しており、野村土地建物を完全子会社としております。その際、当社は103,429,360株の普通株式を発行しました。また、本株式交換によって当社が取得した野村土地建物の普通株式には、野村の連結子会社である野村アセットマネジメント株式会社が保有していた持分が含まれており、当該持分の取得は共通支配下での取引として会計処理されております。

以下のプロ・フォーマ情報(監査対象外)では、本株式取得が平成22年4月1日に行われたと仮定しております。

	(単位:百万円) (1株当たり情報 単位:円)
	平成24年3月期
収益合計	<u>1,892,851</u>
当社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△ 13,951
基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△ 3.83
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(△損失)	△ 3.83

平成24年3月期および平成25年3月期の連結損益計算書における収益—その他には野村土地建物の子会社であった野村不動産ホールディングス株式会社（以下「野村不動産ホールディングス」）が計上する251,377百万円、336,858百万円の不動産販売収入が含まれております。その収益は、不動産の引渡し完了し、買手の初期投資および継続投資額が不動産代金の全額を支払う確約を示すのに十分であり、野村が実質的に対象不動産に関与しなくなったときに認識されております。またこれに対応する不動産販売原価は前連結会計期間および当連結会計期間でそれぞれ226,450百万円および306,570百万円であり、連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に含まれております。なお、野村は野村不動産ホールディングスに対する投資の一部を平成25年3月に売却したため、野村不動産ホールディングスは当連結会計期間末現在、持分法会社となっております。その結果、当該不動産販売収入、不動産販売原価は翌連結会計期間からは連結損益計算書上計上されず、その損益は持分法損益として収益—その他に含まれることとなります。詳細については「注記2 1 関連会社およびその他の持分法投資先」をご参照ください。

## 1 2 その他の資産—その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産—その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産—その他：		
受入担保有価証券	92,743	47,739
のれんおよびその他の無形資産	160,227	115,661
繰延税金資産	201,244	145,602
営業目的以外の投資持分証券 (1)	113,006	71,813
その他	907,903 (2)	221,344
合 計	1,475,123	602,159
連結貸借対照表上のその他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	92,743	47,739
未払法人所得税	16,169	56,353
その他の未払費用	378,957	402,192
その他 (3)	678,032	471,879
合 計	1,165,901	978,163

- (1) その他の資産—その他には、トレーディングおよび営業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、平成24年3月期にはそれぞれ58,460百万円および54,546百万円、平成25年3月期にはそれぞれ50,930百万円および20,883百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。
- (2) 販売用不動産が含まれており、取得原価か公正価値のいずれか低い価額で計上されております。なお平成25年3月期に公正価値が取得原価を下回った販売用不動産について金融費用以外の費用—その他で32,019百万円の評価損を認識しております。この結果、平成25年3月期で当社株主に帰属する当期純利益が4,241百万円減少しております。
- (3) 野村の保険子会社の引き受けた保険契約のうち、投資契約に該当するものを含んでおります。投資契約に該当する保険負債の帳簿価額および見積公正価値はそれぞれ、平成24年3月31日現在292,120百万円および294,242百万円、平成25年3月31日現在281,864百万円および285,914百万円となります。見積公正価値は将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しており、一般的に公正価値階層のレベル3に分類される評価データを用いております。

のれんとは、企業結合に伴い、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんに対して償却は行われず、各事業年度の第4四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

連結貸借対照表上のその他の資産—その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
期首残高	70,223	74,034
企業結合・企業取得による増加	4,898 (4)	—
減損	—	△ 8,293 (1)
その他 (2)	△ 1,087	8,501
期末残高 (3)	74,034	74,242

- (1) 平成25年3月期にホールセール部門に帰属するのれんの減損8,293百万円を連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上いたしました。これは、ホールセール部門において長引く経済環境の悪化から公正価値が減少したレポーティング・ユニットが生じたことによるものです。なお、公正価値はDCF法により決定されています。
- (2) 為替換算に関連する金額が含まれており、平成24年3月31日現在△1,083百万円、平成25年3月31日現在8,501百万円であります。
- (3) ホールセール部門に帰属するものは、平成24年3月31日現在68,718百万円、平成25年3月31日現在68,218百万円であります。その他に帰属するものは、平成24年3月31日現在5,316百万円、平成25年3月31日現在6,024百万円であります。
- (4) ジーイー・キャピタル・ファイナンス・チャイナ（ノムラ・バンク・インターナショナルP L Cの連結子会社）に関連するものであります。

平成24年3月31日および平成25年3月31日現在の償却無形資産の内訳は以下のとおりです。

	(単位:百万円)					
	平成24年3月31日			平成25年3月31日		
	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)
顧客関連無形資産	88,733	△ 34,947	53,786	62,586	△ 30,187	32,399
賃貸借契約に関わる無形資産	16,500	△ 1,445	15,055	—	—	—
その他	1,126	△ 383	743	644	△ 180	464
合計	106,359	△ 36,775	69,584	63,230	△ 30,367	32,863

平成24年3月期および平成25年3月期の償却無形資産の償却額はそれぞれ19,129百万円、9,976百万円です。また翌連結会計年度以降5年間の見積償却額は以下のとおりです。

	(単位:百万円)				
	連結会計年度				
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
見積償却額	5,739	5,739	5,162	4,880	4,793

のれんを除く非償却無形資産の金額は、平成24年3月31日現在16,609百万円、平成25年3月31日現在8,556百万円であります。のれんを除く非償却無形資産には主に商標権が含まれております。

### 13 借入：

野村の平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	315,579	296,656
銀行借入金	743,119	344,983
その他	126,915	96,806
計	1,185,613	738,445
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金(2)	3,494,323	2,631,019
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	1,124,504	1,303,757
日本円建以外	860,975	1,079,275
変動金利債務：		
日本円建	788,224	390,261
日本円建以外	117,121	69,286
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,241,950	1,296,966
日本円建以外	654,775	644,414
	4,787,549	4,783,959
小計	8,281,872	7,414,978
譲渡取消による担保付借入	222,968	177,390
計	8,504,840	7,592,368

(1) 担保付借入（平成24年3月31日現在8,647百万円、平成25年3月31日現在13,779百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（平成24年3月31日現在224,543百万円、平成25年3月31日現在3,039百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（平成24年3月31日現在757,018百万円、平成25年3月31日現在458,342百万円）を含んでおります。

#### 譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
当社の借入債務残高	3,178,278	3,509,117
子会社の借入債務残高（当社が保証するもの）	2,076,721	2,207,268
子会社の借入債務残高（当社が保証しないもの）(1)	3,249,841	1,875,983
計	8,504,840	7,592,368

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

平成24年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成24年～平成54年、利率の範囲は0.10%～10.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は平成24年～平成51年、利率の範囲は0.00%～8.54%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成24年～平成54年、利率の範囲は0.00%～32.50%となっております。

平成25年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成25年～平成54年、利率の範囲は0.00%～11.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は平成25年～平成64年、利率の範囲は0.00%～5.29%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成25年～平成55年、利率の範囲は0.00%～42.50%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

野村は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、野村の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
短期借入	0.43%	0.61%
長期借入	1.34%	1.71%
固定金利債務	2.04%	2.39%
変動金利債務	0.90%	0.91%
インデックス/エクイティ・リンク債務	1.22%	1.72%

#### 長期借入の満期年限別金額

平成25年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成26年3月期	701,517
平成27年3月期	1,320,270
平成28年3月期	1,140,710
平成29年3月期	693,281
平成30年3月期	805,937
平成31年3月期以降	2,753,263
小計	7,414,978
譲渡取消による担保付借入	177,390
合計	7,592,368

#### 借入ファシリティ

野村の未使用借入枠は、平成24年3月31日現在138,301百万円、平成25年3月31日現在77,935百万円であります。なお、この未使用借入枠については現状の借入金と比較して条件は大きく異なりません。

#### 劣後借入

劣後借入は、平成24年3月31日現在637,487百万円、平成25年3月31日現在562,137百万円であります。

#### 1.4 1株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は当社株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益と同様に求められます。加えて、当社株主に帰属する当期純利益について連結子会社および関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	(1株当たり情報 単位：円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
基本—		
当社株主に帰属する当期純利益	11,583	107,234
加重平均株式数	3,643,481,439	3,692,795,953
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	3.18	29.04
希薄化後—		
当社株主に帰属する当期純利益	11,561	107,181
加重平均株式数	3,680,124,235	3,777,360,671
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	3.14	28.37

平成24年3月期および平成25年3月期の当社株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

平成24年3月期および平成25年3月期の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

平成24年3月31日および平成25年3月31日現在で、それぞれ24,840,700株および10,880,700株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除いております。

平成23年7月1日、当社は野村土地建物の完全子会社化に伴い、103,429,360株の普通株式を発行しております。詳細は、「注記11 企業結合」をご参照ください。

#### 決算日後に生じた事項

当社は、平成25年5月8日から平成25年5月31日の期間にわたり自己株式の取得を実施いたしました。詳細は、「注記19 株主資本」をご参照ください。

当社は、平成25年5月15日、ストック・オプションBプランの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。詳細は、「注記16 繰延報酬制度」をご参照ください。

### 1.5 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

#### 確定給付型年金制度

当社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。平成20年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プランを採用いたしました。キャッシュ・バランス・プランにおきましては、参加者はおの口の座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて毎年計算された金額が、その口座に加算されます。この制度変更により、国内会社の給付債務が減少いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。平成24年3月31日および平成25年3月31日現在で、前払年金費用をそれぞれ5,838百万円、9,067百万円計上しております。

#### 期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお野村は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

## 国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
勤務費用	9,016	9,322
利息費用	4,649	4,302
年金資産の期待収益	△ 3,262	△ 4,072
年金数理上の損失の償却	3,687	3,630
過去勤務債務の償却	△ 1,479	△ 1,545
期間退職・年金費用（純額）	12,611	11,637

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

## 給付債務および制度の財政状況

次の表は、予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

## 国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期 および 平成24年3月31日	平成25年3月期 および 平成25年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	213,653	242,490
勤務費用	9,016	9,322
利息費用	4,649	4,302
年金数理上の損益	9,415	14,874
支払給付	△ 14,785	△ 9,805
連結範囲の異動等 (1) (2)	20,542	△ 26,784
予測給付債務期末残高	242,490	234,399
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	120,727	159,652
年金資産運用収益	6,696	20,915
事業主拠出	32,291	31,083
支払給付	△ 8,114	△ 8,362
連結範囲の異動 (1) (2)	8,052	△ 11,614
年金資産の公正価値期末残高	159,652	191,674
制度の財政状況	△ 82,838	△ 42,725
連結貸借対照表で認識された金額	△ 82,838	△ 42,725

(1) 平成24年3月期において、主に企業結合により増加しております。

(2) 平成25年3月期において、主に連結除外により減少しております。

国内会社の制度における累積給付債務は、平成24年3月31日現在238,614百万円および平成25年3月31日現在231,321百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	242,490	234,399
累積給付債務	238,614	231,321
年金資産の公正価値	159,652	191,674
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	242,490	234,399
累積給付債務	238,614	231,321
年金資産の公正価値	159,652	191,674

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成25年3月期
未認識年金数理上の損失	62,837
未認識過去勤務債務	△ 11,798
合計	51,039

平成26年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	平成26年3月期
未認識年金数理上の損失	2,653
未認識過去勤務債務	△ 1,165
合計	1,488

見積もり

次の表は、期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	割引率	1.8%
昇給率	2.8%	2.5%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成24年3月期	平成25年3月期
割引率	1.8%	1.5%
昇給率	2.8%	2.5%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、野村は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

野村は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

#### 年金資産

野村は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にこなすよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

野村の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）23%、負債証券50%、生保一般勘定15%、その他12%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるデータの3つのレベルの区分については、「注記2 公正価値測定」に記載しております。

次の表は国内制度の年金資産の公正価値について、平成24年3月31日および平成25年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

#### 国内会社の制度

年金資産：

(単位：百万円)

	平成24年3月31日			期末残高
	レベル1	レベル2	レベル3	
エクイティ	27,230	—	—	27,230
プライベート・エクイティ	—	—	9,802	9,802
日本国債	59,867	—	—	59,867
日本地方債・政府系機関債	—	219	—	219
外国国債	757	—	—	757
銀行および事業会社の負債証券	—	4,011	—	4,011
受益証券等 (1)	—	13,983	12,434	26,417
生保一般勘定	—	23,501	—	23,501
その他	—	7,848	—	7,848
合計	87,854	49,562	22,236	159,652

年金資産：

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			期末残高
	レベル1	レベル2	レベル3	
エクイティ	30,568	—	—	30,568
プライベート・エクイティ	—	—	12,323	12,323
日本国債	74,243	—	—	74,243
銀行および事業会社の負債証券	—	3,667	—	3,667
受益証券等 (1)	—	19,586	15,035	34,621
生保一般勘定	—	26,448	—	26,448
その他	—	9,804	—	9,804
合計	104,811	59,505	27,358	191,674

(1)主に、ヘッジファンドおよび不動産ファンドが含まれております。

海外制度における年金資産の平成24年3月31日現在の公正価値は、レベル1が32百万円、レベル2が20,848百万円、レベル3が6,083百万円、平成25年3月31日現在の公正価値は、レベル1が21百万円、レベル2が25,296百万円、レベル3が6,906百万円であります。

レベル1に該当する資産は、主に株式や国債で、測定日において取引可能な活発な市場における同一の資産に対する未調整の取引価格で評価しております。レベル2に該当する資産は、主に受益証券、社債および生保一般勘定であります。受益証券は、運用機関により計算された純資産価値により評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。

次の表は、レベル3に該当する年金資産の平成24年3月期および平成25年3月期の損益と推移を示しております。

#### 国内会社の制度

(単位：百万円)

	平成24年3月期				
	平成24年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成24年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	838	974	7,990	—	9,802
受益証券等	8,807	△ 353	3,980	—	12,434
合計	9,645	621	11,970	—	22,236

(単位：百万円)

	平成25年3月期				
	平成25年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成25年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	9,802	2,479	42	—	12,323
受益証券等	12,434	1,131	1,470	—	15,035
合計	22,236	3,610	1,512	—	27,358

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは不動産ファンドおよび年金保険投資であり、平成24年3月31日現在の残高は6,083百万円、平成25年3月31日現在の残高は6,906百万円であります。平成24年3月期において、レベル3に該当する資産を4,416百万円購入しております。平成24年3月期および平成25年3月期における当該資産に係る実現および未実現損益、上記以外の購入・売却、レベル1、2からレベル3間の移動で重要なものはありません。

#### キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、平成26年3月期において29,664百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

## 国内会社の制度

(単位：百万円)

平成26年3月期	9,284
平成27年3月期	9,558
平成28年3月期	10,193
平成29年3月期	10,214
平成30年3月期	10,655
平成31年3月期～平成35年3月期	53,891

## 確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、当社、野村証券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成24年3月期が3,741百万円、平成25年3月期が3,600百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成24年3月期が7,882百万円、平成25年3月期が7,448百万円あります。

## 医療給付制度

当社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また当社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、当社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、平成24年3月期が7,614百万円、平成25年3月期が7,434百万円であります。

## 1.6 繰延報酬制度：

野村は役員もしくは従業員に対し、株式報酬を付与しております。これらの株式報酬の一部は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保するため、株価と連動しております。

株式報酬制度には、ストック・オプションAプラン、Bプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプラン、業績連動繰延報酬（マルチイヤー・パフォーマンス・デファラブルプラン）があります。ストック・オプションAプランは実質的にストック・オプションですが、ストック・オプションBプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは、リストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）に類似する報酬制度です。業績連動繰延報酬は、一定以上の職責につく役員向けに設定した野村の業績に連動する業績連動型報酬制度になります。また、その他の報酬制度として、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動するファントム・インデックスプランがあります。

## ストック・オプションAプラン

当社は、実質的にストック・オプションといえる普通株式の新株予約権を発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における当社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日のストック・オプションの公正価値は、ブラック＝ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。

- ・ 予想ボラティリティは、当社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。
- ・ 予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。
- ・ 付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。

・安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。

平成24年3月期および平成25年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均は、付与日時点でそれぞれ1株当たり48円および78円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成24年3月期	平成25年3月期
予想ボラティリティ	41.78%	43.11%
予想配当利回り	3.31%	2.12%
予想残存期間	6年	7年
安全利子率	0.63%	0.45%

次の表は、平成25年3月期におけるストック・オプションAプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成24年3月31日	15,354,300	988	3.9
付与	2,857,000	298	
行使	△ 18,000	478	
失効	△ 171,000	896	
行使期限満了	△ 1,476,800	1,120	
平成25年3月31日	16,545,500	848	3.8
うち、行使可能なストック・オプション	10,880,700	1,134	2.7

平成24年3月期は行使がなく、平成25年3月期において行使された本源的価値の総額は、2百万円でした。また、平成25年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ1,854百万円および277百万円でした。

平成25年3月期におけるストック・オプションAプランに関連する未認識報酬費用の合計額は215百万円でした。当該費用は1.5年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

#### ストック・オプションBプラン

当社は、実質的に株式報酬といえる新株予約権を発行しております。この株式報酬は、付与日の約1年後から5年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約6年から10年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

次の表は、平成25年3月期におけるストック・オプションBプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成24年3月31日	114,375,600	544	5.6
付与	55,589,300	298	
行使	△ 47,317,900	584	
失効	△ 5,103,600	378	
平成25年3月31日	117,543,400	419	5.7
うち、行使可能なストック・オプション	15,856,000	714	4.1

平成24年3月期の付与日における1株あたりの加重平均公正価値は397円でした。

平成24年3月期、平成25年3月期において行使された本源的価値の総額は、それぞれ3,284百万円、15,299百万円でした。

平成25年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ67,705百万円および9,133百万円でした。

平成25年3月期におけるストック・オプションBプランに関連する未認識報酬費用の合計額は10,365百万円でした。当該費用は2.6年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時時点の公正価値の総額は、平成24年3月期および平成25年3月期において、それぞれ3,868百万円および3,624百万円となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるストック・オプションAプランおよびBプランにかかる費用の総額は、平成24年3月期および平成25年3月期において、それぞれ26,869百万円および19,091百万円となっております。株式報酬費用にかかる税効果の金額は、平成24年3月期および平成25年3月期において、それぞれ1,092百万円および1,081百万円でした。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。

平成25年3月期において、ストック・オプションAプランおよびBプランの行使によって受け取った現金は56百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は1,181百万円でした。

#### ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプラン

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプランは株価に連動する現金決済型の報酬制度で、付与日から3年から5年にわたって受給権が確定します。ファントム・ストックプランは新株予約権で決済されるストック・オプションBプランと同じ特徴を持つ報酬制度です。カラー付ファントム・ストックプランはファントム・ストックプランと同様に株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの公正価値は当社の普通株式の市場価額に基づき決定されます。

次の表は、平成25年3月期におけるファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの実施状況を示しております。

	ファントム・ストックプラン		カラー付ファントム・ストックプラン	
	残高 (単位数)	株価 (円)	残高 (単位数)	株価 (円)
平成24年3月31日	68,410,978	373	33,096,488	373
付与	38,795,388	308 (1)	75,425,312	260 (1)
確定	△ 39,569,233	355 (2)	△ 32,433,846	338 (2)
失効	△ 5,105,557	—	△ 5,351,130	—
平成25年3月31日	62,531,576	583 (3)	70,736,824	316 (3)

- (1) 付与数量を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。
- (2) 現金決済金額を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。
- (3) 平成25年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用された当社普通株式の市場価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれる各ファントム・ストックプランにかかる費用の総額は、平成24年3月期および平成25年3月期において、それぞれ27,257百万円および33,286百万円となっております。平成25年3月期末におけるファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は5,171百万円で、当該費用は2.4年の加重平均期間にわたって認識される予定です。平成25年3月期末におけるカラー付ファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は5,662百万円で、当該費用は2.6年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

## 業績連動繰延報酬

平成25年3月期において、野村は一定以上の職責につく役職員に対し、新規に業績連動繰延報酬（マルチイヤー・パフォーマンス・デファerralプラン）を導入いたしました。このプランにおいて、当社は対象者に野村グループ、あるいは、特定の事業セグメントの業績に数量が連動する繰延報酬の権利を付与し、2年間の業績測定期間終了の後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整した後、ストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランに転換いたします。

業績連動繰延報酬は、将来ストック・オプションに転換することが見込まれるため株式報酬に分類されています。業績達成と継続的役務提供の双方が求められることから、業績連動繰延報酬にかかる費用は、報酬を受け取る従業員が要求される役務提供期間にわたって認識され、また業績目標の達成度合により調整されます。

次の表は、平成25年3月期における業績連動繰延報酬の実施状況を示しております。

	発行済 (株式数) (2)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
付与	28,697,850	298 (1)
失効	△ 1,542,900	298
平成25年3月31日	27,154,950	298

(1) 付与数量を決定するために使用された加重平均価格となっております。

(2) 業績測定期間終了後ストックオプションBプランに転換されると見込まれる数量を記載しております。

連結損益計算書上、平成25年3月期における金融費用以外の費用—人件費に含まれる業績連動繰延報酬にかかわる費用は、今期末時点の業績達成度合いを考慮し、2,864百万円となっております。また、平成25年3月末時点における未認識報酬費用の合計額は5,233百万円でした。当該費用は3.5年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

## ファントム・インデックスプラン

上述の株式報酬に加え、ファントム・インデックスプランがあります。Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動する現金決済型の報酬制度となります。受給権は付与日から3年から5年にわたって確定します。

ファントム・インデックスプランの公正価値は参照株価指数に基づき決定されます。

次の表は、平成25年3月期におけるファントム・インデックスプランの実施状況を示しております。

	残高 (単位数)	インデックス価格 (米ドル) (1)
平成24年3月31日	36,871,138	3,320
付与	46,783,794	2,982 (2)
確定	△ 29,201,184	3,398 (3)
失効	△ 4,692,807	—
平成25年3月31日	49,760,941	3,674 (4)

(1) 単位価額はインデックス価格の1,000分の1を用いて決定しております。

(2) 付与数量を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。

(3) 現金決済金額を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。

(4) 平成25年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用されたインデックス価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるファントム・インデックスプランにかかる費用の総額は、

平成24年3月期および平成25年3月期において、それぞれ8,819百万円、8,266百万円となっております。平成25年3月期末におけるファントム・インデックスプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は3,602百万円でした。当該費用は2.6年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

#### 決算日後に生じた事項

平成25年5月15日、当社はストック・オプションBプランの目的で普通株式の第52回、第53回および第54回新株予約権を当社の役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対して発行することを決議し、平成25年6月5日に発行いたしました。発行された新株予約権の総数は212,587個で、その目的である株式は21,258,700株です。行使価格は1株当たり1円となっております。各新株予約権については、付与日の翌日から約1年後から3年後に確定し行使可能となり、約6年後から8年後に失効します。

平成25年5月、野村は役員および従業員に対し、ファントム・ストックプラン、カラー付ファントム・ストックプラン、ファントム・インデックスプラン（総額45十億円、支給までの期間は最長で3年間）を将来支給することを決定いたしました。

平成25年5月に付与されたすべての繰延報酬には、ある一定の職位と役務提供期間の条件を充たした場合、自己都合退職時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。

### 1.7 構造改革費用：

野村は、平成24年3月期において、不透明な経済環境が継続するとの予測のもと、全社的な費用構造の見直しによる収益性の改善や市場環境に即したビジネスの取捨選択および経営資源の地域的配分の適正化をホールセール部門を中心に全社レベルで実施いたしました。

当該費用構造の見直しにより、平成24年3月期に12,397百万円、平成25年3月期に372百万円、累計で12,769百万円の退職関連費用を計上しました。この退職関連費用は主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれております。平成24年3月期末および平成25年3月期末における退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高はそれぞれ7,083百万円、2,148百万円であり、当連結会計年度において5,710百万円の支払いが完了しております。

なお、当該費用構造の見直しは、平成25年3月期末をもってほぼ完了しており今後重要な金額の費用発生は見込んでおりません。

また、上記に加え平成25年3月期第2四半期より、ビジネスモデルと業務の効率性向上等による費用構造のさらなる見直しを、ホールセール部門を対象に実施しております。

当該費用構造の見直しの結果、平成25年3月期において15,588百万円の退職関連費用を計上しております。当該退職関連費用は、主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれております。平成25年3月期末における退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高は、8,165百万円であり、当連結会計年度において5,741百万円の支払いが完了しております。当該費用構造の見直しは翌連結会計年度に終了する予定であり、今後発生が見込まれる費用の合計額は現在算定中であります。

## 1.8 法人所得税等:

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位:百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
当年度分		
国内	13,481	71,918
海外	7,650	6,164
当年度分計	21,131	78,082
繰延分		
国内	34,274	55,257
海外	3,498	△ 1,300
繰延分計	37,772	53,957
法人所得税等計	58,903	132,039

平成24年3月期および平成25年3月期の法人所得税等（繰延分）の内、税務上の繰越欠損金に係る税務ベネフィットの認識額は、それぞれ△1,358百万円および△2,944百万円となりました。

当社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率はおよそ41%となっておりますが、平成23年税制改正により当社の法定実効税率は、平成24年4月1日以降平成27年3月31日までの間は38%、平成27年4月1日以降は36%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益（損失）との関係は、様々な税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と当社の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成24年3月期	平成25年3月期
当社の法定実効税率	41.0%	38.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	△ 22.5	△ 0.7
益金に加算される項目	3.8	1.5
損金に算入されない費用項目	23.3	12.9
益金に算入されない収益項目	△ 29.7	△ 9.3
海外子会社からの配当	0.9	0.2
海外子会社の未分配所得の影響	△ 1.1	0.2
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	14.1	10.0
国内の税制改正の影響	45.7	0.9
繰越欠損金の期限切れ	2.8	1.3
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	△ 8.8	—
その他	△ 0.2	0.5
実効税率	69.3%	55.5%

連結貸借対照表のその他の資産—その他として記載されている平成24年3月31日現在201,244百万円、平成25年3月31日現在145,602百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている平成24年3月31日現在63,493百万円、平成25年3月31日現在34,082百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	70,406	10,043
子会社・関連会社株式投資	177,522	177,175
金融商品の評価差額	197,961	146,800
未払退職・年金費用	34,291	17,999
未払費用および引当金	84,628	106,436
繰越欠損金	313,245	341,177
その他	20,034	5,228
繰延税金資産小計	898,087	804,858
控除：評価性引当金	△ 490,986	△ 522,220
繰延税金資産合計	407,101	282,638
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	78,262	88,631
金融商品の評価差額	56,732	53,367
海外子会社の未分配所得	3,167	2,960
固定資産の評価	117,112	21,950
その他	14,077	4,210
繰延税金負債合計	269,350	171,118
繰延税金資産の純額	137,751	111,520

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積もしくは継続して発生しているため、野村の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性の方が高いと判断しております。繰延税金資産に対する評価性引当金は、将来の実現可能性の見直しに基づいて決定されます。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
期首残高	461,966	490,986
期中の純増減額	29,020 (1)	31,234 (2)
期末残高	490,986	522,220

- (1) 海外子会社では、主に繰越欠損金の増加による評価性引当金の計上により24,715百万円の増加となりました。国内子会社では、主に野村土地建物の子会社化の影響により20,014百万円の増加となりました。また、当社では将来の実現可能性を見直した結果評価性引当金が15,709百万円減少したため、全体で29,020百万円の増加となりました。
- (2) 海外子会社では、主に繰越欠損金の増加による評価性引当金の計上により52,862百万円の増加となりました。国内子会社では、野村不動産ホールディングスが持分法に移行し連結除外となったことにより22,903百万円減少しました。また、当社及び国内子会社では将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が1,275百万円増加したため、全体で31,234百万円の増加となりました。

平成25年3月31日現在、予見可能な将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額2,190百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

平成25年3月31日現在、野村は、主に米国子会社、欧州子会社での営業活動から生じた1,339,383百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な771,418百万円を除き、平成25年から平成34年までに315,415百万円、平成35年以降252,550百万円が税務上の効果を失うこととなります。野村は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金に係る繰延税金資産は50%を超える可能性で実現すると判断しております。

平成24年3月31日および平成25年3月31日現在、重要な未認識税務ベネフィットはありません。また、平成24年3月期および平成25年3月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。なお未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税は、連結損益計算書の法人所得税等に表示されます。

野村は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。未認識税務ベネフィットに対する引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を状況に応じて計上します。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。次の表は、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。なお香港の税制上、繰越欠損金がある場合、当局による更正の期間制限がないため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	平成20年 (1)
英国	平成24年
米国	平成21年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、平成19年となります。

#### 日本の税制改正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率は30%から25.5%に引き下げられ、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の80%とされました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、それ以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、前事業年度において税制改正時点の繰延税金資産の純額は5,510百万円減少しております。また、前事業年度の法人所得税等は5,510百万円増加し、当社株主に帰属する当期純利益は13,251百万円減少しております。

## 1.9 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	3,600,886,932	3,663,483,895
株式交換による新株発行	103,429,360	—
自己株式：		
取得	△ 50,093,031	△19,209
売却	1,530	601
従業員等に対する発行株式	9,271,600	47,335,900
その他の増減（純額）	△ 12,496	159,065
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	3,663,483,895	3,710,960,252

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている当社の個別財務諸表に基づいており、平成24年3月31日現在483,126百万円、平成25年3月31日現在538,021百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する野村の持分が、平成24年3月31日現在50,922百万円、平成25年3月31日現在125,944百万円含まれております。

平成25年3月期のその他の包括利益における為替換算調整額（税引後）には、海外子会社の事実上完全な清算によって生じた損失への組替調整額9,844百万円を含みます。この組替調整額に対する税効果額は2,985百万円であります。

1株当たり普通株式の配当金は、平成24年3月期は6.0円、平成25年3月期は8.0円であります。

当社は、平成24年3月期において、野村土地建物の完全子会社化に伴う新株発行および自己株式の取得を行っております。詳細については「注記11 企業結合」をご参照ください。

自己株式の変動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取ることによるものが含まれております。また、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式は、平成24年3月31日現在908,498株、1,985百万円であり、平成25年3月31日現在1,257,966株、2,161百万円であります。

### 決算日後に生じた事項

平成25年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は40,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限35,000百万円、(c)期間は平成25年5月8日から平成25年5月31日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、当社は総数40,000,000株を取得価額総額32,470百万円で取得しております。

## 20 法的規制：

平成23年4月から、当社は、金融商品取引業者の親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、川上連結告示に基づき、連結自己資本規制比率を計測しております。なお、川上連結告示はバーゼル2.5およびバーゼルⅢに対応した改定を行っており、平成25年3月31日以降、当社はバーゼルⅢに基づく連結自己資本規制比率を算出しております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額、総自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。平成25年3月31日現在の野村の連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率、連結総自己資本規制比率は、川上連結告示の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、平成25年3月31日現在、川上連結告示の定める要件は、連結普通株式等Tier1比率について3.5%、連結Tier1比率について4.5%、連結総自己資本規制比率について8%となっております。また、平成24年3月31日現在、当社は、バーゼル2.5に対応した川上連結告示に基づき連結自己資本規制比率を算出しておりましたが、同改正前の川上連結告示の定める連結自己資本規制比率に関する要件を充足しておりました。

金融商品取引法に基づき、野村証券株式会社および野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1) 市場リスク、(2) 取引先リスクおよび(3) 基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村証券株式会社の自己資本規制比率は、平成24年3月31日現在および平成25年3月31日現在ともに120%を超えております。野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社の自己資本規制比率は平成25年3月31日現在120%を超えております。

日本の金融商品取引業者は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成24年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額269,979百万円の債券および市場価額6,353百万円の株式を分別しております。平成25年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額459,037百万円の債券および市場価額7,861百万円の株式を分別しております。これらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ・マーカンタイル取引所（以下「CME Group」）の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000ドルのうちいずれか大きいほうの金額に維持することを要求しております。当該子会社は米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。平成24年3月31日および平成25年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC（以下「NEHS」）は、その連結子会社を含む連結ベースで、英国プルーデンス規制機構による監督下にあり、自己資本規制を受けております。NEHSの最も重要な連結子会社でありますノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、証券仲介・売買業務を行っており、英国プルーデンス規制機構による規制を単体でも受けております。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）も同様に英国プルーデンス規制機構による規制を単体で受けております。これらの規制によって、NEHSおよびその連結子会社は、最低資本要件の充足が義務付けられております。平成24年3月31日および平成25年3月31日現在、NEHSは連結上、NIPおよびNBIは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、証券取引、先物取引、証券・先物取引に関する助言業務、およびコーポレートファイナンスに関する認可を取得しております。平成25年4月22日より、NIHKは兄弟会社であるノムラ・セキュリティーズ（ホンコン）LIMITEDから香港証券取引所における取

引参加者、香港先物取引所における先物取次業者、香港証券清算機構、SEHK商品清算機構およびHKFE清算機構における清算参加者としての業務を引き継いでおります。NIHKは台湾に支店を有しており、支店もまた各国当局の規制を受けております。支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソースズ）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回る事のない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を越える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の監督下にあるアジア通貨単位の認可を受けた投資銀行として、主に有価証券売買の仲介および証券取引等を行っております。当該規制はNSLに対し、最低15,000,000シンガポールドルの資本を維持することを要求しております。現在、NSLの自己資本比率はMASの要求する水準を維持しております。平成24年3月31日および平成25年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

## 2.1 関連会社およびその他の持分法投資先：

野村の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）、NRI、野村不動産ホールディングス、およびフォートレス・インベストメント・グループ LLC（以下「フォートレス」）があります。なお、平成24年3月期において、従来野村の重要な関連会社であった野村土地建物およびチャイエックス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「チャイエックス・ヨーロッパ」）が、それぞれ連結子会社化および持分の減少により関連会社ではなくなっております。

### ジャフコ

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。

平成23年5月、野村土地建物の普通株式を追加取得し子会社化した際、当社はジャフコが保有していた野村土地建物の普通株式382,000株を、18,145百万円で買い取っております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。また、これに伴い、野村はジャフコに対する持分の0.3%を間接的に追加取得しております。

平成25年3月31日現在、野村のジャフコに対する持分は24.4%であり、ジャフコから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

### NRI

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。野村は、NRIの主要顧客のひとつであります。

平成23年5月、野村土地建物の普通株式を追加取得し子会社化したことに伴い、野村はNRIに対する持分の0.9%を間接的に追加取得しております。

平成23年7月、当社は株式交換により、NRIが保有していた野村土地建物の普通株式381,520株を取得し、当社の普通株式45,019,360株をNRIに交付しております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。

平成25年3月31日現在、野村のNRIに対する持分は38.8%であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は56,473百万円であります。

### 野村土地建物

野村土地建物は、野村が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。野村土地建物は、平成23年5月24日をもって、野村の連結子会社となり、野村の関連会社ではなくなっております。詳細につきましては、「注記11 企業結合」をご参照ください。また、野村土地建物が野村の関連会社であった期間における野村とのリース取引は、「注記10 リース」に開示されております。

### フォートレス

フォートレスは世界的な資産運用会社であり、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。フォートレスへの投資は、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、持分法が適用されます。

平成25年3月31日現在、野村のフォートレスに対する持分は12.5%であり、フォートレスから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

#### チャイエックス・ヨーロッパ

平成21年12月31日にチャイエックス・ヨーロッパは持分法適用関連会社となりました。

平成23年2月18日、バッツ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「バッツ」）は、チャイエックス・ヨーロッパの発行済株式の100%を取得することで最終合意しました。当局の承認後、平成23年12月1日、野村は保有しているチャイエックス・ヨーロッパに対する持分を、バッツの発行済株式の約7%と交換いたしました。これに伴い、チャイエックス・ヨーロッパは野村の関連会社ではなくなっております。

#### 野村不動産ホールディングス

野村は連結子会社の野村不動産ホールディングスの普通株式を、平成25年3月に32,040千株売却（以下「本株式売却」）いたしました。これにより野村の野村不動産ホールディングスに対する持分が34.0%に減少し、野村は支配財務持分を持たなくなったため、野村不動産ホールディングスは連結除外となり、持分法適用関連会社となりました。本株式売却に際して、残存する株式の時価評価損益38,468百万円を含む50,139百万円の利益が認識され、野村の連結損益計算書上、収益一その他に計上しております。野村不動産ホールディングスは、東京証券取引所第一部に上場しており、野村不動産ホールディングスの残余株式の公正価値測定は、市場取引価格に基づいております。

平成25年3月31日現在、野村の野村不動産ホールディングスに対する持分は34.0%であり、野村不動産ホールディングから発生する持分法によるのれんの未償却残高は11,012百万円であります。

#### 要約財務情報

ジャフコ、NRI、野村土地建物、野村不動産ホールディングスを合計した要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日(1)	平成25年3月31日(1)(3)
資産合計	564,086	2,307,795
負債合計	200,020	1,551,699

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期(2)	平成25年3月期(3)
収益	161,209	143,193
金融費用以外の費用	105,520	69,899
当該会社に帰属する当期純利益	31,007	48,706

- (1) 野村土地建物は平成24年3月期において、関連会社ではなくなっており、資産合計および負債合計の集計から除いております。
- (2) 野村土地建物については、野村の関連会社であった期間の数値を集計しております。
- (3) 野村不動産ホールディングスは平成25年3月に関連会社となりました。資産合計および負債合計の集計に含まれておりますが、収益、金融費用以外の費用および当該会社に帰属する当期純利益の集計には含まれておりません。

フォートレスの要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日(1)	平成25年3月31日(1)
資産合計	184,650	203,332
負債合計	96,312	88,881

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期(1)	平成25年3月期(1)
収益	73,306	95,356
金融費用以外の費用	166,006	73,956
当該会社に帰属する当期純利益(△損失)	△ 36,994	6,487

(1) フォートレスの財務情報は平成23年12月期、平成24年12月期の年度決算数値を使用しております。野村は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

「注記10 リース」に開示されている野村土地建物へのリース料の支払いおよびNRIからのリース料の受取りを除く、関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
関連会社に対する投資	183,305	333,329
関連会社に対する貸付金	10,649	12,376
関連会社に対するその他の債権	5,160	8,856
関連会社に対するその他の債務	5,643	4,270

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
収益	5,635	7,418
金融費用以外の費用	49,810	48,755
ソフトウェア、有価証券および有形固定資産の購入	22,904	55,099

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
帳簿価額	172,647	322,747
公正価額	208,827	404,967

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、平成24年3月期が5,716百万円の利益、平成25年3月期が18,597百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、平成24年3月期が4,747百万円、平成25年3月期が5,594百万円となっております。

## 2.2 コミットメント、偶発事象および債務保証：

### コミットメント

#### 信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

野村の連結変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとでのコミットメント残高は航空機購入コミットメントに含まれております。

平成24年3月31日および平成25年3月31日において、上記の各コミットメントの残高は、それぞれ以下のとおりであります。

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
貸出コミットメント	332,009	369,988
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	28,825	29,974
航空機購入コミットメント	52,411	30,143

平成25年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	契約金額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	369,988	55,459	74,810	126,139	113,580
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	29,974	375	17,702	1,503	10,394
航空機購入コミットメント	30,143	21,141	9,002	—	—

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

#### その他のコミットメント

不動産の販売および賃貸に関連して不動産を購入するコミットメント契約の金額は、平成24年3月31日現在234,400百万円ですが、平成25年3月31日現在は0円になりました。また、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成24年3月31日現在37,237百万円、平成25年3月31日現在26,228百万円となっております。

野村は担保付契約、担保付調達および現先レガ取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成24年3月31日現在、売戻契約に対して2,519十億円および買戻契約に対して1,711十億円、平成25年3月31日現在、売戻契約に対して4,103十億円および買戻契約に対して1,152十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および

有価証券貸借取引が含まれています。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、野村は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を平成24年3月31日現在269十億円、平成25年3月31日現在340十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

## 偶発事象

### 訴訟その他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに係るべきを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金もしくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上でそれら法的手続きならびに請求を個々の事案について定期的に評価を行い、それらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の法的手続き・請求について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまでは言えないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失の発生が合理的に可能な場合、当社はその法的手続き・請求の詳細を下記にて開示します。編纂書450において合理的に可能な場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまでは言えない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

下記にて記載されている野村に対する主な訴訟および法的手続きで、相手方が特定の損失額を主張している場合、その金額を当社は、発生が合理的に可能な損失として見積もっています。それらの事案については、その主張されている金額を下記の事案の説明で記載しています(当社はそれらの金額を合理的に発生可能な最大損失の目安であると現時点で考えています)。その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生が可能な損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階であり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でない、②損害を相手方が明らかにしていない、③損害に根拠がない、または損害が誇張されている、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かである、⑤時効の適用などを含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていない、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われているなどです。

平成20年1月、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナル PLC (以下「NIP」)は、イタリア共和国ペスカラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約(平成10年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服としその取り消しを求めております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成22年4月、米国人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンシングInc. およびリーマン・ブラザー

ズ・ホールディングスInc.（以下総称して「Lehman」）は、当社の子会社である野村証券株式会社（以下「野村証券」）に対して米国破産裁判所に訴訟を提起しました。Lehmanは、野村証券が届け出た約37百万米ドルの債権（平成20年9月のLehman破綻によるスワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算に基づく債権）に異議を述べるとともに、Lehmanが野村証券に対して一定の債権を有しているとしてその弁済を求めていました。平成24年8月21日、Lehmanおよび野村証券は、上記の訴訟の取下げに合意した旨の書面を裁判所に提出し、当該訴訟は取下げられました。

平成22年10月および平成24年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき平成20年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は平成22年10月にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、平成24年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものであり、約35百万米ドルが本件につき発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成23年3月、インドネシアの銀行、ピーティアー・バンク・ムティアラ（以下「バンク・ムティアラ」）は、当社の英国における主要子会社であるNIPが設立した特別目的会社に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。当該特別目的会社はNIPの連結対象となっております。本件訴訟は、NIPの特別目的会社による第三者（テルトップ・ホールディング・リミテッド（以下「テルトップ」））へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金約156百万米ドル相当であります。テルトップは現在清算中であります。NIPの特別目的会社は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根拠がないと考えており、預金の引渡しを求めています。

平成23年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社など多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.（以下「NCCI」）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.（以下「NHA」）が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した証券を4回にわたる募集において購入したと主張していますが、購入金額や損害額を特定していません。このように情報が欠如し不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年7月、ウェスタン・コーポレート連邦信用組合（Western Corporate Federal Credit Union（以下「WesCorp」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」））は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人などに対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNAACおよびノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.（以下「NHEL」）が含まれております。WesCorpは募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。WesCorpは2回にわたる募集において約83百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。裁判所はNCUAの請求を却下する暫定的な判断を示しましたが、判決は言い渡されていません。法的に不確定な部分が多く存在し、証拠開示手続きが行われていない現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）ならびに連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は、住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社などに対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、NHEL、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消し、または損害賠償を請求しています。裁判所は当社の米国子会社による請求却下の申立てを棄却し、証拠開示手続きが行われています。専門家による証拠開示が行われておらず、法的に不確定な部分が存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年10月、米国中央連邦信用組合（U. S. Central Federal Credit Union（以下「U. S. Central」））の清算人であ

る米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board）は住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサー、引受人などに対してカンザス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNHELが含まれております。U. S. CentralはNHELが発行した住宅ローン債権担保証券を購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。U. S. Centralは1回の募集において約50百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。本案審理前の手続きにおいて、当社の米国子会社からの請求棄却の申立て（motions to dismiss）は、その申立ての一部が退けられましたが、本案審理に至らないこととなる論点を含めた手続き面での争いは継続しています。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成23年11月、NIPはBernard L Madoff Investment Securities LLC（以下「BLMIS」）の破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命された破産管財人（以下「Madoff管財人」）からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を平成20年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法ならびにニューヨーク州法に基づいて求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

平成24年8月、米国プルデンシャル保険会社（The Prudential Insurance Company of America）およびその関連会社（以下総称して「プルデンシャル」）は、住宅ローン債権担保証券の発行体、スポンサーおよび引受人であるNHEL、NCCIおよびNSIに対して、ニュージャージー州裁判所に訴訟を提起しました（その後、訴訟は連邦裁判所に移送されています）。プルデンシャルは、住宅ローン債権担保証券を5回にわたる募集において約183百万米ドル購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているローンの貸付行為および質について重大かつ詐欺的な表明保証違反があったと主張しています。プルデンシャルは、詐欺的行為、不実表示および組織的犯罪処罰法違反があったと主張し、損害賠償等を求めています。情報が欠如し、不確定な部分が多く存在する現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

平成25年3月1日、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、MPSの元役員2名およびNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が平成21年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、元役員の違法行為につきNIPは、連帯して責任を負うと主張しています。また、その損害額は少なくとも700百万ユーロであると主張しています。平成25年4月15日、イタリアのシエナ地方検察当局（以下「検察当局」）は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始しており、検察当局は、当該デリバティブ取引についてイタリア法上の違法行為があった可能性があると、NIPおよび英国銀行法人のノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）が、イタリア国内で管理する、または今後イタリア国内で受領する資産18億ユーロ超に関する資産凍結の命令を発令しました。平成25年4月23日、NBIは、同検察当局より、イタリア国内に保有する資産の凍結を実施する旨の通告を受けました。その対象資産は、現に保有する少額の現金と、今後入金が予定されている一定の金額に限定されておりました。しかしながら、平成25年4月26日、イタリア刑事裁判所の判事は、検察当局による資産凍結命令の有効性を否定する決定を行い、これにより資産凍結は解除されました。この裁判所の決定に対して、検察当局は上訴しています。本件に関する損失額を合理的に見積もるためには、長期にわたる証拠開示手続きや重要な事実関係の判断等を通じて多くの法的および事実関係に関する問題が解決される必要があり、また、本件にかかる新しいまたは未解決の法的論点について争う必要があります。そのため、訴訟が初期段階にあり、巨額の損害賠償請求が行われている現時点において、当社は、本件がいつ、どのように解決するか、また本件に関連して損失が発生する可能性、および発生するかもしれない損失額を合理的に見積もることはできません。

野村證券は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約500万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失などをめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、平成24年4月に野村證券に対して提起された、法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、平成15年から平成20年にかけて購入した為替関連の仕組み債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の当該顧客は、購入時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社は当該顧客の主張には理由が無いと考えております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

#### 決算日後に生じた事項

平成25年4月、野村證券は、法人顧客より投資損失をめぐる訴訟を提起され、平成17年から平成23年にかけて行われた

為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組み債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を請求されております。この訴訟の当該顧客は、取引開始時点または購入時点における、野村証券による説明義務違反等を主張していますが、同社は当該顧客の主張には理由が無いと考えております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

#### 上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、不動産担保ローンを不動産担保証券（以下「MBS」）とする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターから、ローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われれます。子会社では、個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、子会社が一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。子会社が買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもありますが、これらの訴訟は初期段階です。

当社は、現在受けている、または、今後表明保証違反に基づきさらに受ける可能性のあるローンの買戻し請求について、不確定な要素が存在する現時点において、損失を合理的に見積もることはできません。特に、失業率を含むマクロ経済情勢は住宅ローンの債務不履行発生件数に影響を与えます。また、そのような請求による当社の損失のリスクは、問題となっているローンを組成したオリジネーター個別の特殊性、個別の表明の特殊性（すべての証券化において表明の内容は同一ではない）ならびに債務不履行による損害の大きさを左右する住宅価格の変動により影響を受けることとなります。平成25年6月13日において、上記訴訟以外で当社子会社が買戻し請求を受けているローンの元本金額は4,663百万米ドルです。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は、買戻し請求に応じないことにより提起される訴訟に関連して発生する損失をこの初期の段階で合理的に見積もることはできません。

#### 債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

野村は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンドバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引(1)(2)	3,997,315	107,572,427	4,510,650	123,980,481
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(3)	264	21,674	277	9,084

- (1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。
- (2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。
- (3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成24年3月31日においては6,377百万円でした。平成25年3月31日現在においては6,374百万円となっております。

平成25年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンドバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)					
	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
1年以内			1～3年	3～5年	5年超	
デリバティブ取引	4,510,650	123,980,481	39,561,164	31,284,453	13,333,026	39,801,838
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	277	9,084	8	319	668	8,089

## 2.3 セグメントおよび地域別情報：

### 【事業別セグメント】

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。米国会計原則では税引前当期純利益（△損失）に含まれる営業目的で保有する投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておられません。なお、平成24年4月の組織改正に伴い、ホールセール部門およびその他の報告数値を、当期の開示方法と整合させるために過去に遡り組み替えております。

(単位：百万円)

	営業部門	アセット・マネジメント部門	ホールセール部門	その他 (消去分を含む)	計
平成24年3月期					
金融収益以外の収益	347,385	63,022	428,738	572,918	1,412,063
純金融収益	2,873	2,778	126,311	△ 11,973	119,989
収益合計（金融費用控除後）	350,258	65,800	555,049	560,945	1,532,052
金融費用以外の費用	287,128	45,281	592,701	525,792	1,450,902
税引前当期純利益（△損失）	63,130	20,519	△37,652	35,153	81,150
平成25年3月期					
金融収益以外の収益	394,294	66,489	491,773	695,695	1,648,251
純金融収益	3,631	2,448	153,083	△ 31,467	127,695
収益合計（金融費用控除後）	397,925	68,937	644,856	664,228	1,775,946
金融費用以外の費用	297,297	47,768	573,199	657,637	1,575,901
税引前当期純利益（△損失）	100,628	21,169	71,657	6,591	200,045

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	8,372	989
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	198	1,001
関連会社損益の持分額	10,613	14,401
本社勘定 (1) (3)	△ 32,129	17,652
その他 (2) (3)	48,099	△ 27,452
計(3)	35,153	6,591

(1) 平成24年3月期の本社勘定には、野村土地建物との企業結合に伴う損益が含まれております。

(2) その他には自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

(3) 平成24年4月の組織改正に伴い、当期の開示方法と整合させるために過去に遡り組み替えております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,532,052	1,775,946
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	3,807	37,685
連結収益合計（金融費用控除後）	1,535,859	1,813,631
金融費用以外の費用計	1,450,902	1,575,901
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	1,450,902	1,575,901
税引前当期純利益	81,150	200,045
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	3,807	37,685
連結税引前当期純利益	84,957	237,730

【地域別情報】

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに野村の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月期	平成25年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米 州	143,350	208,962
欧 州	195,826	172,761
アジア・オセアニア	34,819	43,265
小 計	373,995	424,988
日 本	1,161,864	1,388,643
連 結	1,535,859	1,813,631
税引前当期純利益（△損失）：		
米 州	△ 24,612	25,730
欧 州	△ 91,544	△ 93,099
アジア・オセアニア	△ 12,937	△ 12,063
小 計	△ 129,093	△ 79,432
日 本	214,050	317,162
連 結	84,957	237,730

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日
長期性資産：		
米 州	94,698	118,302
欧 州	114,195	111,381
アジア・オセアニア	23,892	20,471
小 計	232,785	250,154
日 本	973,711	294,002
連 結	1,206,496	544,156

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額  
「注記13 借入」をご参照ください。

野村ホールディングス（単体）に係る主要な借入先等は以下のとおりです。

（単位：百万円）  
（平成24年3月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金の残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	250,000
	短期借入金	70,000
株式会社みずほコーポレート銀行	長期借入金	285,000
	短期借入金	35,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	207,885
	短期借入金	90,400
株式会社りそな銀行	長期借入金	80,000
	短期借入金	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	55,000
	短期借入金	45,000
中央三井信託銀行株式会社	長期借入金	50,000
住友信託銀行株式会社	短期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	30,000
	短期借入金	10,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	25,000
	短期借入金	5,000
農林中央金庫	長期借入金	50,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	20,000
	短期借入金	10,000

- (注) 1. 短期借入金はすべて1年以内返済期限到来の長期借入金です。  
2. 中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央井アセット信託銀行株式会社を含めた3社合併により、三井住友信託銀行株式会社となりました。

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金の種類	借入金の残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	320,000
	短期借入金	18,814
株式会社みずほコーポレート銀行	長期借入金	300,000
	短期借入金*	20,000
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	長期借入金	291,105
株式会社りそな銀行	長期借入金	70,000
	短期借入金*	20,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	100,000
	短期借入金*	10,000
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	長期借入金	60,000
	短期借入金*	40,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	30,000
	短期借入金*	10,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	30,000
農林中央金庫	短期借入金*	50,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	10,000
	短期借入金*	20,000

(注) 借入金の種類欄の\*は1年以内返済期限到来の長期借入金です。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益  
「注記2 公正価値測定」をご参照ください。
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益  
「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。
5. 最終指定親会社及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産の額として算出したもの  
「注記23 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。
6. 連結財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無  
当社は、会社法第444条第4項の規定に基づき、会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査を受けております。  
なお、本説明書に記載の連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。

7. 連結自己資本規制比率及び経営の健全性の状況

第1部 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通株式に係る株主資本の額	2,328,266		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,285,758		1a
うち、利益剰余金の額	1,113,023		2
うち、自己株式の額(△)	70,514		1c
うち、社外流出予定額(△)	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	- 67,393	- 67,393	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,328,266		6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	213,224	213,224	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	74,242	74,242	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	138,982	138,982	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	14,932	14,932	10
繰延ヘッジ損益の額	-	-	11
適格引当金不足額	56,056	56,056	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	38,209	38,209	14
前払年金費用の額	9,067	9,067	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	712	712	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	235,368		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	235,368		28
<b>普通株式等Tier1 資本</b>			
普通株式等Tier1 資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,092,898		29
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
その他Tier1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額	-		34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	67,393		
うち、その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	67,393		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	67,393		36

その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	62,852	62,852	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	167,975		
うち、無形固定資産(のれんに係るものに限る)の額	74,242		
うち、無形固定資産(のれん及びMSRsに係るものを除く)の額	27,496		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額	28,028		
うち、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	38,209		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	167,975		43
<b>その他Tier1 資本</b>			
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	-		44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	2,092,898		45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	169,887		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額	-		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	280,187		47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	136,980		47
うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	143,207		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計	-		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	450,074		51

<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	90,880		
うち、他の金融機関等の資本調達手段の額	62,852		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額	28,028		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	90,880		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 (チ) - (リ)	(ヌ)	359,195	58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本合計 (ト) + (ヌ)	(ル)	2,452,093	59
<b>リスク・アセット (5)</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	136,196		
うち、無形固定資産(のれん及びMSRsに係るものを除く)の額	111,486		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	14,932		
うち、前払年金費用の額	9,067		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	712		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	17,546,664		60
<b>連結自己資本規制比率</b>			
連結普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (ヲ)	11.9%		61
連結Tier1 比率 (ト) / (ヲ)	11.9%		62
連結総自己資本規制比率 (ル) / (ヲ)	13.9%		63

<b>調整項目に係る参考事項（6）</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	163,610		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	89,473		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	161,806		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）</b>			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額			77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額			79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）</b>			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	280,187		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	31,132		85

## 第2部 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲

- (1) 連結自己資本規制比率告示第2条に規定する連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「当グループ」といいます。)に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲(以下、「会計連結範囲」といいます。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結保険子法人等について、連結自己資本規制比率告示第3条第3項に基づき、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いをしております。

また、連結変動持分事業体(以下、「VIE」といいます。)については、経済実態に即し、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いを行っております。具体的には、当グループ内エンティティとの間のカウンター・パーティ・リスクは内部消去を行わずにこれを信用リスク・アセットの額として算出し、同じく当グループ内エンティティによる当該VIEの運用する資産に対する投資については、信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額を算出しております。

- (2) 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

平成25年3月末において、野村証券株式会社(日本・証券業)、ノムラ・インターナショナル PLC(英国・証券業)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.(米国・証券業)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(香港・証券業)、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(日本・証券業)など238社。

- (3) 連結自己資本規制比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

当グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものについては、該当ありません。

当グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものについては、平成25年3月末において、朝日火災海上保険株式会社(日本、保険業、総資産4,207億円、純資産427億円)、ノムラ・リインシュアランス ICC Limited(ガーンジー、保険業、総資産0.5億円、純資産0.4億円)、ノムラ・リインシュアランス 1 IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産13億円、純資産11億円)、US CBリインシュアランス 1IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産11億円、純資産7億円)、US CBリインシュアランス 2IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産10億円、純資産5億円)、その他VIE495社が該当します。

- (5) 当グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

当グループの持株会社並びに子会社等に適用される法令の要件を適切に満たす自己資本の額が確保されること、また、各会社の業務の運営を損なうことなくかつ支払い能力・流動性・収益性に悪影響が及ばないこと等を十分考慮した上で適切に運営されております。

### 2. 当グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当グループは、自己資本充実度の評価を、連結自己資本規制比率に基づく規制資本の観点から、また、ストレス・テストにより実施しております。

規制資本に基づく自己資本充実度評価は、連結自己資本規制比率告示において規定されるリスク・アセットの合計額(信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額の和をいいます。)と自己資本の額から算定される連結自己資本規制比率、ティア1資本とリスク・アセットの合計額の比率、ティア1資本と米国会計基準に定められたレベル3資産の比率等により行っております。

ストレス・テストは、当グループのポートフォリオを包括的にカバーする前提(シナリオ)の元で定期的を実施しています。具体的には、2008年後半のグローバルな信用危機を参考とし、それが顕在化した場合に被りうるストレス損失がもたらす資本への影響度を計測しております。計測の際には各ポートフォリオの特性(プロダクトや保有目的など)を踏まえ、ヘッ

ジ効果の考慮の有無や、実際に損益が顕在化するまでの期間がどの程度か、などを考慮し、計測結果の蓋然性を高めるようにしております。また保有ポジションに対してのみでなく、オペレーショナル・リスクや、イベント発生後の手数料収入の減少を想定し、当グループに与える総合的なインパクトを加味した上で、自己資本充実度の確認を行っております。

### 3. リスク管理の概要

当グループの事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されています。当グループでは、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告するためのリスク管理体制を構築しています。

#### (1) リスク管理のガバナンス

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議において統合リスク管理規程を制定し、リスク管理に係る基本理念、組織体制、リスク管理の枠組みを含むリスク管理態勢を定め、リスク管理の高度化に継続的に取り組んでいます。

#### (2) リスク管理の基本理念

当グループでは、業務運営において生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなる可能性、及び収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなる可能性をリスクとして定義しています。

その上で、当グループの役員及び社員等は、自らがリスク管理を行う主体であると認識し、日々の業務運営において発生するリスクに関して、適切に対処するとともに、当グループ各社において適切にリスクを管理するほか、業務を執行する部署、リスク管理を行う部署、及び内部監査を行う部署の各階層においてリスクを認識、評価した上で、適切に管理することを基本理念としています。

#### (3) リスク管理の基本方針

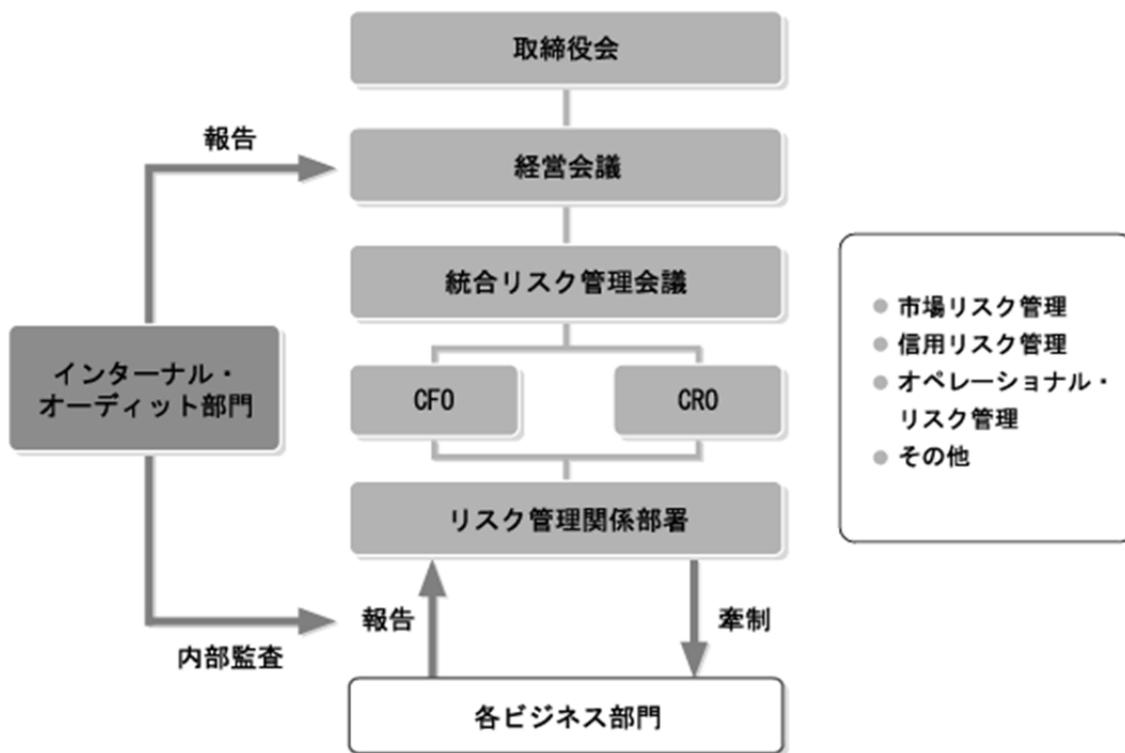
当グループは、グループ全体の経営戦略、経営目標及び経営体力(財務基盤)に即したリスク許容度の基準として、リスク・アピタイトを明確に設定した上で、業務運営から生じるリスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制することをリスク管理に関する基本方針とし、業務運営において、その浸透に努めています。

当グループのリスク・アピタイトは、定量的項目、定性的項目で構成されます。定量的項目として、資本十分性、資金流動性、収益性に関して基準を設定しているほか、定性的項目として、全く許容しないリスクであるゼロ・トレランス・リスク、及び収益性、リスク削減手法、監視体制などを勘案し限定的に許容するリスクであるミニマム・トレランス・リスク、それぞれに関して基準を設定しています。

また当グループは、可能な限り定量的な手法を用いてリスクを評価することに努め、リスク評価手法の高度化を図っています。当グループでは、定量的に評価したリスクを総体的に捉えたものを経済資本とし、それを自己資本の充実度の評価、資本配賦、リスク管理を行う上での主要な指標と位置付けています。尚、定量的な手法によるリスクの評価において、その補完的な手段としてストレス・テストを実施し、自己資本及び各リスクに対する影響度を分析、評価しています。

#### (4) リスク管理の組織態勢

当グループにおけるリスク管理態勢の組織体制図、及び主要組織の概要は以下の通りです。



### 1) 経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、株主価値の増大に資することを目的として、当グループにおける経営戦略及び経営資源の配分並びに経営に係る重要事項を審議若しくは決定します。

### 2) 統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、当グループの統合リスク管理に係る重要事項の審議もしくは決定をします。統合リスク管理会議は、グループ全体のリスク管理の中核となる組織であり、当グループのリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

### 3) チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー (CRO) は、当グループのリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議又は報告を行います。

#### 4) リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立した組織として構成され、グループ・リスク・マネジメント部及び当グループ各社においてリスク管理を担当する部署又は組織をいいます。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に係るプロセスの構築と運用、方針及び規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員及び統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告及びリスク管理手法等の承認申請も行います。

#### (5) リスクの分類と定義

当グループでは、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク。
信用リスク	債務者の信用力の低下又は債務不履行等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク。
カントリー・リスク	ある国の政治、経済、法律、慣習、宗教等の固有の特性がもたらすリスク、又は国家体制の変化、政策の予見可能性の低下、景気の悪化もしくは社会的混乱等により、当該国の情勢が変化することから損失を被るリスク。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスク。
システム・リスク	オペレーショナル・リスクの内、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、又はコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、又は通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。

#### 4. 市場リスク管理の概要

市場リスクとは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産及び負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義されます。当グループでは、主にトレーディング関連業務において、このリスクに晒されています。

市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。当グループでは、バリュー・アット・リスク (VaR)、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて市場リスクを評価し管理しています。

市場リスクは、設定されたリミットとの比較でモニタリングし、日次でフロント・オフィスや経営陣に報告されています。尚、当グループでは証券化商品はすべてトレーディング勘定の資産として扱っており、他のトレーディング商品同様、市場性有価証券として管理されています。

リスク計測に関する前提およびその限界： リスク算出における当グループのトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、一定の仮定がおかれ、一部に近似が用いられます。当グループの用いる仮定や近似あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えていますが、それらが異なれば、リスクの値が異なる可能性があります。

##### (1) バリュー・アット・リスク

当グループでは、トレーディング資産について、信頼区間 99%、保有期間1日のヒストリカル・シミュレーション法による VaR を計測しています。VaR モデルに含まれる市場リスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。各リスクの大きさを計測するボラティリティとそれらを合算するための相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて使用されています。規制資本の市場リスク相当額の計算には 10 日間の VaR を利用します。

##### (2) ストレス・バリュー・アット・リスク

ストレス・バリュー・アット・リスク又は S-VaR として知られる手法は、重大な金融ストレス期の連続する 12 ヶ月間のヒストリカル・データに基づいて、市場が一年間にわたってストレス環境下にある場合の VaR を計測するものです。当グループは、信頼区間 99%、保有期間 10 日における S-VaR を計算しています。

##### (3) インクリメンタル・リスク・チャージ

インクリメンタル・リスク・チャージ又は IRC として知られる手法は、VaR や S-VaR に対する追加的リスク要素として、クレジット感応度の高いポジションに関するデフォルトや格付遷移のリスクを捕捉するものです。IRC は、信頼区間 99.9%、保有期間 1 年の場合における非証券化商品のデフォルトやクレジット低下を推定するものです。

##### (4) コンプリヘンシブ・リスク・メジャー

コンプリヘンシブ・リスク・メジャー又は CRM として知られる手法は、VaR や S-VaR に対する追加的リスク要素として、コリレーション・ポートフォリオのデフォルトやプライシングのリスクを捕捉するもので、信頼区間 99.9%、保有期間 1 年の場合における包括的リスクを推定するものです。

##### (5) バック・テスト

当グループは、トレーディング・ポートフォリオの VaR の値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaR を超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、原因を調査し必要に応じて VaR メソッドまたはパラメータの見直しを行います。

##### (6) 他の計測方法

当グループは、特定のビジネスやポートフォリオのリスクについて、VaR 以外の指標や、リミットによる管理を行っています。これら手法には、市場リスク・ファクターの通常の動きを基にしたポートフォリオの変化の可能性を示す感応度分析も含まれます。このような指標やリミットは、通常、特定の資産の種類、ビジネス、又は戦略に適用し、VaR や経済資本を補完する手段として利用されています。

##### (7) ストレス・テスト

VaRや感応度分析のみでは、非線形リスクを含むポートフォリオのリスク・プロファイルやテイル・リスクの把握に限界があるため、ストレス・テストを使ってこうしたリスクの捕捉に努めています。市場リスクに対するストレス・テストは、日次ないしは週次で行われ、シナリオも各戦略の特性に応じて複数かつ柔軟に設定されます。また個別戦略に対するのみでなく、グローバル・ビジネスラインをカバーする共通シナリオを準備し、相場変動時の影響をグローバルに把握する取り組みも実施しています。

(8) モデル・レビュー

プライシング・モデルは、ポジション管理を目的や取引の評価およびリスク計測のために使用されます。グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの設計や開発の担当者から独立した立場で、その有効性および一貫性を検証しています。この検証のプロセスにおいて、グローバル・モデル・バリデーション・グループは、多くのファクターを分析し、個々の商品の評価およびリスク管理に対する適合性を評価します。

## 5. 証券化エクスポージャー管理の概要

(1) リスク管理の概要

5.市場リスク管理の概要で述べたリスク管理の枠組みを有しており、市場リスクを適切に管理するための、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力は証券化エクスポージャーにおいても有効と考えております。当グループでは、バリュー・アット・リスク (VaR)、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて市場リスクを評価し管理しています。

(2) 体制の整備及びその運用状況最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制

最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制を整備しております。また、最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制を整備しております。それらは、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握することや、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握することを可能としております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化商品を信用リスク削減手法として用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

外部格付準拠方式

(6) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

日々時価評価を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ、およびフィッチレーティングスリミテッドの 5 社の格付を使用しています。

(9) 内部評価方式を用いている場合には、当該内部モデルの概要

内部評価方式は用いておりません。

(10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

定量的な情報に重要な変更もございません。

## 6. 信用リスク管理の概要

当グループでは、信用リスクを、「債務者の信用力の低下又は債務不履行等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク」と定義しています。

このような信用リスクを適切に管理するため、当グループでは、信用リスク管理の基本規程である信用リスク管理規程において、適切なリスク・テイクを行い十分なリターンを確保しつつ、顧客の多様なニーズに応えることが、当グループの企業価値を向上させるために重要であるとの基本方針を定めています。この基本方針の下、経営目標の達成に向けて、強固で包括的な信用リスク管理体制を構築しています。

当グループでは、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成 23 年3月末より基礎的內部格付手法を採用しています。但し、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用しています。

#### (1) 信用リスク管理体制

当グループの信用リスク管理体制としては、経営会議の委任を受けた統合リスク管理会議が、当グループの統合リスク管理に係る重要事項を審議若しくは決定しており、その一環として信用リスク管理規程その他の信用リスク管理に関わる重要な管理指針を定めています。また統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める当グループの戦略的なリスク・アロケーション、リスク・アピタイトに基づき、当グループのクレジット・リスク管理上の重要事案を審議若しくは決定しています。

当グループでは、CRO の下、適切な相互牽制機能を備えた組織体制を構築しています。内部格付モデル担当部署が内部格付モデルの開発、管理及び継続的な見直しを含めた内部格付制度の変更、改廃に係る立案及び実施を担っています。クレジット部署は、ビジネス部門から機能的に独立した組織として、与信審査、内部格付の付与、信用集中リスクを含む信用リスク・プロファイルに関するモニタリング等を行っています。また、信用リスク管理部署は、ビジネス部門及びクレジット部署から機能的に独立した組織として、内部格付制度の運用の監視、検証等を行っています。また信用リスク管理の妥当性については、各部門から独立した内部監査部署による内部監査を受けています。

#### (2) 信用リスク管理の方法

##### 1) 内部格付制度

当グループでは、信用リスクを合理的に評価する統一的、網羅的、客観的な枠組みとして、内部格付制度を設けています。内部格付は、債務者の信用力に関する評価を示す債務者格付、担保・保証による信用補完等を勘案した、案件毎のデフォルト発生時の回収不能リスクに関する評価を示す案件格付及び特定貸付債権に対する債務不履行可能性に関する評価を示す特定貸付債権格付により構成されています。また、内部格付は、評価された信用力の程度に応じ、非デフォルト等級 17 段階、デフォルト等級3段階の、合計 20 段階に区分されています。内部格付の区分と定義は以下の通りです。

格付区分		定義	非デフォルト/ デフォルト
1	AAA	最上位の信用力。「AAA」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は極めて高い。「AAA」はクレジット部署が付与する最上位の格付である。PD は極めて低い。	非デフォルト 等級
2	AA+	非常に高い信用力の中で上位の信用力。「AA+」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。最上位の格付との差は小さい。PD は非常に低い。	
3	AA	非常に高い信用力。「AA」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。PD は非常に低いが、「AA+」のPD を上回る。	
4	AA-	非常に高い信用力の中で下位の信用力。「AA-」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。PD は非常に低いが、「AA」のPD を上回る。	
5	A+	高い信用力の中で上位の信用力。「A+」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。PD は低いが、「AA-」のPD を上回る。	
6	A	高い信用力。「A」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。PD は低いが、「A+」のPD を上回る。	
7	A-	高い信用力の中で下位の信用力。「A-」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。PD は低いが、「A」のPD を上回る。	
8	BBB+	良好な信用力の中で上位の信用力。「BBB+」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。PD は中位にあるが、「A-」のPD を上回る。	
9	BBB	良好な信用力。「BBB」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。PD は中位にあるが、「BBB+」のPD を上回る。	
10	BBB-	良好な信用力の中で下位の信用力。「BBB-」が付与される債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。PD は中位にあるが、「BBB」のPD を上回る。	
11	BB+	投機的な信用力の中で上位の信用力。「BB+」が付与される債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。PD は中位から高目で、「BBB-」のPD を上回る。	
12	BB	投機的な信用力。「BB」が付与される債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。PD は中位から高目で、「BB+」のPD を上回る。	
13	BB-	投機的な信用力の中で下位の信用力。「BB-」が付与される債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。PD は中位から高目で、「BB」のPD を上回る。	

14	B+	極めて投機的な信用力の中で上位の信用力。「B+」が付与される債務者又は案件は、「BB-」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。PD は高く、「BB-」の PD を上回る。	
15	B	極めて投機的な信用力。「B」が付与される債務者又は案件は、「B+」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。PD は高く、「B+」の PD を上回る。	
16	B-	極めて投機的な信用力の中で下位の信用力。「B-」が付与される債務者又は案件は、「B」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。PD は高く、「B」の PD を上回る。	
17	CCC	相当程度の信用リスク。「CCC」が付与される債務者又は案件は、現時点で脆弱であり、その債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、および経済状況に依存している。PD は非常に高く、「B-」の PD を上回る。	
18	CC	「CC」が付与される債務者又は案件は、現時点で非常に脆弱であり、債務の履行についても不確実性が非常に高い。	
19	C	「C」が付与される債務者又は案件は、現時点で極めて脆弱であり、債務の履行についても不確実性が極めて高い。	
20	D	契約通り債務の全部又は一部の履行を適時に行うことができないこと、当初の条件から信用供与者にとって著しく不利益となる契約条件に変更されること、破産・会社更生・民事再生等の手続きの開始、管財人の選任、その他清算、事業停止に相当する事実の発生、又はこれらに類似した状態になることをいう。	デフォルト等級

債務者格付は、信用リスク・アセット計測の対象となる債務者に対し原則付与しており、債務者の信用力を適切に反映するため年1回以上の定例見直しを行うほか、債務者の信用状況に重要な変化が認められる場合には、速やかに見直しを行うこととしています。尚、内部格付の付与は、ビジネス部門から組織的・機能的に独立したクレジット部署が行うことにより、付与プロセスの健全性を確保しています。

特定貸付債権格付は、特定貸付債権たる案件に対し付与しており、当該格付はスロッシング・クライテリアに割り当てられています。特定貸付債権格付の見直し頻度及びプロセスは債務者格付に概ね準じています。

また、ビジネス部門及びクレジット部署から組織的・機能的に独立した信用リスク管理部署は、内部格付制度の妥当性等の検証を年1回以上行っています。これに加え、各部門から独立した内部監査部署は、信用リスク管理に係る内部監査の一環として、内部格付制度全般の妥当性等についての内部監査を行います。

## 2) 個別与信の管理

当グループにおける信用リスク・アセット計測の主たる対象先は、派生商品取引及び証券金融取引(以下総称して、「デリバティブ等取引」という。)に係るカウンターパーティ(取引相手先)です。

デリバティブ等取引に係るカウンターパーティ向けの与信は、個別与信先毎に与信審査を実施の上、クレジット・リミットを設定して管理しています。取引実行後のモニタリングとしては、取引満期までの潜在的な与信相当額を日次で計測した上で、クレジット・リミットによる管理を行うと共に、適切な頻度で与信先の実態把握に努め、それに基づく債務者格付及びクレジット・リミットの見直しを実施しています。

尚、クレジット・リミットによる管理等、カウンターパーティ向け与信の内部リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、平成24年12月末より、期待エクスポージャー方式による自己資本規制比率算出に係る与信相当額の算出にも使用されています。

## 3) 信用リスクの削減手法

当グループでは、派生商品取引に際し、国際スワップ・デリバティブズ協会(ISDA)の包括契約または同様の法的効果の

あるマスター・ネットイング契約をカウンターパーティと事前に締結します。マスター・ネットイング契約により、カウンターパーティの債務不履行により発生しうる損失を軽減しています。

加えて、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い有価証券を必要に応じて担保として徴求することで、債務不履行により発生しうる損失を軽減しています。

## 7. オペレーショナル・リスク管理の概要

### (1) オペレーショナル・リスク管理の概要

当グループにおいては、バーゼル銀行監督委員会による定義に準拠し、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。

統合リスク管理会議においてグループ・オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、その中で上記オペレーショナル・リスクの定義や当グループ全体に適用される管理の枠組み等の基本事項を定めています。この規程に基づき、整合性あるオペレーショナル・リスクを推進するための各種ルールやガイドライン等を定めています。

具体的には、グローバル・ベースで定めた基本方針、ルール・手続等に基づき、各地域の実状に沿った形で基本方針や、ルール・手続きを定めています。

### (2) 基本方針

当グループにおいては、以下の基本方針に基づき、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしています。

- 1) ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行う。
- 2) オペレーショナル・リスク管理部門は、オペレーショナル・リスク管理に係る方針と枠組みを策定し、その運用を推進する。
- 3) 内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの検証を行う。
- 4) 統合リスク管理会議は、上記の管理体制全体を監督する。

上記の管理方針を実践することにより、グループ全体のオペレーショナル・リスク管理に対して適切な監視と独立した検証を行っています。

### (3) 当グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

当グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のツール、活動から構成されています。

- 1) 主要な管理活動を支えるインフラの整備

**基本方針等の枠組み:** オペレーショナル・リスク管理に関し定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化。

**トレーニング及び啓蒙:** オペレーショナル・リスク管理について、グループ内の認識を高めるための取り組み。

- 2) 主要な管理活動の実施

**シナリオ分析:** 低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイルリスク」を特定、分析するプロセス。

**損失事象等の報告:** 当グループ内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセス。

**キー・リスク・インディケーター (KRI):** オペレーショナル・リスクに係る主要な計数の収集と監視を行うプロセス。

**RCSA (Risk & Control and Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価):** 主要なリスク、コントロールを自ら特定・評価し必要な対応策の策定を行うプロセス。

- 3) 管理活動結果の活用

**分析及び報告:** オペレーショナル・リスク管理部門による分析結果を、意思決定に資する情報として経営陣等へ報告。

**所要資本の計算と配賦:** オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算し、各ビジネスに配賦することによりリスク

対比で効率的な事業活動を促進。

(4) オペレーショナル・リスクの分類

当グループでは、連結自己資本規制比率告示において示されたイベント・タイプ・カテゴリーに準拠し、「内部の不正」、「外部の不正」、「労務慣行および職場の安全」、「顧客、商品および取引慣行」、「有形資産に対する損傷」、「事業活動の中断およびシステム障害」、「注文等の執行、送金およびプロセスの管理」の7つの区分を用いてオペレーショナル・リスクを管理しています。

(5) オペレーショナル・リスクの所要自己資本額

当グループでは、連結自己資本規制比率告示における粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

当グループでは、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。この金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分及び適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

(6) オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

1. 金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、上表の業務区分に配分します。
2. 各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛け目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。
3. いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
4. これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。
5. 業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。
6. 配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
7. この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。
8. 年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。
9. オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

8. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャー

トレーディング業務に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーについては、投資時点における判断及び期中管理の実施を組み合わせたリスク管理を行っています。投資時点においては、当グループもしくは当グループ内の各社が定める稟議規程に基づいて、出資形態・金額等により定められた回覧者並びに決裁者による稟議又はCROが議長を務めるリスク審査委員会等による審議及び議決を必要とする等、透明性の高い承認手続きを構築し、運営しています。

また、期中においては、投資対象の属性、保有の形態等に応じ、VaR方式または残高ベースにより、個別投資額や株式等総額のリスク量を認識し、シニア・マネジメント、フロント・オフィス、ミドル・オフィス、バック・オフィスで共有化することで、

タイムリーなリスク管理を実施しています。

プライベート・エクイティ投資においては、基礎的内部格付手法に基づき算出する株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を定期的に算出するとともに、連結自己資本規制比率告示に定める自己資本の額との比率をモニタリングし、投資残高の管理を行っています。

## 9. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク管理に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、資産、負債ともにトレーディング業務以外では金利リスクは極めて限定的と認識しています。

## 10. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に用いる適格格付機関は、全てのエクスポージャーについて、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ、およびフィッチレーティングスリミテッドの5社の格付を使用しています。

## 11. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成した場合における連結貸借対照表（連結規制貸借対照表）の各項目の額  
(単位：百万円)

	連結規制貸借対照表の 各項目の額	第1部の対応項目 (国際様式の該当項目)
<b>資産</b>		
現金・預金	1,642,645	
貸付金および受取債権	2,542,633	
担保付契約	14,115,257	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	17,124,324	
その他の資産	2,104,110	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	74,242	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	150,984	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの額	-	20, 24
<b>資産合計</b>	<b>37,528,969</b>	
<b>負債</b>		
借入金、支払債務および受入預金	10,743,871	
担保付調達	15,409,383	
トレーディング負債	8,491,166	
その他の負債	599,966	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額に係る繰延税金負債	-	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	12,002	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの額に係る繰延税金負債	-	20, 24
<b>負債合計</b>	<b>35,244,387</b>	
<b>資本</b>		
資本金及び資本剰余金の額	1,285,758	1a
利益剰余金	1,113,023	2
累積的其他の包括利益	67,393	3
自己株式	70,514	1c
<b>資本合計</b>	<b>2,260,873</b>	

## 第3部 定量的な開示事項

### 1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本

その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額については、該当ありません。

## 2. 連結自己資本規制比率に関する事項

		平成24年3月末	平成25年3月末	(十億円)
連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	1,810.1	2,092.9	
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,090.2	2,092.9	
連結における総自己資本の額	(C)	2,427.0	2,452.1	
リスク・アセット	(D)=(E)+(F)+(G)	14,681.0	17,546.7	
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	8,324.4	9,529.1	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(F)	3,924.6	5,846.1	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(G)	2,432.0	2,171.4	
連結普通株式等Tier1比率(%)	(A)/(D)×100	12.3%	11.9%	
連結Tier1比率	(B)/(D)×100	14.2%	11.9%	
連結総自己資本規制比率(%)	(C)/(D)×100	16.5%	13.9%	

## 3. 自己資本の充実度に関する事項

### (1) リスク区分別所要自己資本額

	平成24年3月末		平成25年3月末		(十億円)
	EAD	所要自己資本額	EAD	所要自己資本額	
信用リスク	45,169.0	713.7	45,163.8	983.0	
内部格付手法	43,124.8	568.5	27,169.5	694.2	
金融機関等向けエクスポージャー	23,902.8	224.4	13,740.3	116.7	
ソブリン向けエクスポージャー	2,946.8	9.5	2,317.8	11.4	
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	15,128.1	153.6	9,609.3	196.6	
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権)	53.6	12.3	44.6	7.8	
株式等エクスポージャー	313.2	49.3	581.4	149.4	
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	91.6	30.5	330.5	128.0	
経過措置適用分	221.5	18.8	250.9	21.3	
その他	577.6	47.2	758.3	171.2	
信用リスク・アセットのみなし計算	202.7	72.1	117.8	41.1	
標準的手法	2,044.1	145.2	799.9	41.4	
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	17,194.3	29.1	
CVAリスク	-	-	-	218.2	
マーケット・リスク	-	314.0	-	467.7	
内部モデル方式および外部格付準拠方式	-	314.0	-	467.7	
オペレーショナル・リスク	-	194.6	-	173.7	
粗利益配分手法	-	194.6	-	173.7	
連結総所要自己資本額	-	1,174.5	-	1,403.7	

1 EAD: デフォルト時エクスポージャー

2 所要自己資本額(信用リスク): 信用リスク・アセットの額(内部格付手法対象エクスポージャーについては乗数1.06を勘案後)×8%+上記リスク区分にかかる調整項目(期待損失額を含む)

3 所要自己資本額(マーケット・リスク): マーケット・リスク相当額

4 所要自己資本額(オペレーショナル・リスク): オペレーショナル・リスク相当額

5 連結総所要自己資本額: (信用リスク・アセットの額+マーケット・リスク相当額÷8%+オペレーショナル・リスク相当額÷8%)×8%

6 エクスポージャー分類は、連結自己資本規制比率告示の規定に従っております。また、算出手法は、当グループの選択した手法に基づき開示しております。

7 マーケット・ベース方式の簡易手法適用分とは、上場株式等についてはリスク・ウェイト300%、非上場株式等については同400%を適用するエクスポージャーを指します。

ただし、金融機関等向け出資で資本控除されず、リスクアセット計算対象となったものについては、リスク・ウェイト250%が適用されております。

8 経過措置適用分とは、平成16年9月30日以前より継続的に保有する株式等エクスポージャーとして算出するエクスポージャーを指します。

9 その他には、未決済取引、現金及びその他資産を含みます。

10 信用リスク・アセットのみなし計算とは、連結自己資本規制比率告示に基づき、投資信託、ファンド等に適用される手法を指します。

11 標準的手法とは、内部格付を適用しない事業単位及び資産区分を指します。

12 内部モデル方式とは、内部モデルによりマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。

13 外部格付準拠方式とは、証券化エクスポージャーに外部格付を用いてマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。

14 粗利益配分手法とは、金融費用控除後利益を業務区分に配分した上で、区分ごとに異なる乗数を適用することにより、オペレーショナル・リスク相当額を算出する手法を指します。

(2) 証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

(3) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーのうち、内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。

(4) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。

(5) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが標準的方式を使用する対象は該当ありません。

(6) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが基礎的手法及び先進的計測手法を使用する対象は該当ありません。

#### 4. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

##### (1) 信用リスクに関するエクスポージャー

###### ①地域別内訳

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他
国内	2,207.7	6,110.0	2,075.5	944.0	811.4	1,885.5
海外	5,514.7	25,325.9	1,688.2	2,710.8	19,074.5	1,625.7
欧州	3,920.7	12,868.3	903.3	1,829.7	1,898.3	909.6
北米	927.2	11,860.0	618.0	471.9	16,362.7	553.2
アジア	666.8	597.7	166.9	409.1	813.5	162.8
合計	7,722.4	31,436.0	3,763.7	3,654.7	19,885.8	3,511.2
標準的手法適用分			2,044.1			799.9

###### ②業種別内訳

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他
銀行	4,736.1	11,946.2	1,636.2	1,766.6	5,332.1	1,564.0
ブローカー/ディーラー	1,530.4	3,794.9	160.7	269.3	4,030.4	70.8
その他金融・保険	991.0	13,167.2	388.9	1,041.6	8,055.9	304.8
国・地方公共団体等	259.2	2,093.4	642.6	313.1	2,305.7	215.8
消費関連産業	118.0	152.5	29.7	50.1	0.3	35.6
その他	87.7	281.8	905.6	214.0	161.4	1,320.2
合計	7,722.4	31,436.0	3,763.7	3,654.7	19,885.8	3,511.2
標準的手法適用分			2,044.1			799.9

###### ③残存期間別内訳

	平成24年3月末			平成25年3月末		
	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他	OTCデリバティブ	レボ形式の取引	その他
1年未満	480.6	30,286.5	286.0	256.2	19,203.9	223.8
1年以上3年未満	1,810.0	386.9	1,684.2	261.0	70.7	1,313.9
3年以上5年未満	3,112.9	275.9	11.6	99.5	106.5	23.0
5年以上	2,318.9	417.9	262.4	3,037.3	418.2	32.3
期間の定めのないもの	0.0	68.7	1,519.4	0.7	86.5	1,918.2
合計	7,722.4	31,436.0	3,763.7	3,654.7	19,885.8	3,511.2
標準的手法適用分			2,044.1			799.9

- 平成24年3月末のエクスポージャーは、一部の例外を除き、信用リスク削減効果勘案前の額となっております。
- 平成24年12月末より期待エクスポージャー方式に移行したため、平成25年3月末は、同方式が適用されたエクスポージャーについては、信用リスク削減効果を反映した額となります。
- 中央清算機関向けエクスポージャーは含んでおりません。
- 地域および業種は、当グループの内部管理上の区分を用いております。
- 消費関連産業とは、商業、レジャー産業、小売業、飲食業、航空会社、流通、ヘルスケア、自動車、住宅関連等を指します。
- 期間の定めのないものには、算出上の上限を使用したものを含まず。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額、及び業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金については、連結自己資本規制比率告示において、自己資本額として取り扱われることが認められていますが、当該引当金の金額的重要性を勘案し、規制上の自己資本額として算入しておりません。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1%未満である場合には、区分を要しない。)並びに連結自己資本規制比率告示第55条第2項第2号、第101条、第155条第2項第2号及び第225条(連結自己資本規制比率告示第103条及び第112条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

	平成24年3月末	平成25年3月末	(十億円)
	信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の エクスポージャーの額	信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の エクスポージャーの額	
リスク・ウェイト			
0%	40.2	40.5	
10%	0.0	-	
20%	30.7	35.2	
35%	-	0.0	
50%	7.3	119.1	
100%	1,780.2	363.1	
150%	1.7	3.0	
350%	-	8.5	
625%	0.0	-	
937.5%	-	-	
1,250%	0.0	-	
合計	1,861.9	569.4	

- (4) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第 129 条第3項及び第5項並びに第143条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- 1) スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

	平成24年3月末	平成25年3月末	(十億円)
リスク・ウェイト			
50%	-	0.6	
70%	23.7	25.1	
90%	-	4.2	
95%	-	-	
115%	4.0	-	
120%	-	-	
140%	-	-	
250%	12.8	7.2	
0%	13.1	7.5	
合計	53.6	44.6	

- 2) マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについては、合計 3,305 億円のうち、リスク・ウェイト 300%適用分が 1,789 億円、同 400%適用分が 1,516 億円となっております。

## (5) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

## 1) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(エクスポージャー別)

平成24年3月末									(十億円)
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)	
事業法人向け	1.68%	7.91%	-	9.84%	352.4	14,775.7	21.0	75.00%	
AAA~AA-	0.04%	25.93%	-	5.54%	131.8	1,130.5	-	-	
A+~BBB-	0.27%	7.82%	-	6.03%	151.9	6,306.1	3.1	75.00%	
BB+~CCC	0.57%	4.90%	-	13.90%	67.8	7,338.4	18.0	75.00%	
CC~D	100.00%	24.57%	24.57%	0.00%	0.9	0.7	-	-	
金融機関等向け	0.42%	16.14%	-	10.72%	1,439.9	22,462.9	-	-	
AAA~AA-	0.04%	7.45%	-	2.23%	144.7	6,877.8	-	-	
A+~BBB-	0.11%	20.41%	-	13.89%	1,199.1	14,758.9	-	-	
BB+~CCC	5.46%	8.72%	-	21.44%	96.0	793.3	-	-	
CC~D	100.00%	3.84%	3.84%	0.00%	0.1	32.9	-	-	
ソブリン向け	0.35%	25.04%	-	2.33%	579.7	2,367.2	-	-	
AAA~AA-	0.01%	31.57%	-	1.19%	579.6	1,574.3	-	-	
A+~BBB-	0.12%	6.83%	-	5.08%	0.0	776.2	-	-	
BB+~CCC	16.16%	15.62%	-	41.49%	0.0	8.8	-	-	
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	7.9	-	-	
合計	0.87%	13.80%	-	9.82%	2,371.9	39,605.8	21.0	75.00%	
AAA~AA-	0.03%	14.66%	-	2.42%	856.1	9,582.6	-	-	
A+~BBB-	0.16%	16.45%	-	11.40%	1,351.0	21,841.2	3.1	75.00%	
BB+~CCC	3.42%	5.32%	-	14.73%	163.8	8,140.5	18.0	75.00%	
CC~D	100.00%	12.22%	12.22%	0.00%	0.9	41.5	-	-	
平成25年3月末									(十億円)
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)	
事業法人向け	2.13%	15.37%	-	19.32%	278.2	9,331.1	0.4	75.00%	
AAA~AA-	0.03%	42.98%	-	10.78%	32.5	1,009.5	-	-	
A+~BBB-	0.24%	15.47%	-	11.95%	180.5	4,367.7	-	-	
BB+~CCC	4.71%	8.05%	-	29.92%	65.1	3,949.3	0.4	75.00%	
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.6	-	-	
金融機関等向け	0.25%	14.90%	-	9.41%	1,453.4	12,286.9	-	-	
AAA~AA-	0.03%	7.35%	-	1.66%	142.5	5,267.4	-	-	
A+~BBB-	0.10%	20.56%	-	13.30%	1,278.4	6,405.1	-	-	
BB+~CCC	2.85%	10.58%	-	28.51%	32.1	607.5	-	-	
CC~D	100.00%	39.62%	39.62%	0.00%	0.3	7.0	-	-	
ソブリン向け	0.64%	22.61%	-	3.11%	177.0	2,140.8	-	-	
AAA~AA-	0.02%	23.72%	-	1.23%	177.0	1,681.9	-	-	
A+~BBB-	0.14%	16.16%	-	7.90%	0.0	412.7	-	-	
BB+~CCC	8.15%	32.99%	-	47.18%	-	35.1	-	-	
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	11.1	-	-	
合計	0.99%	15.77%	-	12.55%	1,908.6	23,758.8	0.4	75.00%	
AAA~AA-	0.03%	15.48%	-	2.70%	352.0	7,958.7	-	-	
A+~BBB-	0.15%	18.58%	-	12.64%	1,458.9	11,185.5	-	-	
BB+~CCC	4.48%	8.58%	-	29.85%	97.2	4,591.9	0.4	75.00%	
CC~D	100.00%	43.31%	43.31%	0.00%	0.5	22.7	-	-	

2) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(地域別)

内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(地域別)

平成24年3月末								
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
国内	0.38%	17.32%	-	10.22%	981.6	8,680.4	-	-
AAA~AA-	0.03%	17.76%	-	2.99%	567.4	3,439.2	-	-
A+~BBB-	0.18%	17.00%	-	13.77%	406.8	5,029.3	-	-
BB+~CCC	11.31%	17.09%	-	54.29%	6.7	211.8	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.8	-	-	-
欧州	0.98%	7.29%	-	4.93%	500.0	12,831.5	12.0	75.00%
AAA~AA-	0.03%	7.69%	-	1.48%	94.0	2,260.8	-	-
A+~BBB-	0.17%	10.52%	-	6.29%	389.8	6,008.0	3.1	75.00%
BB+~CCC	2.60%	2.56%	-	4.82%	16.3	4,562.7	8.9	75.00%
CC~D	-	-	-	-	-	-	-	-
北米	1.01%	15.77%	-	11.85%	759.4	16,822.9	8.5	75.00%
AAA~AA-	0.03%	15.34%	-	2.18%	173.1	3,721.1	-	-
A+~BBB-	0.14%	18.75%	-	12.63%	453.0	9,803.6	-	-
BB+~CCC	3.58%	7.30%	-	20.76%	133.1	3,256.7	8.5	75.00%
CC~D	100.00%	11.58%	11.58%	0.00%	0.1	41.5	-	-
アジア	1.45%	26.67%	-	27.93%	130.8	1,271.0	0.5	75.00%
AAA~AA-	0.04%	22.06%	-	6.80%	21.7	161.5	-	-
A+~BBB-	0.11%	26.67%	-	18.03%	101.4	1,000.3	-	-
BB+~CCC	16.21%	33.88%	-	154.30%	7.7	109.2	0.5	75.00%
CC~D	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0.87%	13.80%	-	9.82%	2,371.9	39,605.8	21.0	75.00%
AAA~AA-	0.03%	14.66%	-	2.42%	856.1	9,582.6	-	-
A+~BBB-	0.16%	16.45%	-	11.40%	1,351.0	21,841.2	3.1	75.00%
BB+~CCC	3.42%	5.32%	-	14.73%	163.8	8,140.5	18.0	75.00%
CC~D	100.00%	12.22%	12.22%	0.00%	0.9	41.5	-	-

平成25年3月末								
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
国内	0.44%	43.36%	-	24.93%	568.0	1,879.4	0.2	75.00%
AAA~AA-	0.02%	44.87%	-	6.03%	166.5	711.3	-	-
A+~BBB-	0.15%	42.72%	-	32.39%	387.0	1,111.6	-	-
BB+~CCC	5.54%	37.72%	-	108.15%	14.4	52.1	0.2	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.5	-	-
欧州	2.16%	37.89%	-	38.70%	714.9	3,820.0	0.2	75.00%
AAA~AA-	0.03%	43.45%	-	9.57%	120.8	943.3	-	-
A+~BBB-	0.14%	40.79%	-	29.63%	537.9	1,913.6	-	-
BB+~CCC	7.57%	24.79%	-	92.61%	55.9	944.9	0.2	75.00%
CC~D	100.00%	42.88%	42.88%	0.00%	0.3	18.2	-	-
北米	0.76%	5.81%	-	3.18%	484.7	16,836.1	-	-
AAA~AA-	0.03%	6.28%	-	0.93%	45.8	6,164.6	-	-
A+~BBB-	0.16%	6.96%	-	3.49%	422.8	7,191.3	-	-
BB+~CCC	3.36%	2.47%	-	6.49%	16.1	3,480.1	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	0.0	-	-
アジア	1.05%	19.24%	-	22.48%	141.1	1,223.3	-	-
AAA~AA-	0.03%	25.22%	-	7.63%	18.9	139.5	-	-
A+~BBB-	0.10%	16.66%	-	11.12%	111.3	969.0	-	-
BB+~CCC	10.50%	33.95%	-	138.85%	10.9	114.8	-	-
CC~D	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0.99%	15.77%	-	12.55%	1,908.6	23,758.8	0.4	75.00%
AAA~AA-	0.03%	15.48%	-	2.70%	352.0	7,958.7	-	-
A+~BBB-	0.15%	18.58%	-	12.64%	1,458.9	11,185.5	-	-
BB+~CCC	4.48%	8.58%	-	29.85%	97.2	4,591.9	0.4	75.00%
CC~D	100.00%	43.31%	43.31%	0.00%	0.5	22.7	-	-

- 1 PDは、向こう1年間にデフォルトが発生する確率の推計値、LGDは、EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合を示しております。
- 2 平成24年3月末のエクスポージャーは、一部の例外を除き、信用リスク削減効果勘案前の額となっております。
- 3 平成25年3月末のエクスポージャーの額(EAD)については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 4 信用リスク・アセット算出上に使用した内部格付で分類しているため、一部実際のエクスポージャーに付与された内部格付に比べて保守的な区分となっております。
- 5 連結自己資本規制比率算出上のデフォルト区分はCC、C及びDとしております。
- 6 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、未決済取引、株式等エクスポージャー、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、現金及びその他資産は除外しております。
- 7 地域は、当グループの内部管理上の区分を用いております。

3) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーにおける債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高については該当ありません。

4) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

i) プール単位でのPD の推計値、LGD の推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{\text{default}}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

当グループにおいて、リスク・アセットベースにおけるリテール関連の信用リスク・アセットの額は僅少であり、算出上はリテール・プールを作成せず、事業法人等エクスポージャー又は適用除外資産として取り扱っていることから、該当ありません。

(6) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの、直前期における損失の実績値、当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析、及び長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当グループでは、市場性のある取引またはそれに裏付けられた取引がビジネスの中心になっており、金融資産の公正価値の把握およびその変動リスクの把握が重要となっています。内部格付手法を適用しているエクスポージャーは、デリバティブ等取引に係るカウンターパーティ向けの与信が大半であり、これらの与信に係る損失は公正価値の見直し(評価損益)、又はポジション解消(売却損益)を通じて実現されるケースも多数存在します。当該損失は、信用リスクに起因する部分と市場リスクに起因する部分が混在し、両者を判別することが困難であることから、信用リスクに起因する損失実績値の集計は行っておりません。

また当グループにおいて、内部格付手法の適用対象となるエクスポージャーについては、過去長期間にわたり、実際に発生したデフォルト件数が少ない中、PD 推計値は、過去長期間の実績値との対比では相当保守的な水準となっております。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

内部格付手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

	平成24年3月末				(十億円)
	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
内部格付手法	29,106.4	-	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	15,328.8	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,307.1	-	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	12,470.5	-	-	-	-

	平成25年3月末				(十億円)
	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
内部格付手法	16,675.5	-	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	9,194.3	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,153.0	-	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	6,328.2	-	-	-	-

- 1 金融資産担保とは、現金や有価証券等のうち、連結自己資本規制比率告示にて適格なものとして定められたものを指します。
- 2 平成24年12月末より期待エクスポージャー方式に移行したため、平成25年3月末の金融資産担保の額は、期待エクスポージャー方式が適用されなかったエクスポージャーに対して充当された額を示しております。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクの状況

		平成24年3月末			(十億円)
		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額 (担保勘案前)	
派生商品取引	(A)	14,551.8	13,013.3	27,565.2	
外国為替関連取引および金関連取引		967.2	1,028.3	1,995.5	
金利関連取引		10,400.3	4,027.3	14,427.5	
株式関連取引		1,467.3	2,117.4	3,584.7	
貴金属関連取引(金を除く)		-	-	-	
その他のコモディティ関連取引		1.8	2.2	4.0	
クレジット・デリバティブ取引		1,715.2	5,838.2	7,553.4	
長期決済期間取引	(B)	1.0	0.0	1.0	
一括清算・ネットリング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)	-	-	19,842.6	
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)	-	-	7,723.6	
担保の額	(E)	-	-	1,051.3	
金融資産担保		-	-	1,051.3	
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)	-	-	6,672.2	

		平成25年3月末			(十億円)
		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額 (担保勘案前)	
派生商品取引	(A)	1,116.4	743.1	1,859.5	
外国為替関連取引および金関連取引		186.2	159.8	346.0	
金利関連取引		599.6	41.7	641.3	
株式関連取引		83.7	172.9	256.6	
貴金属関連取引(金を除く)		-	-	-	
その他のコモディティ関連取引		1.2	2.4	3.6	
クレジット・デリバティブ取引		245.7	366.3	612.0	
長期決済期間取引	(B)	121.3	0.0	121.3	
一括清算・ネットリング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)	-	-	925.4	
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)	-	-	1,055.4	
担保の額	(E)	-	-	306.3	
金融資産担保		-	-	306.3	
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)	-	-	749.1	

1 カレント・エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出している部分につき集計しております。  
(平成25年3月末は、期待エクスポージャー方式の適用対象が除かれています。)

### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

	平成24年3月末		平成25年3月末		(十億円)
	提供	購入	提供	購入	
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	20,158.5	20,371.6	24,657.9	24,173.3	
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	10,738.1	10,762.2	12,722.3	13,309.4	
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	3,297.6	3,710.4	2,586.2	3,380.4	
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプオプション	781.5	156.9	51.2	33.5	
合計	34,975.7	35,001.2	40,017.7	40,896.6	

## 7. 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

### (1) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の額及び主な原資産の種類別の内訳

	平成24年3月末			平成25年3月末			(十億円)
	エクスポージャーの 額	うち再証券化 エクスポージャー	うち100%のリスク・ ウェイト適用分)	エクスポージャーの 額	うち再証券化 エクスポージャー	うち100%のリスク・ ウェイト適用分)	
RMBS	123.4	5.6	80.2	143.8	3.6	105.1	
CMBS	119.2	23.6	18.2	135.1	7.3	36.9	
CDO/CLO	26.9	-	7.7	20.6	0.6	8.9	
Consumer	25.2	-	2.2	41.5	-	0.8	
Commercial	8.2	-	2.1	4.4	-	1.2	
その他	17.9	-	3.1	26.0	-	5.4	
合計	320.8	29.2	113.4	371.3	11.4	158.3	

- (2) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

	平成24年3月末				平成25年3月末				(十億円)
	エクスポージャー の額	(うち再証券化 エクスポージャー)	所要自己資本の 額	(うち再証券化 エクスポージャー)	エクスポージャー の額	(うち再証券化 エクスポージャー)	所要自己資本の額	(うち再証券化 エクスポージャー)	
1.6%以下	85.3	0.0	1.3	-	80.4	-	0.5	-	
1.6%超 4%以下	66.8	0.5	1.9	0.0	67.9	0.1	1.4	0.0	
4%超 8%以下	18.3	0.1	1.2	0.0	23.0	1.0	1.2	0.1	
8%超 20%以下	5.8	-	1.2	-	8.5	-	0.7	-	
20%超 100%未満	31.2	15.1	10.8	4.2	33.1	-	12.5	-	
100%	113.4	13.5	113.4	13.5	158.3	10.3	158.3	10.3	
合計	320.8	29.2	129.8	17.7	371.3	11.4	174.5	10.4	

1. リスク・ウェイトの区分は、マーケット・リスクの個別リスクにおいて使用される表記を用いております。

- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

	平成24年3月末	平成25年3月末	(十億円)
エクスポージャーの総額			
ヘッジ込み	1,793.0	1,096.1	
ヘッジ除外	1,570.2	957.5	
所要自己資本			
デフォルト	23.4	11.2	
相関	1.2	-1.0	
クレジットスプレッド	-3.5	1.2	
その他	-2.1	12.3	
所要自己資本の合計	18.9	23.6	

## 8. マーケット・リスクに関する事項

(1) 期末の VaR の値並びに開示期間における VaR の最高、平均及び最低の値

	平成23年12月31日から平成24年3月31日まで				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成24年3月末	日次平均	最高	最低	平成25年3月末	
VaR(10day)	23.7	29.7	19.0	21.0	20.6	30.3	14.2	15.2	

VaR(10day)の前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(2) 期末のストレス VaR の値並びに開示期間におけるストレス VaR の最高、平均及び最低の値

	平成23年12月31日から平成24年3月31日まで				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成24年3月末	日次平均	最高	最低	平成25年3月末	
ストレスVaR	36.9	58.6	25.3	35.7	37.2	72.8	21.6	29.1	

ストレス VaR の前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(3) 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における所要自己資本の最高、平均及び最低の額

	平成23年12月31日から平成24年3月31日まで				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成24年3月末	日次平均	最高	最低	平成25年3月末	
追加的リスク	98.8	108.2	91.6	96.6	95.1	125.7	77.7	108.4	
包括的リスク	25.7	38.5	18.5	18.9	18.9	27.0	14.3	23.9	

(4) バック・テストの結果及び損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した場合についての説明

連結自己資本規制比率告示に定める当グループの直近250営業日の損失超過回数は0回であり、また、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間においては損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した実績はありません。

9. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額

	平成24年3月末		平成25年3月末		(十億円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	連結貸借対照表 計上額	時価	
経過措置適用分	221.5	221.5	250.9	250.9	
上場株式等エクスポージャー	7.1	7.1	178.9	178.9	
上記以外の株式等エクスポージャー	84.6	84.6	151.6	151.6	
合計	313.2	313.2	581.4	581.4	

(2) 補完的項目に算入されたその他有価証券の評価益の45%相当額

	平成24年3月末	平成25年3月末
補完的項目に算入されたその他有価証券の評価益の45%相当額	-	-

(3) 株式等エクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの額

	平成24年3月末	平成25年3月末
PD/LGD方式	-	-
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	91.6	330.5
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	-	-
経過措置適用分	221.5	250.9
合計	313.2	581.4

尚、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額及び連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ありません。

10. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、当グループは、預金預入業務を主たる業務とはしておらず、トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクの損益、経済的価値に対する影響は極めて限定的であると認識しています。

## 第4部 自己資本調達手段に関する契約内容

### 1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	株主資本 株主資本
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	劣後債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260ABC4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	154,187百万円
9	額面総額(4)	154,300百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフアード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合：  ①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合  ②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BBC2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	15,700百万円
9	額面総額(4)	15,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がパーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフワード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合:  ①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合  ②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

#### 4. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	35,550百万円
9	額面総額(4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

5. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
規制上の取扱い(1)		
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	51,030百万円
9	額面総額(4)	57,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日))
剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

6. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	5,400百万円
9	額面総額(4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

7. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3) 連結自己資本規制比率	45,000百万円
9	額面総額 (4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分 (5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日 (6)	平成22年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円 無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日 (毎年5月26日および11月26日 (当該日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

## 8. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376261B834
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村証券株式会社第3回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	44,207百万円
9	額面総額(4)	49,200百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成20年3月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年3月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.28パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

## 9. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
規制上の取扱い（1）		
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	90,000百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	平成20年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種類別（10）	変動
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 平成25年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

## 10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	9,000百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	平成20年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	固定
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 平成25年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

## V. 報酬等に関する事項

本章は、金融商品取引業に関する内閣府令第208条の26第5号及び金融庁告示24号（平成24年3月29日）に規定する報酬等に関する事項に関し、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき開示を行うものです。

対象役員（20名）：

当社の取締役（社外取締役を含む）および執行役

対象従業者等（138名）：

当社および国内外の連結子会社の役職員のうち、担当または管理する取引や業務が当グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与え得る者であり、かつ原則として上記対象役員の報酬平均額程度以上の報酬を得ている者を「対象従業者等」とします。具体的には下記(1)～(7)のいずれかに該当する者です。

- (1) シニア・マネージング・ディレクター（SMD：当グループのビジネスにおいて、グローバルな一体経営を推進する主要な職責者で、持株会社の経営会議が任命する業務執行責任者。当グループの役職員のうち69名（平成25年6月30日現在）で、連結子会社の役員等を兼務する者を含む。）
- (2) 野村証券株式会社の取締役、執行役、執行役員
- (3) 海外の証券関連業務主要子会社の取締役
- (4) 野村アセットマネジメント株式会社の取締役、執行役、執行役員
- (5) 野村信託銀行株式会社の取締役、執行役
- (6) 野村バブコックアンドブラウン株式会社の取締役
- (7) 上記以外の主要な連結子会社の業務の運営または財産の状況に重大な影響を与える国内外の役職員

### 1. 報酬の決定に関する主要な機関等

対象役員の報酬制度および個別の報酬は、当社（委員会設置会社）の法定の「報酬委員会」で決定されます。報酬委員会（3名）は、執行役を兼務しない取締役を委員長とし、過半数が社外取締役からなる極めて独立性の高い機関です。

報酬委員会は、「野村グループの報酬の基本方針」を決定し、報酬制度と事業戦略との一致を図っております。

#### 「野村グループの報酬の基本方針」

当グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上等に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めております。当該方針は以下の6つの内容から構成されます。

- (1) 野村が重視する価値および戦略との合致
- (2) 会社、部門、個人の業績の反映
- (3) リスクを重視した適切な業績測定
- (4) 株主との利益の一致
- (5) 適切な報酬体系
- (6) ガバナンスとコントロール

なお、「野村グループの報酬の基本方針」は、野村ホールディングスのインターネットサイト上に公開しております。

対象従業者等に適用される報酬制度およびその運営に関する主要な事項については、「野村グループの報酬の基本方針」のもと、当社の「人事委員会」によって審議、決定されます。

人事委員会の現在のメンバーは、当社のグループCEO、グループCOO、財務統括責任者（CFO）、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、コーポレート統括執行役および人事担当執行役員であり、グループCEOが委員長を務めております。

また、人事委員会は外部コンサルタント（McLagan社）に対し、以下のような報酬等に関する助言、情報提供の依頼、委託を行っております。

- ・当グループが業務を行っている主要な地域における競合他社の報酬水準の調査

- ・競合他社における報酬制度、繰延報酬の内容等に関する調査

平成 25 年 3 月期において当社の報酬委員会は 5 回、人事委員会は 8 回開催されました。

## 2. 報酬の体系

当グループの報酬の枠組みは、上記「野村グループの報酬の基本方針」に基づき、Financial Stability Board（金融安定理事会、以下「FSB」）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」における指針に沿った形で以下の通り構成されております。

報酬項目	目的	具体的な内容例
固定報酬	・各自の知識、スキル、能力、経験に応じて支給 ・各国・地域の労働市場における水準を反映	ベースサラリー
	・各国・地域の労働市場の慣行を反映し、固定報酬の一部として支給	住宅関連手当 時間外労働手当
変動報酬	・チームおよび個人の業績と事業戦略や将来の付加価値への貢献に対する報酬 ・社内および外部市場との適切な比較に基づき決定 ・個人業績、リスクへの対処、コンプライアンス、部門間の協力等の幅広い観点に基づき決定	現金賞与 繰延報酬

なお、上記の他、社員については各国・地域の労働市場の慣行を反映した退職金制度があります。

上記のうち、変動報酬については以下のとおりとなっております。

### 現金賞与

変動報酬の一定部分は事業年度終了後に現金で支給されますが、報酬水準が高いほど現金賞与の比率が低くなります。これは規制当局の指針に沿ったものであり、グローバルに適用される方針ですが、各国・地域ごとに個別の規制がある場合は、現金賞与比率の決定に際し、当該規制が遵守されます。

### 繰延報酬

一定以上の年間報酬総額を受け取る役職員に対しては、変動報酬の一部が繰延報酬の形で支給されます。報酬の経済的価値を当社の株価にリンクすることや一定の受給資格確定期間を置くことによって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利害の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に個人資産増大の機会を与えることによるリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門や地域を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、繰延報酬については、FSB が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」において、繰延期間を 3 年以上とすることが推奨されています。そこで当グループにおいても原則として繰延期間を 3 年以上としております。

また、下記の事象が発生した場合には、繰延報酬は減額または没収とすることが定められております。

- ・自己都合での退職
- ・財務諸表の重大な修正
- ・グループの規程に対する重大な違反
- ・グループの事業やレピュテーションに対する重大な損害

さらに、平成 25 年 3 月期に対応する繰延報酬から、役員等の経営幹部および一定以上の報酬を受け取る社員については、今後グループの業績が大幅に悪化した場合やリスク管理に重大な欠陥が発生した場合には、当該繰延報酬を減額または没収できることといたしました。

現在の繰延報酬の種類は(1)基本繰延報酬、(2)追加繰延報酬、(3)業績連動繰延報酬に大別されます。

#### (1) 基本繰延報酬

- ① ストック・オプション

下記の2種類のストック・オプションを発行しております。

・ スtock・オプションAプラン

権利を付与する時点での当社株式の時価を上回る権利行使価額のストック・オプションが付与されます。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。日本では税制適格型オプションとなるため、主として日本国内の従業員に対して付与しています。

・ スtock・オプションBプラン

欧米で一般的なリストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。

ストック・オプションは、Bプランを中心に発行済株式総数に対する割合で約2.0%、年間7,500万株を発行の上限に、未行使の潜在株式の残高累計が発行済株式総数の10%程度を超えないように運営いたします（ただし、当該年度内に自己株式を取得した場合は、当該株式数を年間の発行株数から控除して算出）。

平成25年5月末日時点のストック・オプションの未行使残高は約1億3,072万株で、発行済株式総数に対する割合は約3.4%です。

② ファントム・ストックプラン

同プランはストック・オプションBプランと主要な点で同一となるように設計されています。税制等の理由でストック・オプションの利用が不利な国においてもファントム・ストックプランは利用可能です。

(2) 追加繰延報酬

平成23年3月期の繰延報酬付与時から、下記の繰延報酬を導入しました。これらのプランは、一定の役職員に対して基本繰延報酬とは別に付与されます。これにより、競争の激しいマーケットにおいて、優秀な人材を維持し、動機づけることに役立つと考えております。

① カラー付ファントム・ストックプラン

同プランは当社の株価に連動します（連動幅が一定の範囲に限定されます）。

② ファントム・インデックスプラン

同プランは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つ（主要先進国の株価を反映）に連動します。繰延期間や受給資格など他の主要な条件はカラー付ファントム・ストックプランと同じです。

(3) 業績連動繰延報酬

平成24年3月期に対応する繰延報酬の一部として、一定以上の職責につく役職員に対して導入いたしました。同プランは、FSBが推奨する長期インセンティブプラン（インセンティブプラン付与時以降の将来の業績に応じて、株式報酬等の付与数量が増減する）に準じた繰延報酬で、2年間の業績測定期間終了後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整したストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランを付与するというものです。なお、当該業績測定期間の業績が一定基準を下回った場合は付与されません。

### 3. リスク管理との整合性及び業績との連動性

報酬総額の決定にあたっては、FSBが公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の指針に沿って現在および将来のリスクを勘案し業績との連動性を考慮しております。具体的には、定量的に評価したリスクを総体的に捉えた経済資本に、一定の比率を乗じた金額をそれぞれの部門に賦課（収入より控除）した業績を測定し、当該リスク調整後の税引前・人件費控除前の利益額に対する人件費の比率等を参考にしております。

なお、当該経済資本には、市場リスク、信用リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクが反映されております。

また、報酬総額がグループ全体の財務の健全性の現状及び将来見通しとの整合性を保っており、かつ将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しております。

#### 4. 当期の報酬の種類及び支払総額

当期報酬	人数	当期支給			繰延支給				合計
		固定報酬	(変動報酬) 現金賞与	小計	ストック・オプション等		(変動報酬) 追加繰延報酬等	小計	
					固定報酬	(変動報酬) 基本繰延報酬			
対象役員	20	億円 8.4	億円 0.4	億円 8.8	億円 1.0	億円 2.1	億円 2.1	億円 5.2	億円 14.0
対象従業者等	138	61.4	18.8	80.2	0.7	36.2	40.6	77.5	157.7

(注)

- 1) 当期報酬は、平成 25 年 3 月期に対応する報酬額です（過去の繰延報酬等は含みません）。
- 2) 人数には、当期中に退任した対象役員 4 名および対象従業者等 27 名を含みます。
- 3) 上記の他、会社都合の退職者への支給分 9.7 億円があります。
- 4) 上記の他、前期以前の繰延報酬のうち①当期中に権利行使可能となったストック・オプション等 1,664.6 万株相当、追加繰延報酬で当期に支給したもの 25.1 億円、②権利行使開始期間が未到来のストック・オプション等の残高 1,999.0 万株相当、割当数量が未確定の業績連動繰延報酬の残高は 578.8 万株、追加繰延報酬で支給時期が未到来の残高 71.6 億円相当があります。

#### 5. その他

当グループでは、賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合のみ行うこととし、複数年の保証は原則として行わないようにしております。また、対象従業者等に対する特別または高額な退職金ないし退職（セベランス）パッケージの保証は行わないようにしております。

# 野村ホールディングス株式会社